

平成 30 年度
「欧米の環境 NGO 等に対する州政府等からの
財政支援に関する調査」

報告書

平成 31 年 3 月

MIZUHO



みずほ情報総研

目次

1	概要	3
2	調査概要	4
2.1	調査枠組み	4
2.1.1	調査背景と目的	4
2.1.2	調査先	5
2.1.3	調査手法と調査項目	6
2.2	調査実施期間・行程	7
2.2.1	米国	7
2.2.2	ドイツ	7
2.3	調査実施体制	8
2.3.1	検討委員会の体制	8
2.3.2	調査の実施体制	8
3	調査結果	9
3.1.	米国	9
3.1.1.	公的財政支援制度の概要	9
3.1.2.	環境 NGO 等の現状	24
3.1.3.	米国：調査結果まとめ	30
3.2.	ドイツ	34
3.2.1.	公的財政支援制度の内容	34
3.2.2.	環境 NGO 等の現状	49
3.2.3.	ドイツ：調査結果のまとめ	55
4	まとめと考察	61
4.1.	米国とドイツの比較	61
4.2.	調査結果から得られる我が国への示唆	63

別添 1：委員提出資料

別添 2：ヒアリング議事録

別添 3：調査機関概要

別添 4：検討委員会議事録

1 概要

- 本業務では、わが国の環境 NGO 等・NPO 等（以下「環境 NGO 等」という。）に対する支援の考察の一助とすることを目的に、米国及びドイツにおける環境 NGO 等に対する州政府等からの財政支援の実態について、文献・ウェブ調査及び現地調査（各 1 週間）と分析を行った。
- 本調査対象は、公的資金支援を提供する州政府関係機関とその支援を受ける側である環境 NGO 等や州レベルのネットワーク NGO とし、財政支援制度の内容（助成タイプ・支援内容・各種手続き等）、環境 NGO の財政状況や環境 NGO が活用している助成制度の内容等を中心として各種調査を行った。（「2.調査概要」）
- 本業務の実施体制に関して、3 名の委員からなる検討委員会を設置し、現地調査前と後に 1 回ずつ計 2 回の検討委員会を開催した。検討委員会では、請負者の提案及び前年度調査結果を基に、調査先・調査手法及び調査項目等に関する詳細な検討及び決定、かつ現地調査結果の分析等の深化を図るための検討がなされた。また、現地調査については、請負者に加え、各 1 名の委員と独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）職員に同行頂いた。（「2.調査概要」）
- 現地調査結果に関しては、米国とドイツそれぞれにおいて、公的財政支援制度の概要と環境 NGO 等の現状の 2 つの大項目で分け、ファクトの取り纏めを行った。（「3.調査結果」）
- 最後に、文献・ウェブ調査及び現地調査で得られた情報に加え、検討委員会での議論、委員メンバーからのコメントやアドバイスを踏まえ、米国とドイツの比較を行った上で、本調査結果から得られるわが国への示唆を提示した。（「4.まとめと考察」）

2 調査概要

2.1 調査枠組み

2.1.1 調査背景と目的

地球環境基金は平成5年の設立以来、約1,600団体、167億円の支援を行ってきた。現在の日本の地域での環境課題や地球環境問題について考えると、わが国の環境NGO等の活躍は必須であり、公共政策のパートナーとしての役割も期待されているが、政府からの財政支援は、小規模な委託事業や助成金となっている。また、わが国では、環境NGO等に対してボランティア組織というイメージが強く、国からの支出削減の議論から、環境NGO等への財政支援は一時的、小規模に留まるべきとの議論も多い。一方、欧米諸国では、環境NGO等は国からは公共政策のパートナーとして捉えられ、補助金、委託事業など国からの財政支援を多く受けている環境NGO等も存在するという。

これらの実態を把握するため、平成28年度に欧米等の環境NGO等に対する政府からの財政支援の状況についてWEB掲載情報の収集、整理を行い、それを踏まえて平成29年度には米国及び欧州の政府関係機関と主に大規模な環境NGO等から財政支援に係るヒアリングを行い、その内容を取りまとめた。この調査により、米国及び欧州の主に大規模な環境NGO等に関して、政府が求める役割、財政支援の概要、財政状況を把握し、比較を行ったところである。

そこで、平成30年度においては、米国及び欧州を対象として、前年度の調査より小規模な環境NGO等（地球環境基金の助成対象団体と事業総額等で同程度が目安）に対する州政府等からの財政支援内容について、双方からヒアリングを行い、その内容を取りまとめることとする。

上記により、海外先進国の比較的小規模な環境NGO等に対する州政府等からの財政支援の実態を把握し、わが国の環境NGO等に対する支援の考察の一助とすることが本業務の目的である。

2.1.2 調査先

米国及び欧州における調査先は、財政支援を提供する政府関係機関と財政支援を受ける環境 NGO 等であり、以下にて提示する。

(1) 米国の調査先機関

米国における調査先は、3つの財政支援機関、3つの環境 NGO 等の、合計 6 機関である（図表 1）。

なお、サンフランシスコ市に対しては、電話ヒアリングを実施した。

図表 1. 米国の調査先機関

分類	機関名	所在都市
政府関係機関	カリフォルニア州環境保護庁 (CalEPA)	サクラメント
	サクラメント市	
	サンフランシスコ市	サンフランシスコ
環境 NGO 等	Literacy for Environmental Justice	サンフランシスコ
	Greenaction for Health and Environmental Justice	
	The Watershed Project	リッチモンド

(2) ドイツの調査先機関

ドイツにおける調査先は 4つの財政支援機関、3つの環境 NGO、1つの環境ネットワーク NGO の、合計 8 機関である（図表 2）。

なお、NRW 州環境・開発財団と NRW 州自然・郷土・文化保全財団は、NRW 州環境省からのヒアリングと文献調査を行った。また前者に対しては、それらに加えてメールヒアリングを行った。

図表 2. ドイツの調査先機関

分類	機関名	所在都市
政府関係機関	ドイツ連邦自然保護庁 (BfN)	ボン
	ノルトライン＝ヴェストファーレン州 (NRW 州) 環境・農業・保全・消費者保護省	デュッセルドルフ
	NRW 州環境・開発財団	ボン
	NRW 州自然・郷土・文化保全財団	デュッセルドルフ
環境 NGO 等	Naturschutzbund in Deutschland (NABU) NRW	デュッセルドルフ
	ARGE Nord-Ost	シュトゥットガルト
	NaturFreunde ヴュルテンベルク	シュトゥットガルト

分類	機関名	所在都市
ネットワーク団体	LNV	シュトゥットガルト

2.1.3 調査手法と調査項目

調査手法は、文献やウェブ調査及び現地及びメールでのインタビュー調査となる。

調査項目は、財政支援を提供する政府関係機関向けと財政支援を受ける環境 NGO 等向けで分けており、以下の通りである。

(1) 主な調査項目（州政府等の助成提供機関向け）

1. 環境 NGO 等への財政支援制度
 - 1.1. 財政支援制度の枠組み
 - 1.2. 財政支援制度の手続き
2. 調査対象国における環境 NGO 等について
 - 2.1. 公的資金支援を受けている環境 NGO 等
 - 2.2. 調査対象国における環境 NGO 等の社会的位置付けとその理由

(2) 主な調査項目（環境 NGO 等向け）

1. 組織概要
 - 1.1. 設立経緯
 - 1.2. 組織の目的
 - 1.3. 組織体制
2. 財政状況
 - 2.1. 収入構成
 - 2.2. 各収入源の用途
 - 2.3. 収入の安定性
3. 受領している公的財政支援の内容
 - 3.1. 財政支援枠組み（支援形態、規模、適格な費用等）
 - 3.2. 用途
 - 3.3. メリットとデメリット
4. 組織開発の取組み

2.2 調査実施期間・行程

2.2.1 米国

米国における現地調査実施期間は2019年1月5日（土）～1月13日（日）である。具体的な行程は以下の図表3の通りである。なお、2月6日（水）にサンフランシスコ市に対して、電話ヒアリングを実施した。

図表 3. 米国における現地調査行程

日時		活動
1月7日（月）	AM	● 10:00-12:00 Literacy for Environmental Justice
	PM	議事録まとめ、ヒアリング準備 ＜サンフランシスコ（オークランド）泊＞
1月8日（火）	PM	● 14:00-16:00 Greenaction for Health and Environmental Justice ＜サンフランシスコ（オークランド）泊＞
1月9日（水）	AM	● 10:00-12:00 The Watershed Project
	PM	（移動）サンフランシスコ→サクラメント ＜サクラメント泊＞
1月10日（木）	AM	● 10:30-11:30 サクラメント市ヒアリング
	PM	● 13:00-15:00 CalEPA ヒアリング （移動）サクラメント→サンフランシスコ ＜サンフランシスコ（オークランド）泊＞
1月11日（金）	AM	議事録まとめ
	PM	＜サンフランシスコ（オークランド）泊＞

2.2.2 ドイツ

ドイツにおける現地調査実施期間は2019年2月17日（日）～2月23日（土）である。具体的な行程は以下の図表4の通りとなる。また NRW 州環境・開発財団に対して、現地調査後にメールヒアリングを行った。

図表 4. ドイツにおける現地調査行程

日時		活動
2月18日（月）	AM	調査チーム内打合せ等の面談準備
	PM	＜デュッセルドルフ泊＞
2月19日（火）	AM	調査チーム内打合せ等の面談準備
	PM	● 15:00 NABU NRW 支部@デュッセルドルフ ＜デュッセルドルフ泊＞
2月20日（水）	AM	NABU NRW との面談取纏めとチーム内打合せ等の面談準備

日時		活動
	PM	<ul style="list-style-type: none"> ● 13:00 NRW 州環境省@デュッセルドルフ (meeting room A 102) (移動) デュッセルドルフ→フランクフルト <フランクフルト泊>
2月21日(木)		(移動) フランクフルト→シュトゥットガルト <ul style="list-style-type: none"> ● 11:00 LNV@シュトゥットガルト ● 14:00 ARGE Nord-Ost@シュトゥットガルト ● 19:00 NaturFreunde Baden-Württemberg@シュトゥットガルト (移動) シュトゥットガルト→フランクフルト <フランクフルト泊>
2月22日(金)	AM	(移動) フランクフルト→ボン <ul style="list-style-type: none"> ● 11:00 BfN (ドイツ連邦自然保護庁) @ボン
	PM	(移動) ボン→デュッセルドルフ空港

2.3 調査実施体制

2.3.1 検討委員会の体制

調査先、調査手法及び調査項目等については、請負者の提案及び前年度調査結果を基に詳細な検討及び決定させ、かつ現地調査結果の分析等を深めるため、検討委員会を設置した。委員会のメンバー構成は、以下の通りである。

＜委員＞ (50音順)		
大久保 規子	大阪大学大学院	法学研究科 教授
柏木 宏	法政大学大学院	連帯社会インスティテュート 特任教授
道家 哲平	日本自然保護協会	経営企画部 副部長

2.3.2 調査の実施体制

請負業者は、みずほ情報総研であり、検討委員会からの助言を受けつつ、本調査の実施・管理を行った。現地調査に関しては、ERCA 職員に加え、米国での調査では柏木委員に、またドイツの調査では大久保委員にご同行頂いた。

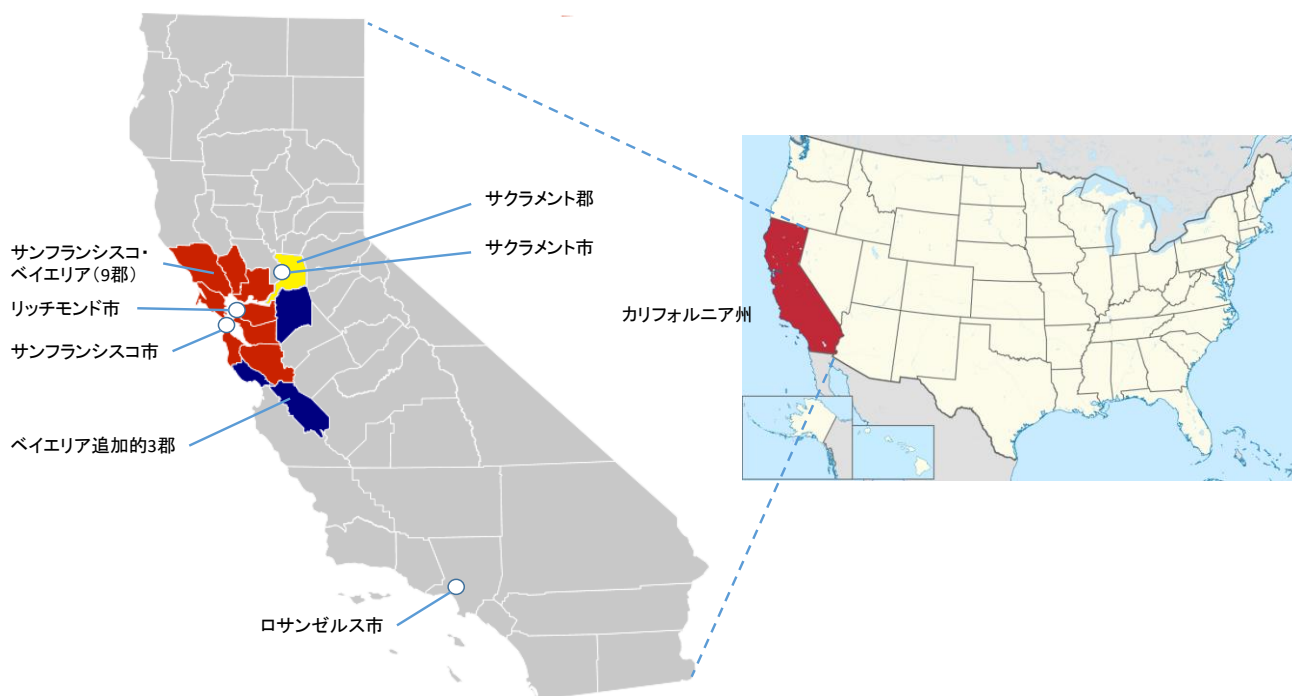
3 調査結果

3.1. 米国

3.1.1. 公的財政支援制度の概要

本調査では、サンフランシスコ市やサクラメント市をはじめとしたカリフォルニア州内の環境 NGO 等に対する財政支援制度に係る情報収集・分析を行った。

図表 5. 本調査の対象となる都市・地域



(出所) みずほ情報総研作成

(1) カリフォルニア州による財政支援制度

カリフォルニア州の環境保護庁 (The California Environmental Protection Agency: CalEPA) は、同州知事室直下の組織として 1991 年に設立された。公衆衛生、環境の質、経済活性化を目的として、環境の修復、保護、拡張を実施する機関である。

同州には以下の部局 (board and department など) がある¹。

¹ <https://calepa.ca.gov/boards-departments-and-offices/>

- California Air Resource Board (ARB)
- Department of Pesticide Regulation
- Department of Resources Recycling and Recovery (CalRecycle)
- Department of Toxic Substances Control
- Office of Environmental Health Hazard Assessment
- State Water Resources Control Board
- Regional Water Quality Control Boards (RWQCB)

CalEPA では以下の図表 6 のグラントプログラムを用意している（NPO が応募可能なもの）²。

図表 6. CalEPA のグラントプログラム

プログラム	概要
Environmental Enforcement and Training Grants ³	<ul style="list-style-type: none"> • 州の環境法を強化するため、環境の強化・教育・訓練に対して財政支援を行う。政府のスタッフをトレーニングする内容。 • 公的機関・NPO が応募可能。 • 予算は小規模で分野特定。（予算総額 10 万ドル以下） • 毎年 9 月に公募。
Environmental Justice Small Grants Program ⁴ （調査対象）	<ul style="list-style-type: none"> • 地域ベース・草の根の NPO および連邦政府公認の先住民政府のうち、環境汚染や有害物質（環境公正に関連）に晒されている地域にある機関に供与される。 • NPO（501(c)(3)団体）および先住民政府が応募可能。 • 予算上限は 1 件あたり 50,000 ドル（過去は 25,000 ドルであったところ増額されている）。 • 詳細は以下参照。
Environment Enforcement Grants ⁵	<ul style="list-style-type: none"> • 「Section 14300」の予算でグラントを拠出。 • 「Environmental Circuit Prosecutor Project」（州内の地域における水・大気等の法律執行にあたり不足分を補助）、California District Attorneys Association（カリフォルニア地区弁護士協会）による環境分野のトレーニング、California Commission on Peace Officers Standards & Training（司法警察職員基準及び訓練規定）のもとでの環境面のトレーニング等に資金を拠出。
Brownfields Revolving Loan Fund Program ⁶	<ul style="list-style-type: none"> • ブラウンフィールド（汚染された土地）対策の低利融資またはサブグラント。

² <https://calepa.ca.gov/wp-content/uploads/sites/6/2016/10/LoansGrants-LoansGrants.pdf>

³ <http://www.calepa.ca.gov/Enforcement/Grants/>

⁴ <http://www.calepa.ca.gov/EnvJustice/Funding/>

⁵ <https://calepa.ca.gov/enforcement/grants-scholarships-environmental-enforcement/>

⁶ http://www.dtsc.ca.gov/SiteCleanup/Brownfields/Loans_Grants.cfm

プログラム	概要
	<ul style="list-style-type: none"> • ブラウンフィールドにアクセスできる公的・民間機関が応募可能。(グラントは政府機関と NPO に限定。) • ローンまたはグラント。 • 予算上限はサブグラントで 200,000 ドル、ローンで 900,000 ドル。 • USEPA の予算を活用する。
Clean Beach Initiative Grant Program ⁷	<ul style="list-style-type: none"> • 公共の海岸におけるビーチの水質改善 (病原菌等) にグラントが供与される。 • 公的機関と NPO (501(c)(3)団体) が応募可能。 • 予算は 100,000~1,000,000 ドル。

(出所) カリフォルニア州へのヒアリングと各種資料

なお、CalEPA の Air Resource Board (ARB)のもとでは、グラントプログラムではなくコントラクトとして、包括的調査プログラムを実施している⁸ (図表 7)。

これは大気汚染や気候変動に関する学術的な調査を支援するものであり、学術的な組織 (ほとんどは大学) との間でコントラクトを結んでいる。そのため本調査の対象とは異なるが、契約形態の考え方等、比較対象として有益である。

環境問題 (大気汚染、気候変動、経済的影響等) に関して、政府の知見を補う (gap the knowledge) ことを方針とする。

図表 7. CalEPA の包括的調査プログラムの概要

項目	概要
契約形態	<ul style="list-style-type: none"> • 特定の内容について調査を行うため、グラントではなくコントラクトとしている。 • コントラクトであっても調査実施内容は柔軟に変更できる。
期間	<ul style="list-style-type: none"> • 3-4 年間
予算	<ul style="list-style-type: none"> • 総予算は 300-400 万ドル程度。 • 1 件あたり予算は 10 万ドル、50 万ドルなど。
選定	<ul style="list-style-type: none"> • 10-15 件を選定する。 • 有識者 10 人程度の選定委員会において選定を行う。 • 調査結果を公表できることを条件とする。
支払い	<ul style="list-style-type: none"> • 間接費 (o.h.) は協議によって定める。以前は 10%としていたが、大学は総じて高いことを考慮し、現在はたとえば 26%などの水準 (50%超の事例もある)。
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 知事交代等に伴い政策が変更され、本プログラムの方針も修正されることはありうる (例: カリフォルニア州の 2008 年以降の気候変動対策重点化、石炭火力の閉鎖等)

(出所) カリフォルニア州へのヒアリングと各種資料

⁷ http://www.waterboards.ca.gov/water_issues/programs/beaches/cbi_projects/index.shtml

⁸ <https://ww2.arb.ca.gov/our-work/topics/research>

また、CUPAs (Certified Unified Program Agencies、クーパーと呼称) は、分散した各地域部局間のネットワークを創出し、その体制下でプログラムを実施するフレームワークである。83 機関 (2014 年現在) を承認し、そのネットワークの管理を行っている。CUPAs は 1996 年制定の根拠法のもとで活動を開始しており、それまでは同様のプログラム実施機関が約 1,300 の州・地域機関に分散していた。

CUPAs が実施に関わるプログラムは以下の図表 8 の 6 つである。これらは個々のグラントと異なるものである。

図表 8. CUPAs が実施に関わるプログラム

プログラム	州の所管部署
Hazardous Materials Release Response Plans and Inventories (Business Plans)	California Governor's Office of Emergency Services (Cal OES)
California Accidental Release Prevention (CalARP) Program	California Governor's Office of Emergency Services (Cal OES)
Underground Storage Tank (UST) Program	California State Water Resources Control Board (SWRCB)
Aboveground Petroleum Storage Act (APSA)	Office of the State Fire Marshal (CAL FIRE-OSFM)
Hazardous Waste Generator and Onsite Hazardous Waste Treatment (tiered permitting) Programs	Department of Toxic Substances Control (DTSC)
California Uniform Fire Code: Hazardous Material Management Plans and Hazardous Material Inventory Statements	Office of the State Fire Marshal (CAL FIRE-OSFM)

(出所) カリフォルニア州各種資料

カリフォルニア州の財政支援制度のうち本調査の目的にもっとも合致するものは、CalEPA の Air Resource Board (ARB)において運用されている Environmental Justice Small Grant である。

同制度は、連邦政府 EPA (環境保護庁) から CalEPA を通じて供与されるグラントプログラムであり、環境影響を偏って受けている地域 (貧困層地域、先住民地域、英語以外の言語等) での環境公正に取り組むプロジェクト (教育等) を支援。地域等における教育、周知、住民へのキャパビル等が主である。

地域・草の根の NPO および連邦政府公認の先住民政府のうち、環境汚染や有害物質 (環境公正に関連) に晒されている地域にある機関に供与される。予算は 1 件当たり 50,000 ドル以下/年であり (今後計画されている総額が 150 万ドル、加えて訴訟により得られた予算が活用される)、本調査の対象として整合する。

2018 年の同制度の拠出先は以下の図表 9 の通りである。

図表 9. Environmental Justice Small Grants の拠出先 (2018 年)

環境 NGO 等 (カッコ内は活動地域)	予算 (ドル)	活動内容
Asian Health Services (Bay Area and Los Angeles)	50,000	ネイルサロンからの化学物質・有害廃棄

環境 NGO 等 (カッコ内は活動地域)	予算 (ドル)	活動内容
		物削減、健康的な職場環境
Asian Pacific Self-Development and Residential Association (Central Valley)	50,000	東南アジアでの鉛・水銀リスク周知、個々の製品・魚についてのリスク特定
Big Pine Paiute Tribe of Owens Valley (High Sierra & Desert)	10,285	住民の環境や文化についての G to G のプロセスを通じての理解共有
Black Women for Wellness (Los Angeles)	50,000	ヘアサロンからの有害化学物質の削減対策
California Environmental Justice Alliance / Environmental Health Coalition (Statewide)	50,000	低所得者層、環境負荷物質を排出の健全な土地利用に向けた住民教育
California Rural Legal Assistance, Inc. (Central Valley)	35,000	地域の公的機関と郊外低所得者層の住民（環境負荷あり）とのつながりを支援
Californians for Pesticide Reform / Pesticide Action Network North America (Los Angeles)	20,000	農薬の健康リスクに関する教育関係者や農民への周知
Central California Environmental Justice Network / Social and Environmental Entrepreneurs (Central Valley)	40,000	地域での環境汚染モニタリング等の活動支援
Coalition for Humane Immigrant Rights (Central Valley)	30,000	地域での農薬の健康リスク特定・回避策、意思決定プロセス参加方法の周知
Comite Civico Del Valle, Inc. (San Diego/Imperial)	40,000	未処理用水の環境負荷に関する地域への周知、環境教育
Del Amo Action Committee (Los Angeles)	35,000	地域と州政府・連邦政府との環境に関する定例会議を実施
East Yard Communities for Environmental Justice	50,000	環境問題に関する地域の夏季教育プログラムを実施
Fresno Metro Black Chamber Foundation (Central Valley)	50,000	地域の有色住民地域に対する気候変動・大気汚染の影響に関する調査
Green Technical Education and Employment (Sacramento)	30,000	環境耐性の強い農業や作物に関する地域での指導
Healthy Hearts Institute (Bay Area)	30,000	地域での農地利用の改善、コンポスト利用の指導
Insight Garden Program (Sacramento and Bay Area)	30,000	環境問題や気候変動の影響に関する地域住民への教育
Madera Coalition for Community Justice (Central Valley)	12,913	地域の高校生に対する大気質や殺虫剤の環境影響に関する教育
National Indian Justice Center (Project 1) (Bay Area and Northern California)	50,000	地域の先住民に対する環境教育
National Indian Justice Center (Project 2) (Statewide)	50,000	先住民による有害廃棄物処理等に関する研修のための支援
Pacoima Beautiful (Los Angeles)	50,000	地域住民に対する環境の意思決定プロセス参加に関するキャパビル
Regeneracion Pajaro Valley Climate Action / Social Good Fund (Central Coast)	49,639	地域での環境問題に関する教育や会議の実施
Rising Sun Energy Center (Bay Area and Central Valley)	49,996	地域住民への気候変動影響、エネルギー、水問題に関する教育
Rose Foundation for Communities and the Environment (Bay Area)	40,000	地域の高校生に対する気候変動、クリーンエネルギー、適応等に関する教育
Rural Community Assistance Corporation (Northern California, Bay	50,000	先住民地域での水供給設備やリユースボ

環境 NGO 等 (カッコ内は活動地域)	予算 (ドル)	活動内容
Area, Inland Empire, and San Diego)		トルの供給、水資源保全に関する周知
Strategic Actions for a Just Economy (Los Angeles)	20,000	地域の低所得住民に対する殺虫剤・有害化学物質、環境配慮製品に関する周知
Tri-Valley Communities Against a Radioactive Environment (Central Valley)	20,000	地域の環境対策に関する周知、住民の意思決定プロセス参加の支援
United Voices of Pomona for Environmental Justice / CCAEJ (Los Angeles)	50,000	地域での環境配慮行動促進、環境影響や有機食品に関する意識向上活動
★The Watershed Project (Bay Area)	49,670	地域住民に対する水質測定に関する教育 (市民科学者の養成)

★：ヒアリング調査を行った環境 NGO 等

(出所) カリフォルニア州各種資料

Environmental Justice Small Grant の制度内容については、他制度と比較する形で後述する。

(2) サンフランシスコ市による財政支援制度

サンフランシスコ環境局 (SF Environment) は同市の環境行政を所管している⁹。

同局は、グラント (申請者が活動内容を提案) およびコントラクト (供与元の仕様書に基づく) の両方を用意している。以下の図表 10 に示すように、本調査の対象となる制度は概ね 1 万～10 万ドル/年規模のグラントである。

図表 10. サンフランシスコ市環境局のグラントプログラム

枠組	内容
The San Francisco Carbon Fund (グラント)	GHG 排出抑制 (緩和) のためのグラント。同ファンドによる最近の助成には、バイオ燃料プロジェクトに 1.4 万ドル、緑地創出プロジェクトに 2.3 万ドルなどが含まれており、拠出予算も同規模と考えられる。最近の採択先は以下が挙げられる。(本調査では学校ではなく NGO 等を対象とする。) <ul style="list-style-type: none"> AsianWeek Foundation (緑地帯創出) Commodore Sloat Elementary School () Friends of the Urban Forest (透過性舗装) Gateway High School (洪水用貯水池) Golden Gate Audubon Society (緩衝帯) Nature in the City (緑地帯) Ney Street Neighborhood Watch (灌木) San Francisco Parks Alliance (公園)
Zero Waste Grant Program (グラント)	省資源、リユース、リサイクル、コンポストを通じて市のゼロ廃棄物に貢献するための NPO 向けグラント。ワークショップ、コンポストやリサイクルの実施、有価物の収集、戦略策定などが含まれる。1 件あたり 1 万～10 万ドル (学校での環境教育は 2 万ドル/2 年)。2017-19 年に採択された先は以下の通り。(本調査では学校ではなく NGO 等を対象とする。) <ul style="list-style-type: none"> Asian Pacific American Community Center- (APACC) \$75,000 Bio-Link Depot \$80,000

⁹ <https://sfenvironment.org/>

枠組	内容
	<ul style="list-style-type: none"> • Boys & Girls Clubs of San Francisco \$60,000 • Friends of San Francisco Public Library \$40,000 • Garden for the Environment \$45,000 • Literacy for Environmental Justice ★ \$20,000 • Recycle for Change \$50,000 • SCRAP \$67,000 • San Francisco Conservation Corps \$75,000 • San Francisco State University \$60,000 • San Francisco Wholesale Produce Market \$100,000 • The University of California, San Francisco Office of Sustainability \$85,000 • The University of California, San Francisco Recycling & Waste Reduction, Facilities Services \$100,000
Environmental Justice (グラント)	<p>市内の汚染度の高い 2 地域を改善することを目的とした NPO 向けのグラント。プロジェクトとしては、低所得者の住宅への太陽光発電設置、都市型農業、健康な食物などが含まれる。USEPA 等外部からのグラントに応じて公募を実施。2010-12 年に採択された先は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> • Asian Neighborhood Design • Literacy for Environmental Justice ★ • Urban Sprouts
Marketing Advertising Services (コントラクト)	<p>環境局の施策に関するマーケティング、宣伝、市場調査、開発、製作、メディアプランニング、市場分析、ブランディングに関する業務委託。予算総額 300 万ドルと大規模であり、本調査には含めない。</p>

★：ヒアリング調査を行った環境 NGO 等

(出所) サンフランシスコ市各種資料

本調査では、同市が調査対象として整合するとした The San Francisco Carbon Fund (および補足的に Zero Waste Grant Program) を扱う。同制度については、他制度と比較する形で後述する。

(3) サクラメント市による財政支援制度

サクラメント市公益事業局 (City of Sacramento Department of Utilities) の Stormwater Quality Improvement Program は、雨水の河川流入に伴う汚染を削減するために 1990 年に設立された。国家汚染物質排出除去システム (NPDES : National Pollutant Discharge Elimination System) に基づいており、プログラム全体としては、建設現場、産業施設、違法排出等からの汚染削減活動を行なっている。

同局の Stormwater Quality Improvement Program は、総額 1 万 5,000 ドル/年のコミュニティアクションングラントを設けている。市内の河川や流域の環境改善を目指すプロジェクトが対象。地域コミュニティとのパートナーシップ形成の一環としている。学校、ユース組織、地域グループ、非営利団体等が申請可能。プロジェクト当たりの受領額は最大 3,000 ドルである。

活動としては、環境教育、学校による参加、コミュニティの活性化、環境再生、水質や環境モニタリング等のプロジェクトが多い。

同制度については、他制度と比較する形で後述する。

(4) 制度の比較

選定したサンフランシスコ市やサクラメント市をはじめとしたカリフォルニア州内の環境 NGO 等に対する財政支援制度について、以下の図表 11 において整理・比較を行う。

図表 11. カリフォルニア州、サンフランシスコ市、サクラメント市の環境 NGO 等に対する財政支援制度

	カリフォルニア州 Environmental Justice Small Grant CalEPA (カリフォルニア州環境保護庁) Air Resource Board (ARB)	サンフランシスコ市 San Francisco Carbon Fund SF Environment	サクラメント市 Stormwater Quality Improvement Program Department of Utilities
部署			
背景	<ul style="list-style-type: none"> カリフォルニア州法 71116¹⁰に基づいて設立されたグラントプログラム。 		<ul style="list-style-type: none"> NPDES (National Pollutant Discharge Elimination System)¹¹をもとにしたグラントプログラム。
目的	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者層、先住民、有色人種であることに起因する環境負荷の解決（環境正義）を重視している。 それにより、気候変動や汚染物質等による負荷が他と平均化されることを目指している。 	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出抑制（緩和）を目的とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 同市の下水システムは分流式であり、雨水（stormwater）を下水と別に河川に放流している（他の自治体では合流システムのことも多い）。そのため敢えて雨水に関連する環境問題に注力している。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 選定は所内のみ行い、最終的に長官が決定する。 本グラントが CalEPA の政策に合致 	<ul style="list-style-type: none"> 選定は年 1 回開催されるアドバイザリ委員会において行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の本グラントの担当は 2-3 人。 選定は内部で行う。

¹⁰ Section 71116. (Added by Stats. 2002, Ch. 994, Sec. 1.) Cite as: Cal. Pub. Res. Code §71116.
<http://www.oelaw.org/research/code/ca/PRC/71116./content.html#.XEV92vZuLOY>

¹¹ <http://www.sacstormwater.org/AboutSQIP/ProgramInformation/NPDESWaterDischargeRequirements.pdf>

	カリフォルニア州 Environmental Justice Small Grant	サンフランシスコ市 San Francisco Carbon Fund	サクラメント市 Stormwater Quality Improvement Program
	しているか、環境正義の推進となっているか等について、第三者委員会を設置してレビューを行っている。		
支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> 501(c)(3)団体のみ。 ロビー活動、政府への反対活動の2つは、本グラントの支援対象に含まれない。ただし、支援対象組織が別の予算で同活動を実施することはまったく問題ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 501(c)3 団体のみ。 501(c)3 団体は、特定法案を通すための議員への働きかけ等のロビー活動の費用については、それを別会計とすれば、実施することができるとなっている。ただ、それが煩雑な手続を必要とするため行わない団体が多い。特定の法律や法案に関してはなく、政策に対する働きかけであればロビー活動とはみなされない。 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティの組織や学校やNPO等。
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 支援を行う活動内容は、地域住民のキャパビル、意思決定プロセスの支援、社会的な会合等。 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトはローカルの小規模のものでなければならぬ。(例：緑化プロジェクト、バイオ燃料) 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の活動に限定する。
予算	<ul style="list-style-type: none"> これまでに146プロジェクトに対し380万ドルを供与した(本グラント開始当初の予算は25万ドル)。 今後の執行予算は150万ドルの計画。 	<ul style="list-style-type: none"> 同市で導入されている航空機の使用に伴うCO2排出課徴金の収入の30%をSan Francisco Carbon Fundの資金源に充当すると決められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算は1.5万ドルであり、以前の1万ドルから増加してきた(今後さらに増やしたい)。 1件あたりの供与額が1,000~2,000ドルであることも多く、申請された

	カリフォルニア州 Environmental Justice Small Grant	サンフランシスコ市 San Francisco Carbon Fund	サクラメント市 Stormwater Quality Improvement Program
	<ul style="list-style-type: none"> • それに加え、訴訟により得られた予算を活用する。 • 1 件あたりの予算は最大 5 万ドル (2015 年以前は最大 2.5 万ドル)。 	<ul style="list-style-type: none"> • 課徴金の徴収額により毎年予算は増減するが、毎年 10 万～20 万ドルの範囲。 • 1～3 万ドル程度の助成事例がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> • うち 9 割程度の 5-10 件に供与している。
契約形態	<ul style="list-style-type: none"> • グラント 	<ul style="list-style-type: none"> • グラント 	<ul style="list-style-type: none"> • グラント
マッチングファンド	<ul style="list-style-type: none"> • マッチングファンドは要求しない。 	<ul style="list-style-type: none"> • マッチングファンドは要求しない。 • 支援先が自分の組織の資金も併せて使用しているかどうかは分からない。 	<ul style="list-style-type: none"> • マッチングファンドは要求しない。 • 1 件当たりの供与額は少ないため、受ける各組織では活動予算の不足分に充当している (gap the funding)。
選定	<ul style="list-style-type: none"> • 知事が優先分野を定め (干ばつ、水質、気候変動、山火事などその時期の重要な内容や、ブレインの推薦など)、そのヴァイジョンを長官に指示する。 • なるべく、多くの対象領域や州内の地域を対象とするよう幅広に選定する。 • 州の政策実施の補足となることを想定している。 	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として、コストと削減効果から、CO2 削減 1 トン当たりのコストが安いものを選ぶ。ただし削減量の評価結果に関する検証は行なっていない。 • 地理的な分布や人種構成などにも配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 選定は 2 段階で行う。第 1 段階は 2 頁程度の基本的要件の確認、第 2 段階は 5 頁程度の詳細版。 • 選定には 3-4 週間を要する。

	カリフォルニア州 Environmental Justice Small Grant	サンフランシスコ市 San Francisco Carbon Fund	サクラメント市 Stormwater Quality Improvement Program
	<ul style="list-style-type: none"> 配点表は以下の通り。 サマリー 3点 背景 2点 必要性 5点 作業計画 40点 予算 20点 評価、重要性、妥当性 30点 合計 100点 競争率は高く、2018年には申請71件のうち27件を採択した（約3分の1）。 	<ul style="list-style-type: none"> 配点表は以下の通り。 サマリー 5点 詳細 95点 ※うちCO2削減効果35点、コベネフィット（環境面の共通便益）20点等 能力 20点 予算 15点 合計 135点 	
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> 1年間 	<ul style="list-style-type: none"> 通常3～4年 	<ul style="list-style-type: none"> 実施期間は実質的に3-4ヶ月となる。
進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> 2回の進捗報告および最終報告を求めめる。 ワークプランの中に何らかのマイルストーンを設定してもらおう。 デッドラインの延長は可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 進捗報告のタイミングは不明。 植林プロジェクトの場合、雨期などを考慮して半年間程度延長することもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施期間が短いこともあり、中間報告は求めていない。 報告書のフォーマットは用意しているが、成果は必ずしも報告書に限らない（ウェブサイト作成等）。 報告の際に現地サイト訪問を行い確認することも、写真等で確認することもある。また報告者のプレゼンを実施することもある。サイト訪問や

	カリフォルニア州 Environmental Justice Small Grant	サンフランシスコ市 San Francisco Carbon Fund	サクラメント市 Stormwater Quality Improvement Program
成果 (アウトプット)	<ul style="list-style-type: none"> 質と同時に、定量的な指標を重視する。 	<ul style="list-style-type: none"> KPI (Key Performance Indicator) は設けていないが、植林した本数、環境教育を受けた人数等を評価する。 	<p>ブレゼンは報告の必須要件ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> KPI 等は特別に想定していないが、何らかの定量的指標は共有し評価の参考とする (収集したごみの量、ボランティアの人数等)。 成果の採点やランキング付けは行っていない。
事後的なフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告以降のフォローアップ調査は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 事後的な実施状況の報告の提出は求めていない。サンフランシスコ市は小さな都市であるため、同市環境局が状況を把握することは難しくはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告以降のフォローアップ調査は行わない。
支払い	<ul style="list-style-type: none"> 精算後払いが原則。 受ける組織のキャッシュフローを考慮して、シードマネーとして事前払いを認めている (最大1万ドル)。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として四半期に一度の精算後払い。 キャッシュフローに課題のある組織の場合、月毎の支払いを行なうこともある。 書類手続きを経れば、事前に支払いを受けることも可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 報告後の精算後払いが原則。 経費の一部を前払いすることがある (例外的に必要性を認めた場合)。
精算	<ul style="list-style-type: none"> 人件費は含まれる。単価表等はなく、 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費は含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> NPO はボランティアにて活動して

	カリフォルニア州 Environmental Justice Small Grant	サンフランシスコ市 San Francisco Carbon Fund	サクラメント市 Stormwater Quality Improvement Program
	<p>1 人ずつ給与等を参照しながら確認・協議する。州の最低賃金も参照し、しっかり生活できる水準としたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外注は可能であり、特に全体額に対する比率等は定めていない。しかし、金額的に判断して、外注する意味はNGOにはあまりないだろう。 直接費に対する間接費 (o.h.) として20%を認めている。草の根組織にはメリットがあるだろう。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な機器等の経費も含まれるが、あまり少額なもの是对象としない。 燃料費は含まない。 長年の経験から、適切な人件費（時給の水準）や植林経費等を把握している。 間接費 (o.h.) は、市の方針に基づき20%と定めている。市の方針が変更されれば変更する。 	<p>いることを想定しており、人件費および間接費 (o.h.) は支払いの対象としない。今後も含める可能性は低いだろう。</p>
資金外の支援	<ul style="list-style-type: none"> 特段の支援は行っていない。 グラントの中で、コミュニティーガーデンの利用を許可した事例がある。この場合、許可されたNPOには3年後に土地を購入する優先権が与えられた。 NPO のキャパビリティは政府が直接実施するわけではなく、当該NPO がグラントを使った活動の実施を通じて行っているものと認識。 	<ul style="list-style-type: none"> できたら良いと思うが実施していない。間接費 (o.h.) が20%と大きいので、この分を活用できるのではないか。 NGO 側からは多くの要望を受けるが逐一対応できる訳ではない。 	

	カリフォルニア州 Environmental Justice Small Grant	サンフランシスコ市 San Francisco Carbon Fund	サクラメント市 Stormwater Quality Improvement Program
	<ul style="list-style-type: none"> 関連するワークショップや他州のプログラムを NPO に紹介するなどの協力をを行っている。 		
事業の継続	<ul style="list-style-type: none"> 過去に本グラントを得ていない組織にプライオリティを与える。 ただし、継続案件も許可している。 提案の採択年 (2013、2015、2016) と却下年 (2014、2017) があり、政府側には継続自体についての意思はないだろう。【Greenaction for Health & Environmental Justice】 	<ul style="list-style-type: none"> 新規受領者と継続受領者のどちらかを優先するかという基準は無く、純粋に提案書次第である。 	<ul style="list-style-type: none"> 同様の内容を繰り返すことは排除していない。
備考	<ul style="list-style-type: none"> NGO 側で他の組織とパートナーシップを組んで協力して実施することは奨励する。コンソーシアム形式での応募も奨励している。 プロジェクトの内容が異なるならば (水、大気等)、同一の組織の複数申請・採択も可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> Zero Waste Program も基本的な枠組みは同様。 	

(出所) 各機関へのインタビューと各種資料

※ 501(c)(3) Organizations :

- 米国内国歳入法 501(c)(3)に基づいて課税が免除される非営利団体のことであり、以下のいずれかを目的とした団体のことをいう。
 - 慈善、宗教、教育、科学、文学、公共の安全のための検査、国内外のアマチュアスポーツ競技の育成、子供や動物に対する虐待の防止
 - 本規定に属する団体は、「公共の安全のための検査」を行う団体以外は、課税控除の対象となる寄付金を受け取れる（本団体に寄付を行った人が課税控除を受けられる）。
 - 本団体は政治や立法に関わる活動の制限を受けることとなる。立法へ影響を及ぼす活動が組織全体の活動の相当な部分を占めること（※）、及び政治的候補者の支援や反対に係る運動に参加することはできないこととなっている。

(※) 相当な部分を占めるかどうかは、費やされた時間や費用を含む様々な要素によって判断される。なお、ロビー支出に対する規制は、Substantial Part Test (相当な部分テスト)とともに、Expenditure Test (支出テスト)がある。後者は、予算の一定の割合をロビー活動に充当できるもので、NPOの多くは、こちらを採用していると思われる。

※ 501(c)(4) Organizations :

- 米国内国歳入法 501(c)(4)に基づく非営利団体のことであり、以下のいずれかのタイプに属し、それぞれの資格条件を満たした団体のことをいう。
- 社会福祉団体：営利目的ではなく社会福祉の促進のためのみに運営されている市民連盟・組織
- 地域の被雇用者連合：特定の自治体における指定された個人の被雇用者にメンバーシップが限定され、純利益が慈善、教育やレクリエーションの目的のみに使用されるもの
- 組織のプログラムに密接に関連する立法を求めるとは、社会一般の利益の実現の手段として許されるものという考えに基づき、501(c)(4)団体は、組織の唯一または第一の活動としてロビー活動を行うことで、課税控除のステータスを失うことなく、その課税控除の目的を促進することができる。

(出所) 米国内国歳入庁ウェブページ

3.1.2. 環境 NGO 等の現状

(1) 調査対象の環境 NGO 等の概要

本項では、調査対象とした環境 NGO 等である、Literacy for Environmental Justice、Greenaction for Health and Environmental Justice 及び The Watershed Project の組織概要を提示する。

① Literacy for Environmental Justice

カリフォルニア州サンフランシスコ市の環境 NGO であり、1998 年、南東サンフランシスコにおいて、アドボカシー活動やフィールドワークにおいて住民と協働し、環境教育や生態系の保全のために設立された。当初は Tide Foundation¹² のプロジェクトの一部として小規模な活動を行っていた（インキュベーション機能）。14-15 年前に 501 (c) (3) 団体として承認され、現在の組織名で活動を開始した。California Environmental Justice Alliance の中で協力している。

活動人数は、正スタッフ 9 名、インターン 25 名、ボランティア千名程度（※2016 年に約 1,400 名）（通算で 6-7000 人、年間 40 人程度だが同時期に活動する人数の平均は 10 人程度）である。

公園（カリフォルニア州所有）の環境整備、生物多様性上重要な種の育成、若者を対象とした Job Training（インストラクター・景観企業・教育等の”green color job”に就職）、キャンプやキャック等を通じた環境教育・エコツアー等を実施している。また、ベイエリアにおける米軍の汚染対策も重視している（同地の米軍は、原爆やビキニ環礁での核実験等にも関与していた）。

② Greenaction for Health and Environmental Justice

カリフォルニア州サンフランシスコ市の環境 NGO であり、1997 年、環境公正を推進するために、カリフォルニア州およびアリゾナ州のコミュニティが集まり、関連する活動を戦略的に実施するために設立された。当初は Tide Foundation¹² のプロジェクトの一部として小規模な活動を行っていた（インキュベーション機能）。

役員は 11 名であり、職種、出身、民族、年齢等多様（カリフォルニア大学サンタクルーズ校教授、先住民族を含む）。環境影響を受ける当事者たちが組織を運営していることが特徴である。オフィスには 4 名が勤務している（総務や渉外等を担当するスタッフを含む）。

設立から数年後に 501 (c) (3) 団体として承認された。

低所得・マイノリティ等の層の住民が気候変動等の環境面で受ける影響を活動対象としている（環境正義：environmental justice）。活動内容としては技術サポート、環境教育、環境問題に対応するための住民の組織化、政府や企業へのアドボカシー活動（抗議、法的なアプローチ）等が挙げられる。ロビー活動（特定の法案成立を対象とした活動）はほとんど行っていない。また、インターンシップを随時実施している（大学の学生等）。一度に 3-6 人程度であり、特に大学の夏季プログラムと連動する機会が多いとしている。

以下の図表 12 のとおり、公的資金として Environmental Justice Small Grants Program からグラントを得ている（2013、2015、2016 年度）。但し、後述するように、申請が採択されなかった年

¹² 厳密には、1996 年に、Tides Foundation から分離した Tides Center のプロジェクトと思われる。ただし、Tides Foundation を中心にした複数の団体に、Tides Family という表現が用いられているように、総称して Tides あるいは Tides Foundation ということもある。

もあり、継続的なグラントの受領ではない。

図表 12. Environmental Justice Small Grants Program から得たグラント

年度	予算 (ドル)	活動内容
2013	20,000	<ul style="list-style-type: none"> カリフォルニア州ケトルマンシティのコミュニティのメンバーに対するキャパシティビルディングを実施。 さらなる教育を受けるための道を設定 (多言語、環境・健康、政策への市民参加)。
2015	20,000	<ul style="list-style-type: none"> ベイエリア等複数のステークホルダーの環境タスクフォースを運営。 公的な会合、コミュニティの報告ウェブサイト構築、地域の環境や住民の健康の向上に向けたワークを実施。
2016	50,000	<ul style="list-style-type: none"> ベイエリア (交通量の多い場所) において、環境汚染等に関するキャパシティビルディング、報告・記録のプラットフォーム構築、コミュニティへの環境影響低減等を実施。 多言語コミュニティの世話、教育、訓練、異なるステークホルダー間の妥結などを行うタスクフォースを運営。

(出所) カリフォルニア州各種資料

活動地域は主にカリフォルニア州、アリゾナ州、ユタ州である (例外的に海外もある)。他の多くの NGO のように、単一のコミュニティにおける環境問題を対象としているわけではない。

③ The Watershed Project

カリフォルニア州リッチモンド市の環境 NPO であり、環境 NGO・San Francisco Estuary Institute の教育部門として 1987 年発足した。1997 年に 501(c)(3) 団体・The Aquatic Outreach Institute として承認され、2004 年に現名称に変更されている。

役員 6 名、スタッフ 15 名等。

ベイエリアの 9 郡 (コントラコスタ郡が中心) を対象として、コミュニティの組織化、能力増強、調整、教育等を実施している。

環境教育については、小中高の学校や教師と協力して、その生徒全員に対して野外での環境教育を実施しており、受講者がトレーニングの結果、他地域でも同様のことを実施可能なコピーモデルを作成・実施できるように仕向ける方針を取っている。

環境再生については、10 名程度からなるグループを組成して実施している。その中では、主に一般市民による steering committee を組成している (有識者の advisory board を設置する場合もある)。

また、大学生等を対象にした環境関連 (主に環境再生) の職業訓練を実施している。

(2) 調査先の環境 NGO 等の資金調達状況と受領している公的財政支援の概要

環境 NGO 等 3 団体の資金調達状況及び公的支援状況に関する概要は以下の図表 13 の通りである。

図表 13. 調査先の環境 NGO 等の資金調達状況と受領している公的財政支援の概要

	Literacy for Environmental Justice	Greenaction for Health & Environmental Justice	The Watershed Project
所在地	サンフランシスコ市	サンフランシスコ市	リッチモンド市
活動開始年	1999年	1997年	1998年
活動場所	サンフランシスコ市	主にカリフォルニア州、アリゾナ州、ユタ州、例外的に海外 (単一のコミュニティにおける環境問題を対象としているわけではない)	ベイエリアの9郡(コントラコスタ郡が中心)
主な活動	<ul style="list-style-type: none"> 公園(カリフォルニア州所有)の環境整備 生物多様性上重要な種の育成 若者を対象とした Job Training (インストラクター・景観企業・教育等の”green color job” に就職) キャンプやカヤック等を通じた環境教育・エコツアー ベイエリアでの米軍の汚染対策 	<ul style="list-style-type: none"> 低所得・マイノリティ等の層の住民が気候変動等の環境面で受ける影響を活動対象としている(環境正義)。 技術サポート 環境教育 環境問題対応のための住民の組織化 政府や企業へのアドボカシー活動(抗議、法的なアプローチ) インターンシップ(大学の学生等) ロビー活動(特定の法案成立を対象とした活動。会計処理が面倒になる)はほとんど行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティの組織化、調整 環境教育(学校と協力。受講者が横展開可能なコピーモデル) 環境再生(10名程度からなるグループを組成して実施。政府への圧力としても期待) 職業訓練(大学生等を対象にした主に環境再生の職業訓練。5-10人がコアメンバーとなり、各参加者に16ドル/時を支払う)
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> 501(c)(3)団体。 California Environmental Justice Alliance の中で協力。 正スタッフ9名、インターン25名、ボランティア千名程度(※2016年に約) 	<ul style="list-style-type: none"> 501(c)(3)団体。 役員は11名であり、職種、出身、民族、年齢等多様(大学教授、先住民を含む)。 環境影響を受ける当事者たちが組織を 	<ul style="list-style-type: none"> 501(c)(3)団体。 13名(常勤および非常勤)

	Literacy for Environmental Justice	Greenaction for Health & Environmental Justice	The Watershed Project
財政規模	<p>1,400名) (通算で6 - 7000人、年間40人程度だが同時期に活動する人数の平均は10人程度)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 収支規模は約100万ドル。 リーマンショックを機に、それまでの100万ドル程度から活動を縮小して25万ドル程度となったが、この数年間で再び規模を戻した。複数の公的支援等および自主事業からの収入（プラント販売など）が得られたことが主要因。 	<p>運営していることが特徴である。</p> <ul style="list-style-type: none"> オフィス勤務のスタッフは4名。 50万ドル (2018年)。 2019年は漸増。 設立当初は収入ゼロ。数年後に25万ドル。 	<ul style="list-style-type: none"> 収支規模は60万ドル強 (2016年)。
収入			
公的資金	<p>コントラクト 60-70%</p> <p>グラント 15%</p>	<p>グラント 90%程度 (※年によって異なるが公的資金、財団から半々程度)</p>	<p>コントラクト 50%程度</p> <p>グラント 10%程度</p>
財団	20%		30%程度
企業	寄付 5%		3%程度
個人		寄付 10%程度	2%程度
会費	なし		1,300ドル余り
その他	プラント販売 増加中	なし	3%程度
公的資金			
主な供給元	<ul style="list-style-type: none"> コントラクト：州、市、郡など グラント：Zero Waste Grant Program (サンフランシスコ市) <p>Environmental Justice (同市)</p>	<ul style="list-style-type: none"> グラント：主にCalEPA/ARBのグラント (以下) コミュニティの環境教育 Environmental Justice Training Project Environmental Justice Small Grant 	<ul style="list-style-type: none"> グラント：連邦、州、郡、市等 予算規模は州の場合に10万~40万ドル程度であり、他の地方政府の予算より大きい。市レベルの場合には数万ドル (ときに1万ドル未満) のものもあ

	Literacy for Environmental Justice	Greenaction for Health & Environmental Justice	The Watershed Project
	Carbon Fund Program (同市) PUC Project (同市) Capital Improvement Program (カリフォルニア州) 等	Supplemental Environmental Projects (SEP)	
主な形態	<ul style="list-style-type: none"> • コントラクト、グラント 	<ul style="list-style-type: none"> • グラント 	<ul style="list-style-type: none"> • コントラクト、グラント
支払	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として精算後払い。 	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として精算後払い。 • 中間払いを要求し、認められるケースもある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として精算後払い。 • そのために金利ゼロのブリッジローンもある (後述)。
精算	<ul style="list-style-type: none"> • 典型的な精算の内訳 間接費 (o.h.) 10% (実際には30%程度がかかっている) 経費 5% (物品等) 外注 5-10% (コンサル等) 人件費 その他 (director 5-10%、スタッフ 80-90%) 	<ul style="list-style-type: none"> • 典型的な精算の内訳 間接費 (o.h.) 概ね10%以内 (15%のこともある) 人件費 等 	<ul style="list-style-type: none"> • 典型的な精算の内訳 間接費 (o.h.) 12%程度 人件費 等
その他			
Proposition 68 (Parks and Water Bond Act of 2018) (カリフォルニア州) ¹³	<ul style="list-style-type: none"> • 組織規模が小さいこともあり成立に関与していないが活用はしている。 	<ul style="list-style-type: none"> • disadvantaged community (水位、水質等) における6.8万ドルの事業が成立している。 	

(出所) 各団体へのインタビューと各種資料

¹³ 州の住民提案による。政府が債券を出し、それにより年次予算以外の政府資金を得て事業を行う (※41億ドル)。

(3) 公的資金支援のメリット・デメリット

上記環境 NGO 等及びネットワーク団体にとっての公的支援のメリット及びデメリットは以下の図表 14 の通りである。

図表 14. 公的財政支援のメリットとデメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ● コントラクトについては、ミッションを合意する一方で、方法や使途についての制約がない良さがある。【Literacy for Environmental Justice】 ● 環境 NGO の要求やアドボカシー活動の結果もあり、「正しい」活動を行うことができる。【Greenaction for Health & Environmental Justice】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的財政支援は複数年の継続でないため、活動規模が大きいためほど財政が不安定化する。【Literacy for Environmental Justice】 ● 書類作成や証憑類の整備の負担が大きい。【Literacy for Environmental Justice、The Watershed Project】 ● 政府からの支払いが精算後払いであり、サブコン等への支払いがその前に必要となる。【The Watershed Project】 ● 政府のグラントが仮に継続であれば、受ける NGO 側にとっては、それにより政府に意見が言いにくくなる (“sell out”) というマイナス側面がある。【Greenaction for Health & Environmental Justice】

(出所) 各団体へのインタビュー

3.1.3. 米国：調査結果まとめ

本項では、米国調査結果のまとめと考察を提示する。

(1) 公的財政支援の役割

公的支援の特徴や課題について、政府および環境 NGO 等から以下の指摘・意見が出された。

■ 環境 NGO 等サイド

3.1.2(2)で示したように、調査対象の環境 NGO 等では収入の少なくとも 60%程度を公的財政支援に依存している。従って、組織自身の活動の維持・安定化のため、主に以下の点の改善が望まれている。

- 予算の拡充
- 予算の複数年継続
- 間接作業の負担軽減
- 前払い・中間払いの導入 等

それぞれの点については後述する。

■ 財政支援提供サイド

本調査の支援規模は中小規模の環境 NGO 等を対象としたものであり、財政支援を行う政府の側においても、草の根組織と距離が近いことに意義を見出している（カリフォルニア州）。その一方で、同州は支援先が報告等を行う体力について懸念があるとしている。

それに関して、後述するように環境 NGO 側からは上述の改善要望が出されており、それらの解決が重要であるといえることができる。

(2) 公的財政支援の予算拡充

環境 NGO 等向けの予算規模について、Greenaction for Health & Environmental Justice からは、政府予算は多くても NPO/NGO 向けのグラントはそのごく一部であり、また例えばカリフォルニア州は環境政策の重視を掲げていることから、もっと増やすべきであるとの意見があった。

予算付けの点に関して、大久保委員より以下のコメントがあった（第2回検討委員会）。

- 各政策に予算がつけられ、各政策部局が政策実施のための予算配分を決めるのではないか。
- 政策実施の有効性という観点から、各政策部局は NGO への財政支援を決めるのではないか。
- こうした対応は、日本では委託という発想になるが、米国ではグラントで対応している。

また柏木委員より以下のコメントがあった（第2回検討委員会）。

- たとえば、環境正義に関する連邦法はない¹⁴。

¹⁴ 2017年に環境正義法が連邦上下両院に上程されたが、成立していない。

<https://www.eli.org/vibrant-environment-blog/environmental-justice-act-2017-monumental-opportunity>

ただし、連邦 EPA は、Environment Justice Small Grant を実施しているが、年間の助成額は 100 万ドル程度で、1 団体当た

- そのため、予算規模は連邦法のある分野に比べて小さい（ただし、日本での規模に比べると大きい）。また、予算付けに関しては州の独自性によるところが大きい。

(3) 公的財政支援の複数年継続

■ 環境 NGO 等サイド

財政の安定化という観点や、毎年の予算取得を目的とした書類作成負担の軽減という観点から、公的財政支援を年度単位ではなく、たとえば最低 3 年間の継続とすべきとする意見があった（Literacy for Environmental Justice）。

その一方で、支援の継続は、受ける NGO 側にとって政府に意見が言いにくくなる（"sell out"）というマイナス側面があるとの意見も出された（Greenaction for Health & Environmental Justice）。

■ 財政支援提供サイド

支援継続に対する方針は以下の 2 つに分類される。

- 中立的： 過去の支援拠出実績を考慮しない。サンフランシスコ市の San Francisco Carbon Fund およびサクラメント市の Stormwater Quality Improvement Program は、支援拠出の判断は提案内容次第としている。
- 新規先優先： 過去に当該支援を得ていない先に優先的に支援を拠出する。カリフォルニア州の Environmental Justice Small Grant は、過去に本グラントを得ていない組織にプライオリティを与える方法を採用している。

(4) 前払い・中間払いの導入

公的財政支援の精算後払い方式については、環境 NGO 等から以下の要望が出されている。

- 煩雑さの解消： 精算・支払いに関してはすべてが官僚的であるとの意見（Literacy for Environmental Justice）、証憑類整備の負担が大きいとの意見（The Watershed Project）があった。
- 支払い時期の前倒し： 前払いや中間払いを増やしてほしいとの意見が、調査実施全組織から出された。そのための対策としてブリッジローンを利用している事例や、政府がサブコンに直接支払う事例が提示された（The Watershed Project）。

※ ブリッジローンの事例¹⁵

CDFI（Community Development Financial Institution）は、銀行、信用金庫、ローンファンド、ベンチャーキャピタルファンドの 4 つに分類される。一般的に財務省から認可を受け、資金を受けながら活動を行う。財源は教会、財団、個人、政府等からの融資であり、当該資金を低利子でブリッジローンとして NPO 等へ貸し付けている。日本で言う NPO バンクに相当する。The Watershed Project が融資を受けた先の団体 Northern California Community Loan Fund（NCCLF）はローンファンドであり、通常は NPO である。

り 3 万ドルが上限となっており、カリフォルニア州より少ない。

<https://www.epa.gov/environmentaljustice/environmental-justice-small-grants-program>

¹⁵ 柏木委員（第 2 回検討委員会）

一方、それに対して政府の側でも一部柔軟な対応を講じている。カリフォルニア州 Environmental Justice Small Grant およびサクラメント市 Stormwater Quality Improvement Program では精算後払いを原則としている一方、サンフランシスコ市 San Francisco Carbon Fund では四半期に一度の精算後支払いとしている。またいずれのプログラムでも一部事前払いを認めている。

(5) 成果の評価

本調査対象のいずれのグラントプログラムについても、事業の成果として何らかの定量的なアウトプット指標を設定し、評価している（例：参加したボランティアの人数、植林した本数、収集したごみの量）。しかし、KPI 等の独自指標が課せられることはない。

また、いずれのグラントプログラムについても、成果の評価は最終報告時において終了し、事業終了後のアウトカム等の追跡調査はなされていない。

一方で、近年の流れでは、社会分野のプロジェクトは、その社会的インパクトまで示すことを求めることが多い。調査対象のグラントは小規模支援であるため、インパクトの提示まで求めていないと考えられる（柏木委員、第2回検討委員会）。

(6) グラントとコントラクトとの違い（補足）

グラントとコントラクトとの違いについて、政府および環境 NGO 等からは以下の指摘があった。米国の公的財政支援制度を参考にする場合にはこの違いを認識した上で行う必要がある。

図表 15. グラントとコントラクトの違い

<p>グラント</p>	<ul style="list-style-type: none"> • コントラクトよりも柔軟。【カリフォルニア州】 • 公共的な事業を主体とする。【カリフォルニア州】 • 利益が出ないように実際の出費だけが対象である。【Literacy for Environmental Justice】 • 特定のプロジェクト実施に対する直接の契約。【The Watershed Project】 • 予算の支出はコントラクトほど限定的ではないが、必ずしも制約がないわけではない（可能な支出費目が特定されているなど）。【The Watershed Project】
<p>コントラクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 政府が実施しなければならない事業（例：土壌サンプル採取）。【カリフォルニア州】 • 民間企業が主対象。【カリフォルニア州】 • 競争入札が原則であり、3社以上の相見積を取る。【カリフォルニア州】 • 金額は比較的小さい。【カリフォルニア州】 • 営利組織を対象とすることがグラントと異なる。【サンフランシスコ市】 • ミッションを合意しているが、方法や用途についての制約がない。【Literacy for Environmental Justice】 • 仕様を具体的に定めての契約であり（州から郡等を介したサブコン

	<p>等)、実施内容に相当する経費を受ける。【The Watershed Project】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 精算に必要な証憑類が非常に詳細で負担が大きい。【The Watershed Project】
--	--

(出所) 各団体へのインタビュー

(7) その他

環境 NGO 等の組織としての成長については、本調査の対象先においては、直接的な支援がなされておらず制度的助成（※3.2 以降参照）の仕組みがない。これについて、組織の開発に予算を仕向けてほしいとの要望が NGO から出されている（Literacy for Environmental Justice）。一方、カリフォルニア州は、組織自身のキャパシティビルディングを直接の目的とするようなときは、公的財政支援ではなく、財団や企業からの寄付のほうに向いているとコメントしている。

また、現場をしっかりと視察して理解してほしいという NGO からの要望があった（Literacy for Environmental Justice）。

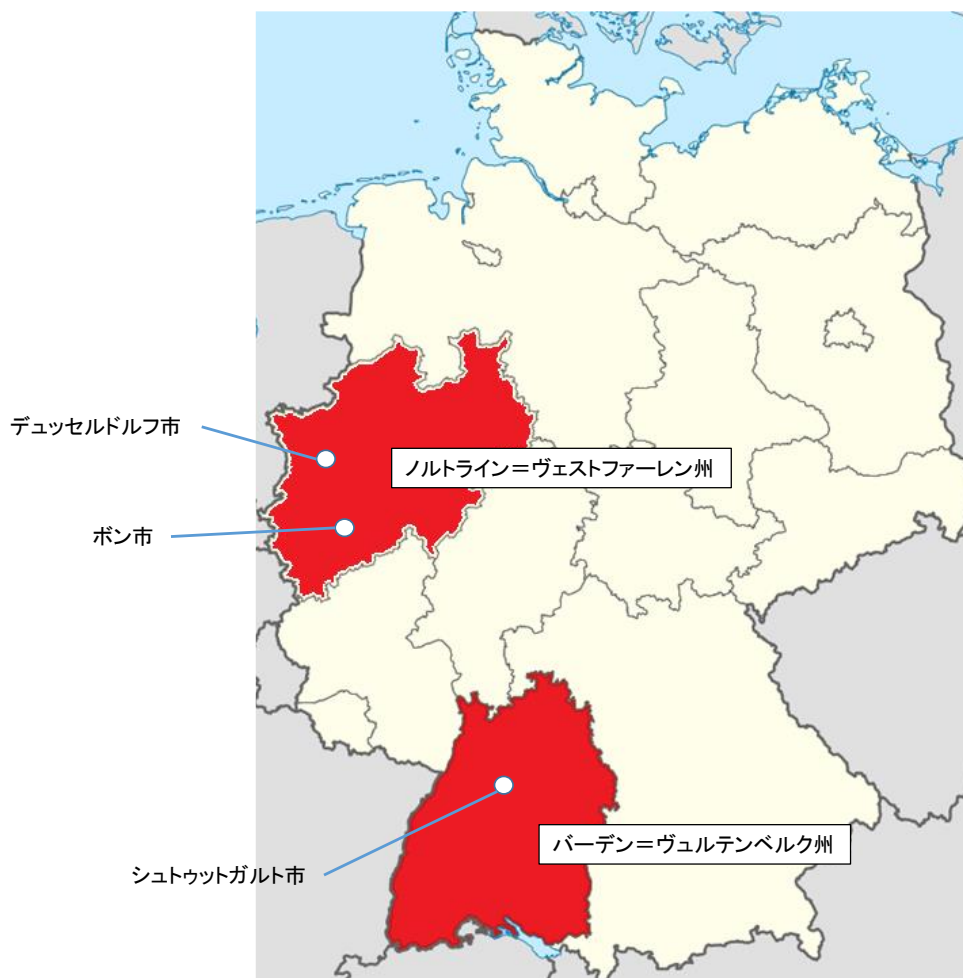
3.2. ドイツ

3.2.1. 公的財政支援制度の内容

本調査では、連邦自然保護庁（BfN）によるプロジェクト助成制度、NRW 州環境・農業・保全・消費者保護省（以下、NRW 州環境省と呼ぶ）によるプロジェクト助成制度と制度的助成、及び NRW 州の財団の財政支援制度について調査を行った。

- ※ 制度的助成： 環境政策の形成、環境法の執行への NGO の参加を実効的なものにするを主たる目的として実施されている助成。①NGO のネットワーク団体に対する助成、②承認団体の意見調整のためのオフィスの設置、③その他の助成に大別される。これは、ドイツ独自の承認団体制度（環境保護を目的とする団体であること、誰でも加入できること等、いくつかの要件を満たす環境団体を行政が認定する制度。承認団体には、利害関係人とは別個に環境利益の代弁者として独自の参加権と団体訴権が付与されている。）をもとにしている。

図表 16. 本調査の対象となる都市・地域



(出所) みずほ情報総研作成

以下の(1)では BfN のプロジェクト助成制度、(2)では NRW 州環境省のプロジェクト助成制度、(3)では NRW 州環境省の制度的助成、(4)では NRW 州の財団による財政支援制度について提示する。

(1) 連邦自然保護庁 (BfN) による財政支援制度

BfN において、環境 NGO 等が申請・受領できるプロジェクト助成制度は、以下の 5 つとなる。

- ① 生物多様性プロジェクト助成金制度 (助成金)
- ② 試験開発プロジェクト助成金制度 (助成金)
- ③ 大規模自然保全プロジェクト助成金制度 (助成金)
- ④ 環境・自然保護団体への助成金制度 (助成金)
- ⑤ 研究開発事業支援制度 (助成金と委託)

このうち、④は環境・自然保護団体のみが受領できる助成金制度となる。それ以外に環境 NGO 等の受領実績がある制度は、①と②の制度となる。③については、BfN によると、制度上は、環境 NGO 等が申請することは可能であるが、大規模案件であり、要件である自己負担金 (25%) の調達が、環境 NGO 等にとって大きな負担となるため、受領実績がないということであった。また、⑤は、環境 NGO 等の活動を支援するものではなく、研究・開発を支援するものであり、本調査の対象外となる。よって、以下の図表 17 では、上記財政支援制度のうち①②④について、詳細を記述する。

図表 17. 環境 NGO 等が申請・受領している BfN のプロジェクト助成金制度

	生物多様性プロジェクト助成金制度	試験開発プロジェクト助成金制度	自然環境保護団体への助成金制度
ドイツ語名	Bundesprogramm Biologische Vielfalt ¹⁶	E+E project ¹⁷	Verbändeförderung ¹⁸
設立年	2011年	1987年	N/A
年間予算	3,210 万ユーロ(2019) [約 40 億円] ※ 2015 年予算 1,500 万ユーロから継続的に増加。	約 300 万ユーロ [約 4 億円]	70 万ユーロ [約 9,000 万円] ¹⁹
目的	<ul style="list-style-type: none"> 2009 年の大連立合意文書²⁰に基づくもの 国家生物多様性戦略の目的達成のための施策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 革新的な自然保全事業コンセプトの実証と更なる発展 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保護団体のプロジェクトの支援 環境保全に係る社会・市民啓発
支援対象活動	<ul style="list-style-type: none"> ドイツに特有の野生生物種の保全 ドイツの生物多様性ホットスポットに当たる地域 生態系サービスの確保 上記以外の国家戦略で重要な分野 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全 生息地の保護 自然に配慮した地域開発 自然保護の観点からの都市再生の強化 自然保全に係る社会的受容の増大 気候変動への取組み 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保護に係る社会・市民啓発プロジェクト (例: ワークショップの開催、検収・キャンペーンや会議の実施等) 投資や科学研究プロジェクトは資金支援の対象とはならない。
申請受付	随時 ※ 年 4 回開催される内部委員会により審査がなされる。		年 1 回
申請者	ドイツで事業を行う自然人もしくは法人 (非営利組織、団体 (Verbände)、財団、自治体、シンジケート (例: WB Unit) 特別目的組織)		環境・自然保護活動を行う団体 (Verbände)
資金供与形態	助成金	助成金	助成金
助成額/件	上限設定無し。 ※ 経験値では、6 年間で 30 万ユーロ [約 4,000 万円弱]	上限設定無し。 ※ 経験値では、3 年間で 30 万~100 万ユーロ [約 4,000 万円弱~1.3 億円弱]	75,000 ユーロ/年 [約 950 万円]

¹⁶ <http://biologischesvielfalt.bfn.de/bundesprogramm/bundesprogramm.html>

¹⁷ <https://www.bfn.de/foerderung/e-e-vorhaben.html>

¹⁸ <https://www.bfn.de/foerderung/verbaendefoerderung.html>

¹⁹ 本助成制度予算は 260 万ユーロであるが、その内 190 万ユーロは連邦レベルのネットワーク団体である DNR への制度的助成となるため、実質的なプロジェクト助成予算は 70 万ユーロとなる。

²⁰ 国家生物多様性戦略の実施の一環として、州、自治体、森林・土地所有者や自然保護団体を調整する連邦制度を設置するという内容

	生物多様性プロジェクト助成金制度	試験開発プロジェクト助成金制度	自然環境保護団体への助成金制度
連邦政府の資金支援割合	総費用の75%、資金不足が生じた場合はそれ以上の支援割合になることもある。	<ul style="list-style-type: none"> 準備段階 (FS) は100% 本体事業は66.6% 科学的モニタリング (WB) とフォローアップ (NU) は100% ※ 総費用に対する割合	適切な割合の自己資金が求められる。
自己負担金の調達	自己負担金の25%は、100%の州の財団を除き、公的・私的資金いずれでも可。	本体事業の自己負担金 33.4%は公的・私的資金いずれでも可。 ※ 残りの自己負担割合 (33.4%) は歴史的な流れを踏襲したもので、助成金の割合を引き上げるため連邦政府と交渉中。	本体事業の自己負担金は公的・私的資金いずれでも可。
プロジェクト期間	最長6年間	<ul style="list-style-type: none"> 準備段階は1～2年 本体事業は3年 科学的モニタリング (WB) は5年まで フォローアップ (NU) も追加可能 	最長2年間 ※ 1年毎に申請を行う必要がある。
投資要素**	50%未満 (土地購入等の投資要素)	本体事業の50%以上 (土地や機械の購入等の投資要素)	投資は不可
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> 国家生物多様性戦略との合致 生物多様性の減少を止め、中長期的に増加傾向にすることに貢献 (法的基準以上に) 代表性 (国家的な重要性) もしくは模範性かつ横展開可能性 国家生物多様性戦略の遂行における多様なアクターの協力の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 国家レベルのインパクト、連邦政府の関心との合致 新規性 模範性 保全目的 (自然保全と景観マネジメントが第一の目的) 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保護への明確な焦点 革新性 波及効果 連邦へのメリット
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトが開始されていないこと。 ドイツ国内案件であること。 プロジェクト遂行能力 (専門能力と実施能力) があること。 		
採択状況	<ul style="list-style-type: none"> 総採択件数は72件。内、50件が実施中。 2018年度は、多くの団体が申請したが、4つの団体が受領 採択件数の半数は団体の案件 	総採択件数は110件。内、16件が実施中。	<ul style="list-style-type: none"> 現状では、13件が実施中。 2019年募集について、20～25件の申請があり、5～6件が採択された。 本助成制度は連邦環境庁 (UBA) と共同運営しており、UBA には120件の

	生物多様性プロジェクト助成金制度	試験開発プロジェクト助成金制度	自然環境保護団体への助成金制度
適格な支出	<ul style="list-style-type: none"> 受領団体の例：BUND(連邦・州)、NABU、BBFや他小規模ローカル団体 プロジェクトに必要な費用。(例示) <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト実施スタッフの人工費 第三者との契約 管理費(保険等法律で要請されるもの、もしくはプロジェクトの目的を達成するためのもの) 市民啓発のためのPR費用 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトに必要な費用。(例示) <ul style="list-style-type: none"> 人工費 資産取得・生産 不動産取得/リース 第三者との契約 州や地域事象に係る支出や公的機関による土地取得は対象外。 ※ 非投資プロジェクトは原則的に支援対象外となる。 	<p>申請があり、33件が採択された。</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトに必要な費用。(例示) <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト実施スタッフの人工費
人件費	<p>基本的には、プロジェクトに従事する正規スタッフの人工費については、助成金でカバーしないが、④の制度等、助成制度によっては、正規職員の人工費も50%程度、自己負担分として計上できる。</p>		
一般管理費	<p>プロジェクトの性質が様々であることから、一般管理費を一律に決めていない。プロジェクトごとに異なり実費払いとなる。プロジェクト遂行のために借上げたオフィスを除き、オフィスの賃料は助成金でカバーされない。経験値では7%~15%。</p>		
精算業務	N/A	N/A	<ul style="list-style-type: none"> 助成金受領者が、ウェブ上のシステムを通して支出額を入力し証憑のPDFをアップロードするペーパーレスな手続き。 証憑との付け合せや支出が妥当かどうか等の詳細な検査は、サンプル調査で行う。
評価	<ul style="list-style-type: none"> 助成額が大きくなるため、大学や研究機関等の第三者機関が定性・定量のプロジェクト事後評価を行う。 評価枠組み(プロジェクト目標や指標の設定等)は申請者が申請時に設計する。本枠組みに基づき、上記の第三者機関が詳細な評価枠組みを設計し、評 	<ul style="list-style-type: none"> フォローアップ(NU)について、大学や研究機関が事後評価を行う。 BfNのウェブサイトに、実施中及び完了後のプロジェクトについて、その活動を簡単に紹介するページがある²²。 	<ul style="list-style-type: none"> 各プロジェクトで設定した目標を達成したかどうかに係る自己評価を行うこととなっている。1件当たりの予算が小さく(75,000ユーロ/年)、助成対象となる自然保護活動が幅広いため、統一した評価方法はなく、かつ評価に大きな予算をつけることはない。

²² <https://www.bfn.de/foerderung/e-e-vorhaben/liste-aktueller-vorhaben.html>, <https://www.bfn.de/foerderung/e-e-vorhaben/liste-abgeschlossener-vorhaben.html>

	生物多様性プロジェクト助成金制度	試験開発プロジェクト助成金制度	自然環境保護団体への助成金制度
プロジェクト成果のPR	<p>価値を行う（評価の視点はプロジェクトごとに異なる）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標を達成していても助成金を返済する必要はない。 BfNのウェブサイトに、実施中及び完了後のプロジェクトについて、その活動を簡単に紹介するページがある²¹。 最終報告書にプロジェクト成果を記載することになっているが、当該報告書は公表していない。 <p>BfNはプロジェクト成果に係るPR資料の作成は行っていない。一方で、助成金を受領している各団体が、各自でPR資料を作成している。</p>		<p>市民啓発活動に対する助成となるため、市民に特定事項を認知してもらいう等の定性目標となり、定量指標（KPI）は設けていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> BfNのウェブサイトに、実施中及び完了後のプロジェクトを紹介するページはない。リストのみを公表している。
備考	<ul style="list-style-type: none"> BfNの人員不足があり、本制度の運用・管理については、外部組織（※）に委託している。委託内容は、本助成プログラムの自己評価、プロジェクトの審査や実施管理等。ただし、採択の最終決定権はBfNが有する。 ※ German Aerospace Center (DLR) 申請は、2段階プロセス（概要⇒正式な提案書） プロジェクトのワーキンググループを設置し、プロジェクト期間中1年に1回会合を開く 2019年1月末に締め「昆虫保護と多様性の促進プログラム」には94件の提案が提出され現在審査中。 	<ul style="list-style-type: none"> 受領者には以下のタスクが課されている <ul style="list-style-type: none"> 重要な研究成果の実践 新規及び実証済みの方法の試験 一般的に適用される提言として、得られた経験の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 革新的なプロジェクトの立ち上げ資金となる。プロジェクトが複数年継続される場合は、適時に他の資金源を獲得する必要がある。ただし、新規プロジェクトであれば、同じ団体が継続して助成金を申請・受領できる。 提案書には、環境・社会政策とジェンダー要素の相互関係の考慮方法を記載する必要がある。 同様に、提案書には、プロジェクトの成功を評価するために使用されるプロジェクトの目的が規定する。プロジェクト成果は、最終報告書に記載しなければならぬ。

（出所）BfNへのインタビューと各種資料 ※円とユーロの為替レートは126円/ユーロを使用。

²¹ <https://biologischeschevielfalt.bfn.de/bundesprogramm/projekte/laufende-projekte.html>

上記の図表 17 について、以下の点を補足する。

- BfN の新規助成プログラム

2019 年度から、図表 17 の助成プログラムに加えて、運輸省と協働してビオトープのプロジェクト助成も実施することとなっている。2019 年度予算は 400 万ユーロであり、今後 4~5 年で総予算額は 1,600 万ユーロとなっている。それ以降は、連邦政府と交渉して予算が決定される。

- 連邦環境庁（UBA）の「自然環境保護団体への助成金制度」

図表 17 の「自然環境保護団体への助成金制度」について、連邦環境庁（UBA）と共同して実施している。各種手続きは別々に行うこととなっており、UBA の 2019 年度助成予算は 500 万ユーロである。支援分野は自然・環境保護であるが、技術的テーマ（海洋プラスチック関連等）となる。過去 15 年間で 700 件以上のプロジェクトへ財政支援を実施しており、2019 年度募集では、120 件の申請があり、33 件が採択された。

(2) NRW 州環境省によるプロジェクト助成制度

NRW 州環境省において、環境 NGO 等が申請・受領できるプロジェクト助成制度は、エコステーション助成、自然保護助成、欧州農業農村振興基金 (EAFRD) による助成及び持続可能な開発のための教育 (ESD) 助成の 4 つとなる。前者 3 つの助成制度は、EU 指令 (生息地指令と鳥保護指令) に基づく Natura 2000 プログラム (動植物の種の保存) を実施するための連邦自然保護法 (枠組み法) および州の自然保護法 (より詳細に規定) に基づく助成となっている。これらプロジェクト助成の内容は、以下の図表 18 の通りとなる。

図表 18. 環境 NGO 等が申請・受領している NRW 州のプロジェクト助成制度

	エコステーション助成	自然保護助成	EAFRD 助成	ESD 助成
ドイツ語名	Zuwendungen zur Unterstützung von Tätigkeiten der Biologischen Stationen NRW ²³	Naturschutzprogrammen ²⁴	NRW-Programm Ländlicher Raum 2014-2020 (ELER) ²⁵	Zuwendungen zur Förderung der Bildung für nachhaltige Entwicklung ²⁶
設立年	2005 年	2001 年	2007 年	2016 年
年間予算	1,100 万ユーロ [約 14 億円]	1,000 万ユーロ [約 12.6 億円]	540 万ユーロ [約 7 億円] ※EU (45%)、州政府 (55%)	230 万ユーロ [約 3 億円]
目的	<ul style="list-style-type: none"> 自然・景観保護に係る州法 (2000 年) に基づく助成 NRW 州各地域の動植物と景観の保全 EU 指令に基づく Nature 2000 の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 自然・景観保護に係る州法 (2000 年) に基づく助成 各郡の景観計画の具体的な実施 (NRW 州各地域の自然資源、動植物とその多様性、景観の保全等) 	<ul style="list-style-type: none"> EU 農業農村振興基金が支援する EU 地方開発方針 2014-2020 に基づく助成。 農業慣行や環境に配慮した耕作方法に適した動植物種や生物多様性の保全に係る活動 	<ul style="list-style-type: none"> NRW 州における ESD の普及のために、各郡の ESD の拠点を支援するもの
支援対象活動	<ul style="list-style-type: none"> NRW 州と郡が合意した活動計画に基づくもの。郡ごとに多少の相違があり。 共通の活動は、自然保護区の環境モニタリング結果を州へ報告するために以下を 	<ul style="list-style-type: none"> 各郡の景観計画、自然公園計画の実施 自然保護活動 景観計画遂行や自然保護区の保全等のための土地の購入 	<ul style="list-style-type: none"> 農村部における以下の活動 <ul style="list-style-type: none"> 自然保護 (自然保護区や果樹園の設立等) 自然保護等のための土地購入 	<ul style="list-style-type: none"> ESD プログラム 州の ESD キャンペーンへの支援 各地域における ESD に係るネットワーク構築活動 NRW 州の各地域を横断す

²³ https://recht.nrw.de/lmi/owa/br_text_anzeigen?v_id=1000000000000000000335

²⁴ https://recht.nrw.de/lmi/owa/br_text_anzeigen?v_id=1000000000000000000439

²⁵ https://recht.nrw.de/lmi/owa/br_vbl_detail_text?anw_nr=7&vd_id=15177&vd_baek=N506&sg=0&menu=1/

²⁶ https://recht.nrw.de/lmi/owa/br_vbl_detail_text?anw_nr=7&vd_id=15850&ver=8&val=15850&sg=0&menu=1&vd_back=N

	エコステーション助成	自然保護助成	EAFRD 助成	ESD 助成
	実施 - 動植物のモニタリング - 自然保護区の管理・管理方法の改善 - 動植物の種の保全・保護方法の改善			るESDに係るネットワーク構築活動
申請受付	年1回	N/A	年に複数回	年1回
申請者	<ul style="list-style-type: none"> エコステーション（登録社団法人）の運営機関である承認自然保護団体がボランティアを有する登録団体 ※ 運営機関は、4つの承認自然保護団体。当該団体が、人員を派遣し運営。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体、自治体関連組織 自然公園の所有者、NRW州自然・郷土・文化保全財団、承認自然保護団体 その他の法人と自然人 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体、自治体関連組織、その他の法的に規定される組織（州と連邦政府を除く） 自然公園の所有者、NRW州自然・郷土・文化保全財団、承認自然保護団体 その他の法人 	<ul style="list-style-type: none"> ESD 機関と環境教育機関（団体、財団、協会、自治体、自治体関連組織等）
資金供与形態	委託（コントラクト） ※ 制度的助成ではなく、活動計画に対する助成	助成金	助成金	助成金
助成額/件	決まりはなく、活動計画に基づき算定される。 ※ 大体 25～26 万ユーロ/機関	N/A ※ 多数の小規模な団体が申請・受領しているため、把握は困難。	<ul style="list-style-type: none"> 最低額のみ規定 自治体、自治体関連組織や公法上の組織は 12,500 ユーロ それ以外は、1 施策あたり 1,000 ユーロ 	10 万ユーロ/団体
NRW 州政府の資金支援割合	<ul style="list-style-type: none"> 総活動費の 80% 残りの 20%は、郡からの助成金となる。 	N/A	<ul style="list-style-type: none"> 適格な支出のうち、自治体や自治体関連組織は 80%、その他は 80%～90% ※ 植林は別ルール有り。 	<ul style="list-style-type: none"> 適格な支出の 80%までであり、かつ 110,000 ユーロ以下
自己負担金の調達	無し	特に規定はない。	10%から 20%	特に規定はない。
プロジェクト	1年ごとに活動計画を更新し、その内容に応じて助成金が交付さ	N/A	N/A	1年

	エコステーション助成	自然保護助成	EAFRD 助成	ESD 助成
ク ト 期 間	れる。			
審 査 基 準	N/A	N/A	EUの基準に基づく	N/A
申 請 状 況	NRW州に設置された40のエコステーションの運営に対する定額助成金。競争はない。	多数の小規模な団体が申請・受領。競争的な助成制度となる。	競争的な助成制度となる。	23機関を支援。競争はない。
適 格 な 支 出	活動計画の遂行に必要な作業に関連する費用	プロジェクト実施費用	プロジェクト実施費用	プロジェクト関連の人件費と物品費
人 件 費	生物学者や景観マネージャー等の専門家の人件費(56.96ユーロ/時間)をカバーする。本費用には、経理やマネジメント等を行う正規職員の人件費が含まれていることから、正規職員の人件費は間接的にカバーされている。	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保護団体に関しては、一定の条件下、人件費がカバーされる。 以下の費用はカバーされない。 <ul style="list-style-type: none"> 左記エコステーションの人件費 公的組織の人件費・物品費 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトに従事しているスタッフの人件費をカバーする。 既に契約しているスタッフについては、プロジェクトへの従事を明示した説明書が必要な場合もある。 日誌の提出が必要。 パーセントベースの一律の規定はない。 一般管理費を申請する場合、正規職員の人件費に基づき証憑が必要となる。その後、当該費用がプロジェクトに関連するものか、また、適切な金額か確認される。実施段階においても、申請時の内容の遵守や逸脱の妥当性が確認される。確定検査の際、支出の確実性が検証される。 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト関連の人件費と物品費 プロジェクトに従事しているスタッフの人件費をカバーする。 既に契約しているスタッフについては、プロジェクトへの従事を明示した説明書が必要な場合もある。 日誌の提出が必要。 パーセントベースの一律の規定はない。 一般管理費を申請する場合、正規職員の人件費に基づき証憑が必要となる。その後、当該費用がプロジェクトに関連するものか、また、適切な金額か確認される。実施段階においても、申請時の内容の遵守や逸脱の妥当性が確認される。確定検査の際、支出の確実性が検証される。
一 般 管 理 費	上記「人件費」に記載の通り、経理やマネジメントの費用は一般管理費として、専門家の人件費単価に含まれている。	パーセントベース(プロジェクト費用の10%等)の一律の規定はない。		
精 算 業 務	支出証明書の提出	支出証明書の提出	支出証明書と証憑原本を提出	支出証明書の提出
評 価	<ul style="list-style-type: none"> エコステーションの業務の 	構造化された評価枠組みはな	評価は民間企業に委託され実施	受領者は、達成した成果、期待さ

	エコステーション助成	自然保護助成	EAFRD 助成	ESD 助成
	<p>一つに、EU 生息地指令に基づきモニタリングデータを NRW 州環境庁へ報告することが含まれている。よつて、本報告により常に評価されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、エコステーションが作成する年次報告には、対象保護区の状態を評価する「信号機評価」が含まれる。 	い。	される。	れる効果や成果の横展開可能性について記載した報告書を提出する。
備考		<ul style="list-style-type: none"> 審査・採択は各郡が担当 		

(出所) NRW 州環境省へのインタビューと各種資料 ※円とユーロの為替レートは 126 円/ユーロを使用。

(3) NRW 州環境省による制度的助成

現状において、NRW 州環境省では、制度的助成については原則として行っていない。ただし例外的に、環境分野においては 2 つの制度的助成、①自然保護団体の共同事務所への制度的助成、及び②森林保全団体への制度的助成があるとしている。その内容は以下の通りとなる。

① 自然保護団体の共同事務所への制度的助成

ドイツにおいては、連邦及び州の自然保護法により、承認自然・環境保護団体が 全ての関連する行政の計画や事業への参加権を有しており、行政は参加の申請文書を各承認団体へ個別配布する義務を負う。

このような状況の下、NRW 州においては、1982 年に、承認自然保護団体の共同事務所 (Landesbüro der Naturschutzverbände NRW²⁷) が設立された。本共同事務所は、NRW 州のネットワーク団体である LNU、大規模自然保護団体の州レベルの組織である BUND NRW と NABU NRW の 3 団体により運営されており、州政府に代わって、参加の申請文書を各承認団体へ個別配布を行っている。また、同共同事務所は、申請文書の個別配布の際に、申請への意見を行うポイント承認団体へ伝えたり、知見のある団体へ送付したり、意見を一本化して提出するようにするなど、承認団体の効率的な参加のためのスクリーニングも行っている。さらに、意見形成のためのマニュアルも作成している。

上述の連邦と州の自然保護法に基づく承認団体の参加権の有効性・実効性を高める共同事務所の機能に対し、年間 70 万ユーロ (約 9,000 万円弱) の制度的助成が成されている。本助成は、事務所運営費のほぼ 100%となっており、個々の団体に提供されるものではなく、共同事務所に対する助成となる。また、本助成には、法的根拠はなく、毎年の予算法律の中で本助成の予算が計上されている。本助成がカバーする費用としては、本事務所に勤務する生態学や法律学等の専門家の人件費や物品費、承認団体の意見具申を支援する有償ボランティア²⁸の交通費やコピー代等の雑費 (州全体で約 2 万ユーロ/年) となる。

② 森林保全団体への制度的助成

森林保全団体 (特定の一団体) への制度的助成は、本団体の下部組織である青年部の若い人々の森林保全活動を促進することを目的としている。本団体が選定された経緯としては、過去の NRW 州の行政担当部門トップの判断や本団体のネットワークの広さから期待される森林保全の波及効果があると考えられている。

本助成額は年間 13 万ユーロ (約 1,600 万円) であり、カバーする費用としては、本団体のオフィス運営費であり、具体的には本団体の職員 1 人 (職員は 1 名のみ) の給料、オフィスの賃借料、広報活動費となっている。

(4) NRW 州の財団による助成制度

NRW 州には団体へ助成を行う 2 つの財団、NRW 州自然・郷土・文化保全財団と NRW 州環境・開発財

²⁷ <https://www.lb-naturschutz-nrw.de/das-landesbuero.html>

²⁸ 有償ボランティアは、NRW 州の各 52 郡にそれぞれ 3 名程度いることから、州全体で約 150 人となる。

団がある。なお、これらの財団は民法上の組織となるが、州と密接なかかわりを有する。具体的には、自然・郷土・文化保全財団の理事長は NRW 州の元環境大臣であり、環境・開発財団については、その理事会や運営委員会に州政府代表を送っている。

また、上記(1)の NRW 州政府の助成は、基本的に州の計画・方針に含まれる活動に対して助成を行うものである。一方で、これらの財団による助成は、(州の計画等に含まれていない) 団体自身のプロジェクトの費用の不足分に対して助成を行っており、団体にとって使い勝手のよい資金となっている。

これら 2 つの財団による助成制度の内容は以下の図表 19 の通りとなる。

図表 19. NRW 州の財団による助成制度

	NRW 州自然・郷土・文化保全財団	NRW 州環境・開発財団
ドイツ語名	Nordrhein-Westfalen-Stiftung Naturschutz, Heimat- und Kulturpflege ²⁹	Stiftung Umwelt und Entwicklung Nordrhein-Westfalen ³⁰
設立年	1986 年	2001 年
年間予算	920 万ユーロ [約 11.6 億円] ※財源は宝くじ	500 万ユーロ [約 6.3 億円] ※財源はカジノ等
目的	<ul style="list-style-type: none"> NRW 州の 40 周年に際し、NRW 州政府により設立された財団。 財団の目的は、NRW 州における自然保護や郷土と文化の発展への支援。 自然保護・郷土と文化の発展に係る活動について、市民の積極的な関与を促すため、民間のイニシアティブを支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 1992 年のリオサミットで採択されたアジェンダ 21 (持続可能な開発に係る行動計画) に基づき、州議会の全政党等の支援を受け、NRW 州により、設立された財団。 財団の目的は、資金支援を通して、地域や地球規模のサステナビリティ課題への NRW 州の市民の関与を促進すること。
支援対象活動	NRW 州における以下の活動を支援： <ul style="list-style-type: none"> 自然・景観保護 (不動産、動産の取得・改修等) 歴史・文化保護 (歴史的建造物の保全等) 	NRW 州における以下の活動を支援： <ul style="list-style-type: none"> 環境教育、資源保全、気候と環境保護 開発教育と情報 グローバルラーニング フェアトレード/公正な調達 組織開発プロセス (上限は 10,000 ユーロ)
申請受付	随時 ※年に 3~4 回程度採択の決定がなされる。	随時
申請者	非営利組織 (登録社団法人、財団、非営利有限会社、団体)	非営利組織 (登録社団法人、非営利有限会社、財団、教会組織)
資金供与形態	助成金 ※ 条件を満たす申請者の案件の不足分に対する補助、固定額の補助、全額補助 (例外) がある。	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には助成金となる。 例外であるが、不足金保証や融資もある。
助成額/件	規定はない。 ※ 1 万から 75 万ユーロのプロジェクトについては、財団の理事会で採択の決定がなされるが、75 万ユーロ超の場合は評議員会で、1 万ユーロ未	規定はないが、2016 年度、2017 年度の実績では、それぞれ 84 件、96 件のプロジェクトが採択されており、その 8 割以上が 5,000 ユーロ~10 万ユーロ [約 63 万円から 1,260 万]。残りは 10 万ユーロ超となる。

²⁹ <https://www.nrw-stiftung.de/index.php>

³⁰ <https://www.sue-nrw.de/>

	NRW 州自然・郷土・文化保全財団	NRW 州環境・開発財団
	満は経営層で決定がなされる。	
資金支援割合	決まりはないが、プロジェクト費用の全額支援は例外措置となる。	原則として、助成額に応じて、プロジェクト費用の 10～20%は自己負担となる。
自己負担金の調達	本財団以外で入手可能な資金を用意する。	<ul style="list-style-type: none"> 自己負担の少なくとも 25%は金銭であり、残りは物品やボランティア業務等の現物負担も可能 他の資金支援機関から調達可能。ただし、他の NRW 州財団や州の機関から資金を受けているプロジェクトは支援対象外。
プロジェクト期間	決まりはない。	原則、2 年まで。例外的に 3 年まで認めることも有る。
審査基準	財団の会則にそったものであること。例えば、自然・景観保全の推進等。	<ul style="list-style-type: none"> 非営利組織であること NRW 州の市民の関与を促進すること 地域に根付いており、活動分野における経験と専門知識を有すること スタッフの能力 プロジェクトを遂行する技術的能力を有すること
採択状況	<ul style="list-style-type: none"> 設立から 2017 年 5 月までに、NRW 州において、3,000 以上の自然保護や文化関連のプロジェクトを支援。 自然保護分野において、2017 年度は 31 件が採択された。 	<ul style="list-style-type: none"> 設立から 2018 年末までに、1,400 のプロジェクト（総額 6,800 万ユーロ）を支援。 現状においては、プロジェクトの内容や実施方法が優れている場合は、資金支援を提供。
適格な支出	プロジェクトに関連する直接費用のみ。	プロジェクト遂行において生じる全費用
人件費	プロジェクト遂行のために雇用されたスタッフの人件費。ただし、雇用期間を定めないスタッフの人件費はカバーしない。	
一般管理費	助成金を間接費用に使用する場合は、財団の事前承認が必要。	間接費用の上限は総費用の 10%。
精算業務	支出証明の写しの提出が必要であり、支出の妥当性が確認される。	
評価	N/A	<ul style="list-style-type: none"> 助成金の申請書の中で目標達成指標が設定される。 プロジェクト実施者はその達成状況のモニタリング・評価を行い、エビデンスを用いて達成状況を定量的かつ定性的に説明する。
備考	プロジェクトの採択結果や実施成果の概要は、財団の年次報告書 ³¹ で公開されている。	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト費用が 10,000 ユーロ以下（助成金が 5,000 ユーロ以下）の場合は小規模プロジェクト、上記基準を超える場合は大規模プロジェクトとなり、手続きが異なる（小規模プロジェクトは手続きが簡易化される）。 プロジェクトの採択結果や実施成果の概要は、財団の年次報告書³²や 1 年に 3～4 回公表されるテーマ別の成果報告書³³で公

³¹ <https://www.sue-nrw.de/service-publikationen/jahresberichte/>

³² <https://www.sue-nrw.de/service-publikationen/jahresberichte/>

³³ https://www.sue-nrw.de/service-publikationen/resultate/resultate_archiv/

	NRW 州自然・郷土・文化保全財団	NRW 州環境・開発財団
		開されている。

(出所) NRW 州の提供資料や公開資料等³⁴ ※円とユーロの為替レートは 126 円/ユーロを使用

NRW 州環境・開発財団については、図表 19 の通り、環境・開発分野における非営利団体の組織開発プロセスに対して、資金支援を行っている。その背景には、非営利組織は常に、組織自体の社会的受容や公的な正当性をレビューし、また活動手法、そのインパクト、内部体制や活動の質を検討する必要があるという認識がある³⁵。具体的な点として以下が挙げられている³⁶。

- 特にリソースに限りがある状況下で、組織体制や手法が優れており効率的であればある程、活動の質や効果が向上するという成熟した考えがある。よって、組織体制やファンドレイジングから戦略開発まで、幅広い組織開発に係る支援を実施する。
- NGO が、そのコミットメントや目標の達成に向けて、持続可能な財政基盤の下、自然保護や人権への取組みが遂行できるよう、できる限り多くの人による資金援助を促進するために、コミュニケーションに対する支援を行う。

具体的な支援方法としては、組織開発プロセスにおいて、多くの非営利団体は、コンサルティングファームによる専門的な外部の支援が必要となるという考えの下、本財団がその費用の一部を負担することとしている。資金支援の上限は 10,000 ユーロであるが、妥当な場合は、この限りではないことになっている。また、一般管理費が認められない以外は、各種手続きは、上記図表 19 と同様の扱いとなる。

具体的な組織開発プロセスとして、組織の目的の明確化、活動プロセスの改善、長所と短所の評価と失敗からの学習、コミュニケーションや協働スキルの向上、スタッフの資質やノウハウの拡大、競争力や成長ポテンシャルの評価・強化、ファンドレイジング能力強化等を挙げられている。

³⁴ NRW 州環境・開発財団については、NRW 州を通して、メールベースで質問票への回答を得た。

³⁵ NRW 州環境・開発財団のウェブサイト

³⁶ NRW 州環境・開発財団の年次報告書 (2017 年)

3.2.2. 環境 NGO 等の現状

本項では、調査対象とした組織の概要、資金調達状況と公的支援の概要を提示した上で、これらの団体が考える公的財政支援のメリットとデメリットを提示する。

(1) 調査対象の環境 NGO 等の概要

本項では、調査対象とした環境 NGO 等である、NABU NRW、LNV、ARGE Nord-Ost 及び NaturFreunde ヴュルテンベルクの組織概要を提示する。

① NABU NRW³⁷

ドイツ連邦の 5 大環境団体 (WWF、BUND、Greenpeace、NABU、Deutsche Umwelthilfe) の一つである NABU の NRW 州の組織となる。NABU NRW の法人格は社団法人であり、承認自然保護団体³⁸となっている。そのスタッフ数は 25 人、会員数は 85,000 人となっている。会費のみを NABU (連邦レベル) が一括して収集して各州レベルの NABU に配分しており、残りの項目は NABU NRW 自身で調達している。

NABU NRW 傘下には、44 の自然保護センター³⁹、80 の地域グループ⁴⁰、研修センター⁴¹がある。これらの組織は、登録社団法人⁴²であり、地元の自然環境保護の活動を行う。その活動費は、NABU NRW からの配分金と各地域から得た資金がある。

NABU NRW の活動分野は、動植物 (生物多様性保全プロジェクト等の実施)、自然と景観 (生息環境や森林保全活動等)、環境と資源 (化石燃料の使用制限及び再エネの持続的な開発に係るアドボカシー等) となり、活動アプローチは、プロジェクトの実施やアドボカシーとなっている。

また、NABU NRW は、上記「3.2.1. (3) NRW 州環境省による制度的助成」で記載した NRW 州の共同事務所の運営団体の一つでもある。

② LNV⁴³

LNV は、BW 州の 3 大自然環境保全団体 (BUND、LNV、NABU) の一つである。LNV は、BW 州の承認自然保護団体であり、かつ BW 州自然保護法第 51 条に根拠を有する自然保護分野の団体の連合体 (ネットワーク団体) となっている。LNV は社団法人であり、スタッフ数は 5 人であるが、水、法律、大気、廃棄物やエネルギー等の 15 人の専門家 (ボランティア) と協働している。

LNV は 1971 年に欧州自然保護年を契機に設立されており、その背景には連合体としてまとまって行政に働きかけることが重要という認識があった。これを受けて、後の段階で州の自然保護法が改正され、上記の通り、団体の意見調整を行う LNV が法的根拠を有するようになった。

³⁷ <https://nrw.nabu.de/>

³⁸ 承認自然保護団体の要件には公益団体であることが含まれている。NABU NRW は財務局により承認された公益団体であるため、本団体への寄付金は課税対象とならない

³⁹ 自然保護ステーション等名前は様々、スタッフは約 10-25 人/センター

⁴⁰ NRW 州の全 52 郡に 1 以上の地域グループがある

⁴¹ 学校での研修を実施、スタッフは約 20 名

⁴² 州傘下の組織形態について、州によって異なる。例えば、BW 州は、NABU BW に付属組織となっている。

⁴³ <https://lnv-bw.de/the-umbrella-association-for-nature-conservation/>

LNVは、団体会員のみを有し、その数は32団体となる。その内、BW州自然保護法上で、自然環境に関連する計画や事業等において参加の権利⁴⁴を有する承認自然保護団体は8組織となっており、BW州の承認自然保護団体11のうちNABUとBUNDを除く団体が含まれている。LNV傘下には承認自然保護団体やそれ以外の団体が含まれるが、団体の規模は会員数40人から200人と様々であり、活動分野も自然保護だけでなくトレッキングや狩猟など様々となっている。

また、LNVは上記の体制とは別に、LNV本体（州レベル）と地域の作業グループの地理的に2層構造となっている。作業グループの役割は意見書を作成することであり、ボランティアで活動を行っている。

LNVは、具体的な事業活動は行っておらず、傘下の8つの承認自然保護団体の意見を取り纏め州の計画等に反映させていく役割を担っている。年間600から1,000件の行政の参加手続があり、LNVで意見を取り纏めるケースや、特定の地域に関わる場合は、その地域に手続き文書を送り、そこから直接行政に対して意見を出してもらうケースがある。また、例えば、鳥類保護区での風力発電所の建設の建築違法等について団体訴訟やLNVが自ら訴訟を起こすこともある。

なお、LNVのような団体の連合体を持つ州は、BW州の他、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州、NRW州の3州のみとなっている。

③ ARGE Nord-Ost⁴⁵

ARGE Nord-Ostは、BW州シュトゥットガルト市の自然保護活動を行う公益認定の組織となっている。会員数は150人であり、そのうち20人がアクティブ会員となっている。

本組織の目的は、景観や自然を保護することであり、そのためのアプローチとしては、ロビー活動、市民啓発、景観管理活動、行政の計画・次行への参加となる。具体的には、活動地域である、シュトゥットガルト北部2地域が、ネッカー川（Necker River）を横断する高速道路（12km）の建設計画により脅かされていることから、本計画に対して、30年来、反対運動を実施しており、その一環として、イベントや会合を通じた市民に対する情報提供・啓発、自転車で当該地域を散策、景観管理・修復として植物を植える活動やビオトープの建設を実施している。

④ NaturFreunde ヴュルテンベルク⁴⁶

NaturFreunde ヴュルテンベルクは、1985年にウィーンで設立された組織であるNaturFreundeのドイツの州レベルの組織である。ドイツ本部は1905年、BW州のNaturFreunde ヴュルテンベルクは、1910年に設立された。NaturFreunde ヴュルテンベルクのスタッフ数は9人であり、会員数は9,000人となる。NaturFreundeは、通常自然保護等のプロジェクト活動に加えて、宿泊設備・レストラン・オフィス等の設備を持つ多くの「自然の家」を運営している点が、他の環境団体と異なる点となっている。

NaturFreunde ヴュルテンベルクは、自然保護、文化、スポーツや健康増進等に関わる活動を実施するとともに、60の「自然の家」を有している。また、自然保護と社会的課題をつなげて、社会的混乱層の改善のための社会教育も行っており、キリスト教の慈善団体に近い活動を行って

⁴⁴ 自然環境に関わる州の計画・事業について、行政が手続き文書を送付し、意見を徴収する。

⁴⁵ <http://www.arge-nord-ost.de/>

⁴⁶ <https://www.naturfreunde-wuerttemberg.de/>

るといえる。

(2) 環境 NGO 等の資金調達状況と公的支援の概要

本項では、本調査対象の環境 NGO 等 4 団体の財政状況と公的財政支援の内容を提示する。その内容は以下の図表 20 の通りとなる。

図表 20. 調査先の環境 NGO 等の資金調達状況と受領している公的財政支援の概要 (単位: ユーロ)

	NABU NRW	LNV	ARGE Nord-Ost	NaturFreunde ヴェルテンベルク
総収入	約 194 万 6,000 [約 2.5 億円]	約 41 万 [約 5,000 万円]	4,000~4 万 [約 50~500 万円]	51 万 1,000 [約 6,500 万円]
会費	約 80 万 4,000(41%)	約 5 万 4,000 (13%)	1,500	20 万 (40%)
寄付	約 12 万 7,000(6.5%)	約 2,000 (0.5%)	2,000~1 万	5,000~1 万 (1~2%)
企業等	約 61 万 6,000(32%) ⁴⁷	—	—	—
プロジェクト助成	約 37 万 7,000(19%) ※ 州政府と州の財団等から 50%ずつ調達	約 5,000 (1%)	3,000	12 万 5,000 (24%)
制度的助成	無し (※共同事務所としては有り)	32 万 (78%)	無し	33,000 (6.5%)
公的資金の 供与元	<ul style="list-style-type: none"> • 州政府 • 州の財団 	<ul style="list-style-type: none"> • 制度的助成: BW 州環境省 • プロジェクト助成: BW 州自然保護財団 	<ul style="list-style-type: none"> • シュトゥットガルト市 	<ul style="list-style-type: none"> • 州政府 • 自治体 (市) • LBBW (州の銀行) 等
公的資金の 主な形態	<ul style="list-style-type: none"> • 助成金 (グラント) 	<ul style="list-style-type: none"> • 助成金 (グラント) 	<ul style="list-style-type: none"> • 委託 	<ul style="list-style-type: none"> • 助成金 (グラント)
公的資金の 規模	<ul style="list-style-type: none"> • 様々であるが、10 万から 15 万ユーロ/プロジェクト。 • 平均的なプロジェクト機関は 2 年 	<ul style="list-style-type: none"> • 制度的助成: 上記の通り • プロジェクト助成: 様々 (5,000~20,000(2016 年、2017 年度実績)) 	<ul style="list-style-type: none"> • プロジェクト助成: 3,000 ユーロ/年 	<ul style="list-style-type: none"> • 連邦政府: 3 年間で 36 万 4,500 ユーロ • 州環境省と市: NABU、BUND との共同プロジェクトに対して州から 14 万ユーロ、市から 4~5 万ユーロ(※)

⁴⁷ 連邦のボランティア制度によるボランティア研修実施に対する支払を含む。

	NABU NRW	LNV	ARGE Nord-Ost	NaturFreunde ヴェルテンベルク
公的資金の 支援を受け ているプロ ジェクト例	<ul style="list-style-type: none"> オオカミの保全活動 (NRW 州財団) 蛙の保全活動 (EU) 果樹の保全活動 (NRW 州環境省) 	<ul style="list-style-type: none"> ビオトープの建設等を実施した場合の影響に係る調査 	<ul style="list-style-type: none"> ビオトープの建設 	<ul style="list-style-type: none"> 社会問題 (国民の右翼化) を環境・自然保護活動で解決するためのアドバイス業務 ガーデニングの一区画の運営 (展示)

(出所) 各団体へのインタビューと各種資料 ※円とユーロの為替レートは 126 円/ユーロを使用

上記の図表 20 について、制度的助成を受けている LNV と NaturFreunde ヴェルテンベルクについて、以下にて補足する。

- LNV

LNV は、その傘下の 8 つの承認団体等の意見の取り纏め機能に対して、BW 州環境省から制度的助成 32 万ユーロ (約 4,000 万円：総収入の 7~8 割) を受けている。本制度的助成は、用途制限がなく、LNV 会則における資金使用の方針にしたがって使用されている。BW 州の制度的助成は毎年供与されるもの。人件費はインフレ率など考慮しながら請求し、州環境省と協議して決定されている。

- NaturFreunde ヴェルテンベルク

NaturFreunde ヴェルテンベルクは、青年部の人件費に対して、BW 州から制度的助成 33,000 ユーロ (人件費の約半分) を受けている。

(3) 公的資金支援のメリット・デメリット

上記環境 NGO 等及びネットワーク団体にとっての公的支援のメリット及びデメリットは以下の図表 21 となる。

図表 21. 公的財政支援のメリットとデメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクト助成は、政治に関係なく活動が遂行できる。【NABU NRW】 ● 自然環境保全を、連邦・州政府等が全て対応すると、その費用が大きくなるが、団体のボランティア等が対応することで、費用が低減し様々な活動が可能となる。【NABUNRW, ARGE Nord-Ost】 ● 州政府のプロジェクト助成金は、毎年テーマが変わるため、継続的に受領しても問題はない。【NABU NRW】 ● (連邦・州の自然保護法に基づき、BW 州の承認自然保護団体等の意見の取り纏めを行う機能に対して) 州環境省から使途制限の無い制度的助成を総収入の 70%受領している中で、州を批判しても、険悪な関係になつたことはない。州環境省は自ら言えないことを LNV が代弁してくれると喜んでいる。【LNV】 ● 企業にビオトープの建設を依頼しても、生物のための環境等を考慮せずに一律に建設してしまうが、当団体では、生物多様性等も考慮して建設する。【ARGE Nord-Ost】 ● プロジェクト助成の受領を増やすことでNaturFreunde を宣伝し、会員を増大させていきたい。【NaturFreunde ヴェルデンベルク】 	<ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクト助成のデメリットは定期的な収入ではないため長期計画が立てられない点。【NABU NRW】 ● 昔からある助成金は、規則が多くあり、書類も複雑。EU の助成金は、作成する書類が多く事務コストが高くつく。【NABU NRW】 ● プロジェクト助成金のほぼ全てにおいて、自己負担金の用意が条件となっている。NABUNRW は、寄付や会員費で自己負担金を用意できるが、小規模団体は自己資金を用意できないため、助成申請が難しくなっている。【NABU NRW】

(出所) 各団体へのインタビュー

3.2.3. ドイツ：調査結果のまとめ

本項では、ドイツ調査結果のまとめと考察を提示する。

(1) 環境 NGO 等の役割

本調査での財政支援提供サイドである連邦自然保護庁（BfN）へのインタビューでは環境 NGO 等は政策形成と実行のパートナーであるというコメントがあった。BfN と NRW 州環境省では、承認自然・環境保護団体の政策形成支援機能に対する制度的助成と政策実施に対する助成であるプロジェクト助成が存在することからも、環境 NGO 等は政策形成と実行のパートナーであるといえる。加えて、BfN はボトムアップで意見の徴収を行うために、4 年前から、1 年に 1 回、BfN 長官、BUND、NABU、WWF、DUH、DNR の自然・環境保護団体（Big 5）と政策対話を行っていることから、上記と同様なことがいえる。

また、今回調査対象とした助成金提供側にある BfN は自然保護法や各種政策の実施に際し、NRW 州財団はその財団の目的の達成に際し、市民との協働を重要視しており、その協働を促進するために、環境 NGO 等へのプロジェクト助成を行っている側面があると考えられる。特に、NRW 州環境・開発財団からは以下のコメントがあったことから、上記のことがわかる³⁴。

- NRW 州政府は持続可能な社会への変革において、市民社会組織やグループの重要性・価値の認識に基づいて本財団を設立している。
- 本変革への市民の理解、支援や積極的な参加がある場合にのみ、持続可能な社会が実現される。NGO は本プロセスに重要な貢献をするものである。

さらに、NABU NRW や ARGE Nord-Ost からは、連邦・州政府の自然環境保護法・政策等の実行において、連邦・州政府が全て行うよりも、環境 NGO 等が行う方が、コストが抑えられ、様々な活動が可能となるというコメントもあった。

(2) 公的財政支援の役割

■ 財政支援提供サイド

プロジェクト助成の役割については、基本的には連邦・州政府の自然保護法や政策の遂行としているが、BfN の「環境・自然保護団体への助成金制度」では、環境・自然保護団体の自然保護活動に係る市民啓発の取組みの支援自体が目的となっている。また、NRW 州財団の助成制度の役割は、自然保護や環境保全等の各団体のミッションの遂行となっている。

NRW 州の共同事務所や BW 州のネットワーク団体である LNV に対する制度的助成は、行政が直接的に情報収集を行うことができない環境利益を政策形成過程に適切に反映させるために行われているものであり、連邦・州の自然保護法に基づく環境・

自然保護団体の参加を有効にするものという役割を持っている。

さらに NRW 州環境省による森林団体への制度的助成や BW 州環境省による NaturFreunde ヴュルテンベルクへの助成は、若者を自然保護活動へ取り込む役割を有している。

■ 環境 NGO 等サイド

プロジェクト助成について、NaturFreunde ヴュルテンベルクからは、安定的な財源ではないものの、環境 NGO 等の活動の幅の拡大や活動の宣伝等に有益であるというコメントがあった。

また、NABU NRW は、プロジェクト活動を支える非正規職員の人件費をプロジェクト助成でカバーしており、非正規職員でも短期で雇用を終わらせないために、継続的にプロジェクト助成を獲得している。このことから、プロジェクト活動の継続や非正規職員の人件費カバーのためにも多様なプロジェクト助成は重要な財源になっていることがわかる。

LNV からは、非正規のプロジェクトスタッフを簡単に辞めさせることはできない。団体が継続的に活動を行える財政基盤（プロジェクト助成も含め）がなければ、新規プロジェクトが実施できないのではないかというコメントもあった。

制度的助成については、上記の「財政支援提供サイド」と同様になる。

(3) 多様で大規模な助成金制度

今回調査対象とした連邦自然保護庁（BfN）と NRW 州環境省と財団について、以下の図表 22 の通り多様で予算規模が大きい環境 NGO 等への助成金制度を有している。ただし、BfN の自然環境保護団体助成を除き、支援対象は環境 NGO 等のみではない。

図表 22. 調査対象とした財政支援制度と年間予算

BfN	NRW 州環境省	NRW 州財団
<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性プロジェクト助成：約 <u>40 億円</u> 試験開発プロジェクト助成：約 <u>4 億円</u> 自然環境保護団体助成：約 <u>9,000 万円</u> 	<ul style="list-style-type: none"> エコステーション助成：約 <u>14 億円</u> 自然保護助成：約 <u>12.6 億円</u> EAFRD 助成：約 <u>7 億円</u> ESD 助成：約 <u>3 億円</u> 	<ul style="list-style-type: none"> NRW 州自然・郷土・文化保全財団：約 <u>11.6 億円</u> NRW 州環境開発財団：約 <u>6.3 億円</u>
<ul style="list-style-type: none"> ※ 連邦環境庁（UBA）による自然環境保護団体助成：約 <u>6.3 億円</u> ※ 運輸省と共同実施のビオト 		

BfN	NRW 州環境省	NRW 州財団
ープのプロジェクト助成 (2019年新設)：約5億円		

(出所) BfN と NRW 州環境省へのインタビュー ※円とユーロの為替レートは 126 円/ユーロを使用

上記に加えて、州レベルで活動している環境 NGO 等は、郡や市からも助成金・委託を獲得しながら、活動を行っている。

また、連邦・州政府や郡の助成金は、自然保護法や各種施策の遂行のために、環境 NGO 等へ助成を行っているのに対し、NRW 州の財団は、環境 NGO 等自身の活動において生じた不足額に対して助成を行っている。また、NRW 州の財団の財源は宝くじやカジノ等となっており、公的財政支援制度の提供サイドの財源も多様化されている。

以上のように、環境 NGO 等は多様な公的財政支援メニューを活用して、活動の幅を広げていると考えられる。

(4) 制度的助成

州の自然保護法に基づく行政の義務である自然環境に関する計画・事業に関する行政文書を個別配布し、承認団体から意見を徴収する義務（承認団体の参画）を支援する共同事務所（NRW 州）や LNV（BW 州）の機能に対して、以下の通り、州政府が継続的な制度的助成（運営費に対する助成）を行っている。

- NRW 州による共同事務所への制度的助成：
助成額は約 9,000 万円弱/年であり、専門家の人件費、物品費や有償ボランティアの交通費等の費用をカバーしている。
- BW 州による LNV（州のネットワーク団体）への制度的助成：
助成額は約 4,000 万円/年であり、使途制限はない。

上記以外にも、NRW 州は森林保全団体に対して、BW 州は NaturFreunde ヴュルテンベルクに対して、若者の自然保護活動の推進のために、以下の通り、制度的助成を提供している。

- NRW 州政府による森林保全団体への制度的助成：
本団体の下部組織である青年部の森林保全活動を促進するための助成。助成額は約 1,600 万円/年であり、本団体の職員 1 名の人件費、オフィス賃借料及び広報活動費をカバーしている。
- BW 州政府による NaturFreunde ヴュルテンベルク青年部への制度的助成：
助成額は約 400 万円/年であり、青年部スタッフの人件費の約半分をカバーしている。

(5) 助成規模や助成内容に応じた手続き

BfN の助成制度では、小額の助成制度である「自然環境保護団体への助成（1 団体あたり 75,000 ユーロ/年）」については、評価手続きや精算手続きは簡易化されている。具体的には、精算の証憑チェックや支払いの妥当性の確認等の詳細な検査はサンプル調査で実施している。また、プロジェクト評価においても、多額の予算はつけないとしており、各プロジェクトで設定した目標の達成状況について、自己評価で対応している。本助成は、市民啓発活動に対する助成となるため、市民に特定事項を認知してもらう等の定性目標となり、定量指標（KPI）は設けていないということであった。

(6) 人件費と間接費

■ 人件費

ドイツについては、連邦・州レベルのプロジェクト助成制度において、プロジェクトに従事しているスタッフの人件費はカバーできるものの、正規職員の人件費については、カバーする制度とカバーしない制度がある。ただし、自然環境保護団体以外も受領できる BfN の助成制度や NRW 州財団の助成制度を除いては、自然環境保護団体の正規職員の人件費は、特定の条件下で、特定の 방법으로、もしくは特定の手続きを経た上で、カバーされるようになっている。具体的には以下の通りとなる。

- BfN の助成制度においては、基本的には、プロジェクトに従事する正規スタッフの人件費については、助成金でカバーしないが、自然環境保護団体への助成制度等、助成制度によっては、正規職員の人件費も 50%程度、自己負担分として計上できる。
- NRW 州のエコステーション助成では、基本的にプロジェクトに従事する専門家の人件費をカバーするとしつつ、その人件費単価（56.96 ユーロ/時間）には経理やマネジメント等を行う正規職員の人件費（一般管理費）が含まれており、正規職員の人件費を間接的にカバーしている。
- 同州の自然保護助成や EAFRD 助成については、自然環境保護団体に関しては、特定の条件下で、その人件費はカバーされることとなっている。
- 同州の ESD 助成については、プロジェクトに従事しているスタッフの人件費はカバーしつつ、既に契約しているスタッフについては、プロジェクトへの従事を明示した説明書が必要な場合もあるとしている。

■ 一般管理費

ドイツの調査対象の制度においては、間接費について、NRW 州環境・開発財団の助成制度を除き、上限割合など特に明確な規定が設定されていない。よって、基本的には、申請時に、間接費の推計を行い、承認を受け、支払い時にその確認等を受けることとなっている。

(7) 継続受領

BfN の助成制度では、その審査基準に合致しており、同じ内容のプロジェクトでなければ、継続的に助成を受けることができる。

また、NABU NRW によると、州政府のプロジェクト助成金は、毎年テーマが変わり、それに合わせて提案書を提出することもあり、継続的に受領しても問題はない。一方で、州の財団は予算に限りがあるため、長期的に同じ団体に助成金を提供しない。

(8) 組織開発

BfN や NRW 州の財政支援制度では、環境 NGO 等の能力強化を目的とするものはない。

他方、調査対象の環境 NGO 等について、基本的には、安定財源となる会費を増やすために、会員数を増加させることが、組織開発につながるという考えを持っており、各団体は、新規会員獲得のための施策をとっている。

例えば、NABU NRW は会員の獲得のために、職員が路上にテントを張り、ビラの配布や活動等の説明・勧誘を行っていることを勘案すると、正確に推計したわけではないということであったが、会員一人獲得するために、10 万ユーロ程度の費用が必要となる。会員費が 60 ユーロ/年であることを考えると、わりに合わないが、このような勧誘で会員になった人は、NABU の会員として長期的にコミットしてくれ、また会員にならない場合でも、NABU の活動の話聞いてくれ、NABU の活動を認知する人の幅が広がり、組織の強化につながっているというコメントがあった。

LNV は、更なる活動の拡大のために、LNV の趣旨に合致する新規の団体会員の勧誘の実施や州財務省が管理する宝くじによる売上資金の使途に LNV への制度的助成を含めてもらうように働きかけている。

ARGE Nord-Ost は、より多くの景観管理事業を実施するために、安定的な財源である会員費のため、会員の獲得に取り組んでいる。

NaturFreunde ヴュルテンベルクは、安定的な収入源は会員費であるが、新規会員獲得には多額の宣伝費用が必要とした上で、プロジェクト助成の獲得を通して NaturFreunde を宣伝し、会員を増大させていくとしている。

(9) その他

NABU NRW の会長より、日本におけるボランティアをコーディネートする人材の不足については、ドイツなどの各種取組みが進んでいる国へ若者の視察団を派遣することが動機付けにもなり効果的ではないか、ヨーロッパでは、各国間の人材が交流するプログラムがあるというコメントがあった。

さらに、組織強化及び日本の環境 NGO 等の財源多様化の観点から、会員を増やすためには、まずはボランティアを増やして、認知を高めた後、会員を獲得するという、長期的な取

組みが必要となるというコメントもあった。

4 まとめと考察

4.1. 米国とドイツの比較

今回の調査結果について、米国とドイツの公的資金支援や NGO の財政状況を比較するために、取り纏め結果を以下の図表 23 にて提示する。

図表 23. 米国とドイツの調査結果の比較

	米国	ドイツ
環境 NGO 等の役割		
政府側	<ul style="list-style-type: none"> 公的組織の政策の有効な実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市民社会セクターの代表として、健全な政策形成への貢献、及び政策の実施
NGO 側	<ul style="list-style-type: none"> 政策の有効な実施 政策策定に向けた行政への働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 政策形成・執行の過程における参加（批判を含む）
公的支援の概要		
目的	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全に関する、具体的で特定された目的のプロジェクトを支援（グラント、コントラクトの両方）。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度的助成：政策形成過程への環境利益の適切な反映、若者による自然・環境保護活動への支援 プロジェクト助成：連邦・自然保護法や各種政策の実施
予算規模	<ul style="list-style-type: none"> 制度的助成：なし プロジェクト助成： <ul style="list-style-type: none"> - カリフォルニア州 Environmental Justice Small Grant は今後の総予算約 1.7 億円であり、これに加えて、訴訟により得られた予算が加算される（1 件あたり最大約 560 万円）。 - サンフランシスコ市 San Francisco Carbon Fund は年間約 1,000～2,000 万円（1 件あたり約 100～300 万円程度）。 - サクラメント市 Stormwater Quality Improvement Program は総予算約 170 万円（1 件あたり予算が約 10～20 万円であることも多い）。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度的助成： <ul style="list-style-type: none"> - NRW 州環境省から共同事務所へ年間約 9,000 万円（総収入のほぼ 100%）。 - BW 州環境省からネットワーク団体へ年間約 4,000 万円（総収入の 7、8 割）。 プロジェクト助成： <ul style="list-style-type: none"> - 環境 NGO 等のみが受領できる BfN と UBA の助成制度はあわせて約 7 億円 - その他上記団体以外も受領可能な連邦・州政府・州の財団の助成制度は数億～40 億円まで様々となる。 <p>※ 連邦・州政府は政策等の遂行のために助成を行うのに対して、州の財団は環境 NGO 等独自の取組みの不足金に対する助成も実施。</p>

	米国	ドイツ
能力強化に係る考え方	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト支援を通じて実施するものとの考え。 同じ制度を通じた継続的支援については中立的ないしは優先度を下げる。 間接費の利用が暗に想定されている。また、民間資金の利用も想定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト助成及び制度的助成ともにそれ自体は環境 NGO 等の能力強化を目的としていないが、助成対象の活動を通して新しい知見を得る等、間接的に能力強化がなされているという考えとなっている。
アドボカシー活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> 公的資金支援が得られる非営利組織 501 (c) (3) 団体においてはロビー活動（特定の法案成立を対象とした活動）が可能だがほとんど行われていない。 一方、環境一般の政策の成立等に係る働きかけであるアドボカシー活動は実施されている。但し、プロジェクト支援の対象範囲でない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の一団体を支援することはない。一方で、連邦・州の自然保護法で規定される承認自然・環境保護団体の政策形成過程への参加を促進する機能を持つネットワーク団体や共同事務所へ制度的助成を実施。なお、当該ネットワーク団体等は政府を批判することもあるが特に問題は生じていない。
財政支援制度の運営体制	<ul style="list-style-type: none"> 各プログラムの管轄部局において運営がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> BfN の助成制度については、BfN かもしくは BfN が委託したプロジェクト・エージェンシーが運営している。 NRW 州環境省の助成制度については、州と郡により運営されている。
成果の評価	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に定量的なアウトプット指標を定め、その達成状況进行评估する。 ただし、KPI 等の独自指標は使用されていない。 また、事後のアウトカム評価はなされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> BfN の助成制度は、大規模なものは第三者機関が評価を行う。一方で、「自然・環境保護団体への助成制度」では、小規模であるため自己評価であり、市民啓発プロジェクトであるため、定量指標のセットは行っていない。
人件費と間接費	<ul style="list-style-type: none"> 直接従事者の人件費はカバーできる。 間接費は、最大 20%程度を含めることができる。ただし、調査対象制度以外も含めて利用している環境 NGO 等の側では、平均的に認められている間接費の水準は 10%前後である。 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト実施者の人件費はカバーできる。 そのうち、正規職員の人件費については、BfN の自然環境保護団体のみが受領できる助成制度ではカバーできる。また、NRW 州の助成制度でも、自然環境保護団体が受領する場合は、基本的にその人件費はカバーされている。一方で NRW 州の財団は、当該人件費

	米国	ドイツ
		はカバーしない。 • 間接費は、ほとんどの制度で上限割合の設定はない。
マッチング ファンド	• 要求されない。	• 割合は異なるものの、基本的に全てのプロジェクト助成において求められている。
調査対象の環境 NGO 等の財政状況		
スタッフ数	• 数人から十数人	• 数人から 25 人
財政規模	• およそ 6,000 万円から 1.1 億円	• おおよそ 50～500 万円から 2.5 億円 • 制度的助成を受けている LNV については、公的資金が財政規模に占める割合は約 7,8 割。それ以外の団体は、同割合が 20%前後となっている。
主な収入源	• 公的資金（コントラクト、グラント）は収入の 6～8 割程度を占める。 • 財団、寄付が公的資金に次ぐ。 • 会費収入はゼロか極めて少ない。	• 会費 • 公的資金（主に州政府、州の財団、各自治体からのプロジェクト助成、LNV については制度的助成） • 企業（NABU NRW の場合）
組織強化	• 公的財政支援としての組織強化策は用意されていない。 • 財団や個人等からの Unrestricted である資金を活用して実施。 • また、間接費の利用も想定されている。	• 組織強化とは会員の拡大という考えの下、プロジェクト助成以外の会員費等により、会員獲得のための各種活動を実施。

4.2. 調査結果から得られる我が国への示唆

環境 NGO 等への公的財政支援に関して、米国とドイツの調査結果を踏まえ、我が国において示唆となり得る事項を に提示する。

■ 環境 NGO 等の役割 |

米国においては、環境 NGO 等は、州・市政府の政策・計画等の遂行のために設置された助成制度を通して、政策遂行の役割を担っている。さらに、環境 NGO 等がその知見や経験を活用して、行政に働きかけることで、政策が策定され、当該政策に基づき、政策の効果的実施の観点から、環境 NGO 等への財政支援制度が設置されることもあり、

政策形成過程においても一定の役割を担っていると考えられる。

ドイツについては、連邦政府レベルに加えて州レベルにおいても、環境 NGO 等は、政策形成・実施のパートナーとなっている。具体的には、法律に基づき承認自然・環境保護団体は関連する政府の計画・政策・事業への参加が確保されている。また、連邦・州政府の各戦略・政策等の遂行のために設置された助成制度を通して、NGO が政策実施に参加している。

環境 NGO 等の役割として、政策実施に加え、政策形成のパートナーであるとする場合、NGO の政策形成過程への参加自体の検討及び法制整備等の参加枠組みの構築に係る検討を行うことが考えられるのではないか。

■ ネットワーク団体等に対する制度的助成 |

ドイツについては、連邦レベルに加えて州レベルにおいても、連邦・州の自然保護法に基づく承認自然・環境保護団体等の政策・計画等の形成過程への参加の有効性を高める機能を持つ当該団体の共同事務所（NRW 州のケース）やネットワーク団体（BW 州のケース）に対して、州政府から制度的助成が提供されている。

一方、米国においては、ドイツと異なり、個々の団体の政策参加を促進するような特段のネットワーク団体が存在せず、また、制度的助成もなされていない。

上記の「環境 NGO 等の役割」も踏まえて、環境 NGO 等の政策形成過程への参加を強化する場合、その参加の有効性を高める機能を持つネットワーク団体等へ制度的助成を提供することが検討に値すると考えられる。なお、こうした異なる承認自然・環境保護団体の意見を調整する機能は利益が創出されるものではなく、また本機能に対し資金が集まり自立できるような機能でもないことに留意が必要である。

■ 政策遂行における環境 NGO 等との更なる協働 |

米国においては、政策の遂行にあたりその知見等から有効と認められ、環境 NGO 等がそれに貢献している。その場合には委託とはならず、グラント等の形が採用されている。

ドイツについては、連邦レベルで活動する大規模 NGO 等に加えて、州レベルで活動する小中規模 NGO 等においても、州の政策や計画等に基づく助成制度の活用を通して、政策遂行に貢献するとともに、自らの活動の幅を広げている。また、プロジェクトの遂行にあたり、非正規職員が必要になるが、非正規だからといってプロジェクトが完了し

た後、すぐに雇用を解除することは考えておらず、継続的なプロジェクト助成の獲得により、その雇用の持続性にも努めている。

上記の「環境 NGO 等の役割」も踏まえて、政策や計画等の遂行において、環境 NGO 等と協働することで、その効果が向上するものや費用が効率化されるもの（例えば市民啓発や市民の参加が特に重要となるもの）については、補助金や助成金制度を通じた環境 NGO 等との更なる協働も考えられる。また、環境 NGO 等が参加できる各種制度が増えることで、環境 NGO 等の人員体制の安定性等の組織開発にも貢献すると考えられる。

■ 環境 NGO 等の組織開発への財政支援 |

ドイツについては、連邦政府や州政府は、基本的その政策や計画等の遂行のために、環境 NGO 等に対して助成を行っており、その組織開発自体に対する助成は行っていない。一方で、調査対象とした NRW 州政府が関与する 2 つの財団は NRW 州の非営利組織自身の活動に要する費用の一部に対して財政支援を提供している。さらに、それら 2 つの財団の一つである NRW 州環境・開発財団は、非営利組織の活動の質の向上や市民による当該組織への財政支援を促進するコミュニケーションの発展に向けて、その組織開発にも財政支援を行っている。

米国においては、環境 NGO 等の組織開発自体を目的とした公的財政支援はなされていない。調査対象の各環境 NGO 等からは組織開発に対する公的財政支援が必要というコメントがあった。その一方、政府機関からは、使途が限定されていない民間財団や企業からの寄付が向いているとの考えや、高い場合の間接費（20%等）の利用といった、我が国とは異なる状況が提示された。

地球環境基金の財政支援は、国の政策・計画等を実行するだけでなく、NRW 州の財団と同様に、環境 NGO 等自身の活動の支援を通して、間接的に環境 NGO 等の組織力の向上に貢献している。

他方、NRW 州環境・開発財団のような環境 NGO 等の組織開発に対する直接的な財政支援メニューの新設は、助成対象の活動のパフォーマンスを向上させるとともに、環境 NGO 等の財源の多様化と会員費など安定財源の増大を推進するという観点から、検討に値すると考えられる。

■ 財源の持続性と財政支援プログラムの多様化

米国については、カリフォルニア州において罰金（民間企業の汚染に対するもの）を原資の一部として、Supplemental Environmental Projects（SEP）が実施されており、これ

が年次予算の不足を補う役割を果たしている。また、同州では、住民提案から政策ができて政府が債券を出し、団体に資金が回る制度 Proposition 68 (Parks and Water Bond Act of 2018)が運用されている。同制度の運用（制定された法律に基づく資金の獲得）だけでなく、成立（資金を生み出す仕組みの創出）にあたっては、環境 NGO 等が極めて大きな役割を果たしている。

ドイツについて、連邦及び州政府ともに、環境 NGO 等も申請できる助成制度が複数あり、比較的大規模な予算が確保されている。また、これら政府の予算に加え、上記 NRW 州の財団のように、宝くじやカジノ等の収益からも助成の財源が確保されている。さらに、交通反則金について、裁判所の決定にしたがって、環境 NGO 等への寄付に替えることができる制度もあり、環境 NGO 等の財源の一部となっている。

ドイツにおいては、環境 NGO 等の役割が「政策形成と実施のパートナー」として位置づけられ、各種助成制度が設けられていること、そして NRW 州の財団のように非営利団体独自の活動を支援する助成制度や交通反則金の収入もあり、環境 NGO 等の財政支援の財源の持続性がある程度確保されている。

米国においても、政策実施のための環境 NGO 等への財政支援制度に加え、環境 NGO 等が自ら政策形成過程に参加し、政策の効果的な実施の観点から、環境 NGO 等への財政支援制度の新設（予算の確保）につなげている。また、上記罰金の収入もある。我が国においても、環境 NGO 等の役割を踏まえ、財源の持続性の確保は検討に値すると考えられる。その際、政府予算に加えて、宝くじ等の収益や罰金の収入も助成の財源になりうると考えられる。さらに、環境 NGO 等の役割を踏まえ、環境 NGO 等の知見・経験の更なる活用に向けて、国家政策や計画に基づく特定テーマ別の助成等の追加も検討に値すると考えられる。

■ 評価

ドイツ BfN においては、財政支援規模に応じて、大規模支援の場合は、第三者評価の中で定量・定性効果を確認しており、小規模支援の場合は自己評価で対応している。また、プロジェクトの性質によりアプローチも変えており、例えば市民啓発プロジェクトの場合は、定量評価が難しいことから定性評価で対応している。

米国ではいずれの制度でも何らかの定量指標を含むアウトプット評価にとどまっておらず、その後のアウトカム追跡調査等は要請されていない。近年の流れでは、社会分野のプロジェクトについてはその社会的インパクトまで示すことを求めることが多く、ここでは小規模なためにその流れとは異なると考えられる。

評価方法について、プロジェクトの規模や性質を勘案して、柔軟に対応することも検討に値すると考えられる。

■ 人件費と間接費

米国については、カリフォルニア州・サンフランシスコ市の助成制度において人件費がカバーされている。その単価は地域の職種に応じた平均賃金や世間相場を勘案して柔軟に定めるものとなっている。また両制度では間接費として20%を認めている。

ドイツについては、連邦・州レベルのプロジェクト助成制度において、プロジェクトに従事しているスタッフの人件費はカバーできるものの、正規職員の人件費については、カバーする制度とカバーしない制度がある。ただし、自然環境保護団体以外も受領できる BfN の助成制度や NRW 州財団の助成制度を除いては、自然環境保護団体の正規職員の人件費は、特定の条件下で、特定の 방법으로、もしくは特定の手続きを経た上で、カバーされるようになっている。

また、ドイツの調査対象の制度においては、間接費について、NRW 州環境・開発財団の助成制度を除き、上限割合など特に明確な規定が設定されていない。よって、基本的には、申請時に、間接費の推計を行い、承認を受け、支払い時にその確認等を受けることとなっている。

米国における間接費が高い場合については、その用途に応じた効果と、逆に負担増とになってしまう効果とのバランスを考慮する必要がある。

ドイツのように、プロジェクト助成による正規職員の人件費のカバーについては、プロジェクトの性質や団体の状況を勘案した上で、必要な場合は、助成対象の新規プロジェクトの実施による正規職員の追加的負担をカバーする、もしくは自己負担分への計上を認めることは検討に値すると考えられる。

■ 精算手続き

ドイツにおいては、小規模な助成制度（自然・環境保護団体への助成制度）においては、オンライン申請により対応しており、証憑や助成金の用途に係る詳細な検査はサンプル調査で実施している。

精算手続きの効率化や負担の軽減に向けて、助成規模に応じた精算手続きの設置も検討に値すると考えられる。

本業務では、わが国の環境 NGO 等に対する支援の考察の一助とすることを目的に、欧米における、環境 NGO 等に対する財政支援の実態について、州政府やその関係機関と、中小規模な環境 NGO 等を中心に調査を行った。わが国の環境 NGO 等を巡る現状を踏まえ、以下のようなポイントについて追加調査を実施することで、財政支援のあり方や、わが国における環境 NGO 等の将来像について、さらなる示唆が得られる可能性がある。

- ◇ NRW 州環境・開発財団のような、環境 NGO 等の組織強化自体を支援する助成制度の検討を行う。
- ◇ 環境 NGO 等の政策形成への参加枠組みと制度的助成に係る検討を行う。
- ◇ 国や自治体レベルにおける自然・環境保護分野の政策実行において、環境 NGO 等との協働の効果や効率性を検討し、環境 NGO 等との更なる協働を検討する。
- ◇ 環境 NGO 等への助成財源として、宝くじ等の外的な財源も検討する。
- ◇ 制定された法律に基づき環境 NGO 等が資金を獲得するだけでなく、カリフォルニア州の Proposition 68 のように、それを可能とする仕組みを検討する。
- ◇ 地球環境基金では、助成対象分野（環境 NGO 等の活動分野）と SDGs の 17 目標との紐付けを試行しており、環境 NGO 等の活動がどの SDGs の目標に貢献するかを明示している。今後は、例えば、環境 NGO 等と企業や市民との協働による SDGs への貢献等、SDGs そのものへの貢献のために設計された活動に対する助成のあり方を検討する。

以 上

別添資料

別添 1 : 委員提出資料

別添 2 : ヒアリング調査議事録

別添 3 : 調査機関概要

別添 4 : 検討委員会議事録

別添 1 : 委員提出資料

別添 1

2019年3月18日

2018年度調査の成果と地球環境基金への示唆

大久保規子

1 本年度調査の成果

本年度のドイツ調査では、連邦自然保護庁に加え、州の行政機関、州レベルで活動するN G Oを調査対象にしたことにより、昨年度の調査と併せて、ドイツにおける環境N G O助成の全体像が明確になった。

今回の調査で得られた新たな知見は、第1に、州レベルには、環境活動を助成するための財団が設けられていることである。昨年ヒアリングしたドイツ連邦環境財団は、もともと主として環境ベンチャービジネスを助成対象とし、近年、環境N G Oの助成枠を拡大してきた経緯があるのに対し、州の環境財団は、環境N G O活動の助成を主目的としており、より地球環境基金に近い性質を有する組織である。環境財団は州から独立した法人組織であるが、州の関係者が理事等になることにより州との連携が確保されており、日本の第三セクター類似の組織である。

環境財団の財源は州により異なるが、例えば、ノルドラインヴェストファーレン州では、宝くじの収入により賄われている。基金の創設時だけではなく、宝くじからの安定的な財源が継続的に確保されていることが大きな特徴である。その背景として、ドイツでは、さまざまな社会的課題を統合的に解決するというS D G sと同様の考え方が根付いているということがある。例えば、今回ヒアリングした「自然の友BW」は、もともと社会的に厳しい状況のなかでアルコール依存等に陥った労働者を、自然に親しみ、環境活動に参加するよう促すことにより救済するという目的で設立されたN G Oであるが、最近では、移民問題等で分断の危機にある社会の統合を目的とした政府の助成を受け、地域の環境活動促進プロジェクトを実施している。宝くじのようなギャンブル収入を財源として環境活動助成を行うという仕組みも、同様の考え方に基づくものであるといえる。そのほかにも、ドイツでは、交通違反に対する制裁金を公益活動助成に充てることのできる仕組みも存在する。連邦ボランティア役務法に基づくボランティア活動促進から、活動助成の財源確保に至るまで、環境分野にとどまらず、意識啓発施策を具体的な行動につなげていくための制度が、明確かつ一貫した政策ビジョンに基づいて確保されている。

環境財団の助成対象となる活動にも特徴があり、ナショナルトラスト活動のような土地の買い上げも対象となる。また、職員のキャパシティビルディング等、組織の基盤強化のための助成もある。環境省が直接行うプロジェクト助成は、生物多様性の保全、気候変動等、各部局が、それぞれの政策目的に応じたプログラムであるため、N G Oの基盤強化のための助成という発想は浮かびにくいと推測されるのに対し、組織の基盤強化は環境財団ならではの助成であるといえる。

第2に、国レベルと同様に、州レベルでも、N G O助成は、制度的助成とプロジェクト助

成から構成されている。制度的助成は、環境政策の形成、環境法の執行へのNGOの参加を実効的なものにするのが主たる目的であり、その意味で分野横断的、基盤的な性格のものである。これに対し、プロジェクト助成は、NGO等との協働により、個別の環境政策を実効的に遂行することを直接の目的としており、必要に応じ、各政策部局が多様なプログラムを設定している。

州レベルの制度的助成は、ドイツ独自の承認団体制度を前提としたものである。承認団体制度は、環境保護を目的とする団体であること、誰でも加入できること等、いくつかの要件を満たす環境団体を行政が認定する制度である。インフラ事業をはじめとする各種許認可等の行政手続において、承認団体には、利害関係人とは別個の資格、すなわち環境利益の代弁者として、独自の参加権と団体訴権が付与されている。承認団体制度は、1970年代に自然保護の分野で設けられたものであり、当初はその数が限られていたが、その後、他の環境分野にも拡大され、近年その数が急増している。欧州では、1970年代から、環境問題におけるNGOの役割に対する認識が高まり、各種の政治的・法的文書・宣言等の中に、NGOの重要性とその基盤整備の促進が明記され、各国で環境団体訴訟等の導入が進んだ。ドイツの承認団体制度も、その流れを汲むものとして位置づけることができる。

制度的助成は、①NGOのネットワーク団体に対する助成、②承認団体の意見調整のためのオフィスの設置、③その他の助成に大別されるが、重要なのは前二者である。①も②も、環境利益を代弁するというNGOの公益機能に鑑みて、NGOの意見調整のための環境を整えることにより、効率的で実効的な参加を確保しようとするものである。それ故、制度的助成は継続的な助成である。しかし、特定の環境団体を存続させることが目的ではなく、公益的機能に対する対価ともいえるべきものであるから、日本でいえば、自治体の負担金に近い。

国レベルではDNRに対する助成、州レベルではバーデンビュルゲンブルク州のLNVに対する助成等が、①に該当する。バーデンビュルゲンブルク州の自然保護法には環境NGOのネットワーク組織に関する規定が置かれているが、LNVのヒアリングによれば、法律に基づいてネットワーク組織が作られたわけではなく、この規定が設けられる前からLNVは存在していたとのことである。州内の承認団体のみならず、地域の多様な環境団体がLNVの会員となっているため、承認団体以外の小さな環境NGOの意見も集約できるのが特徴である。②の方式は、ノルドラインヴェストファーレン州やニーダーザクセン州等で採用されているが、このオフィスの目的は、基本的に承認団体の意見調整である。

日本でも、例えば、豊中市では、1996年に市民・事業者・行政がパートナーシップで環境問題に取り組みを進める組織として、同市内の主要な環境NGOの参加のもと、「とよなか市民環境会議」が設立され、その経費を市の負担金で賄う仕組みが採用されたことがあり、①類似の事例がないわけではない。②に若干類似した機能を有するのは、中間支援団体であるGEOC/EPOであると考えられる。しかし、ドイツの環境オフィスの主たる活動は意見集約・意見書のとりまとめであること、オフィスの賃料や人件費は州の予算で賄われているものの、委託事業ではないため、オフィス活動の自立性が担保されていること等、組織の

別添 1

性格はかなり異なっている。

第3に、今回ヒアリングしたノルドラインヴェストファーレン州のプロジェクト助成については、環境NGOの助成担当というような特定の部局があるわけではなく、各部局の政策目的に応じてプログラムが設けられており、プログラムごとに、助成対象・要件等、それぞれの助成方針が決定されている。連邦環境省も同様の状況であったことから、おそらく他の州も類似の状況であると推測される。

そのため、助成の対象者も、単独または複数のNGOである場合もあれば、市町村等との協働プロジェクトである場合もある。また、管理費の割合、自己資金の要否・割合、助成の対象となる経費についても、助成方針に大綱が定められてはいるものの、プロジェクトの効率的・効果的な実施が重視され、助成案件ごとに設定される助成条件により、詳細が規定されている。例えば、自己資金については金銭だけではなく、NGO職員の労働（現物）を含めたり、プロジェクト専任ではない職員の経費もプロジェクトに従事する時間数で計算して一定割合を認めたりするなど、プロジェクト遂行に必要なかどうかという観点から、ある程度柔軟な対応が行われている。さらに、連邦自然保護庁では、少額助成案件の書類のチェックについては、全件調査ではなく、抜き取り調査を行い、問題が疑われる場合にのみ現地調査も含めた詳細なチェックが行われている。分野ごとのプログラムの場合、担当部局は助成そのものが主目的ではないから、その処理に割くことのできる人的・物的資源が限られているためチェック作業の効率化の必要性が高く、また、当該分野のNGOと恒常的な連携関係があることから、担当者が各団体の活動実態についても熟知していることが多いため、抜き取り調査のような手法が可能になっているものと推測される。

2 地球環境基金への示唆

地球環境基金は、国内外の環境NGOに広く助成を行なう日本で唯一の基金であり、さまざまな改善を行ないながら、環境NGO活動の促進に大きな役割を果たしてきたものであり、その基盤の確保と充実は、重要な政策課題であるといえる。

財源確保の観点からドイツの制度で参考に値するのは、宝くじ収入から、財団創設時のみならず、継続的に財源を確保しているノルドラインヴェストファーレン州の環境財団の仕組みである。日本でも、例えば、日本財団は、国土交通大臣が指定する船舶等振興機関として、自治体が主催するボートレースの売上金の約2.8%を交付金として受け入れて助成事業を行っている。環境分野においても、宝くじ、カジノ等、ギャンブル性のある活動の収益、エネルギー対策特別会計等、環境に負荷を与える活動からの収入の一部を環境基金の基礎的な財源として継続的に充てることのできる仕組みが検討されて良い。この点は、基金のみで対応できる問題ではないから、政府全体での議論が望まれる。

また、ドイツでは、部局ごとにさまざまな助成プログラムが用意されており、助成対象となる経費の内容、経費のチェック方法ともに、合目的的に柔軟に判断している。このような視点は、とくに人件費の扱いについて、地球環境基金の助成事業にも参考になろう。

その際、日本では委託事業として実施されているような事業について、ドイツでは、助成事業と構成することにより、NGOのノウハウや自立性の確保につながっていることが注目される。日本の環境教育等環境保全取組促進法 21 条の 3 が定める民間団体の公共サービスへの参入施策についても、協働取組みの促進という観点から、委託ではなく、助成プログラムとして構成したり、自然再生協議会等、各種の協議会の申請を可能とすることにより自治体、NGOの協働を促進するための仕組みにしたりするとともに、地球環境基金が、それらのプログラムのワンストップの窓口として事務局機能を果たすことなども一考に値する。

さらに、ドイツの制度的助成や組織基盤に関する助成は、NGOの役割の実効性を担保するという自体を目的としたものであり、環境分野において総合的な助成事業を行う地球環境基金ならではの事業に適したものである。

本年度の調査では、意識啓発等の施策を多様な主体の具体的な行動につなげていくためには、そのための仕組みが必要であること、NGOの公的機能に着目した助成事業もその中に位置づけられていることが明らかになった。地球環境基金事業にとどまらず、長期的、総合的な視点から、環境NGOの助成事業を構想することが重要であると考えられる。

別添 1

環境 NGO・NPO に対する州政府等からの財政支援に関する米国現地調査レポート

法政大学大学院連帯社会インスティテュート

教授 柏木宏

はじめに

独立行政法人環境再生保全機構の「欧米の環境 NGO・NPO に対する州政府等からの財政支援に関する調査」の米国現地調査に、2019 年 1 月 5 日から 13 日まで参加させていただきました。

現地調査は、カリフォルニア州のサンフランシスコ湾岸地域と州都のサクラメントの行政機関と NGO・NPO（以下、NPO）への聞き取り調査という形で行われた。筆者は、長年、現地に居住し、NPO に関する調査も数多く実施してきた。今回は、環境問題だけに限定して、行政機関から NPO への財政支援のあり方を調べることを目的だったが、訪問先での聞き取りは、既知の内容だけでなく、新たな発見も少なからずあったことは、個人的には幸いだったといえる。

ここでは、まず、行政資金を NPO に提供する際に常に議論になる「政治活動」について、整理しておく。次に、NPO への資金提供の枠組み全体における政府資金の位置づけや役割について、述べていく。最後に、アメリカの NPO が行政資金を「待つ」だけでなく、資金源を「作り出す」仕組みについて、検討していく。これにより、行政と NPO の間の資金循環の仕組みの一端を理解していただければ幸いである。なお、これらは、いずれも聞き取り調査の内容も踏まえて行うことにする。

1) NPO の「政治活動」と政府資金

「アメリカの NPO は、政治活動が認められていない」といわれることが多い。しかし、これは、誤解を招く表現である。

表 1 で示したように、アメリカの NPO の中心をなす、501c3 団体は、「慈善目的の寄付控除」の特典をもっている。501c3 団体は、日本の NPO 法人と同様に、教育や福祉、まちづくり、環境保護など、さまざまな活動を行っている。これに対して、501c4 団体は、「慈善目的の寄付控除」が認められていない。反面、立法活動（ロビー活動）は可能で、候補者に対する選挙活動も制限付き可となっている。なお、ここでいう「慈善目的」は、極めて広義に解釈され、いわゆる「不特定多数者」に対する事業については、この目的に合致すると考えられている。

行政資金を受けることができるのは、通常、501c3 団体だけである。しかし、この団体であっても、立法活動は制限付きながら可能であり、立法活動と（候補者に関する）選挙活動以外の政治活動は可とされている。立法活動と（候補者に関する）選挙活動以外の政

治活動は、教育活動あるいはアドボカシー活動と呼ばれることが多い。

カリフォルニア州の環境保護庁(CALEPA)を訪問した際、支援対象を 501c3 団体のみとしたうえで、「ロビー活動、政府への反対の 2 つは、本グラントの支援対象に含めない。ただし、支援対象組織が別の予算で同活動を実施することはまったく問題ない」¹と述べていた。このことばは、501c3 団体が「政治活動」、より厳密には、立法活動と（候補者に関する）選挙活動以外の政治活動を行えることを明確に示している。なお、立法活動は、「制限付き可」となっている。ここでいう「制限」とは、通常、501c3 団体の支出の一定の割合以下に立法活動の予算を抑えることで判断され、予算規模により 20%（年間予算 20 万ドル未満の団体）から最大 100 万ドル（同 1700 万ドル以上の団体）まで²である。

表 1 NPO の税制と政治活動の関係

	501c3 団体	501c4 団体
慈善目的の寄付控除	可	不可
事業経費としての控除	可	可
関連事業の収益への連邦所得の免除	可	可
投資収益への連邦所得税の免除	可	可
立法活動（ロビー活動）	制限つき可	可
候補者に関する選挙活動	不可	制限つき可
立法活動と選挙活動以外の政治的な活動	可	可

（出典）Internal Revenue Service, “Common Tax Law Restrictions on Activities of Exempt Organizations”

2) NGO・NPO への資金提供における政府資金

NPO の経営には、企業や行政と二つ異なる点がある。ひとつは、人的資源、すなわちボランティアの存在である。もうひとつは、財源である。企業は、サービスや製品の販売に対する対価を基本的な収入源にしている。また、行政の原資は税金である。これに対して、NPO は、企業のようにサービスや製品の販売への対価を収入源のひとつとしつつも、それに全面的に依存するわけではない。実際、NPO が製品やサービスを提供する場合、その価格は、必要コストを下回ることが多い。とはいえ、その結果、赤字を累積していったのでは、持続的な経営はできない。ここで意味をもつのが、寄付である。

寄付ということばから、多くの人々は、個人が差し出す小額の金品をイメージするかもしれない。なお、「資金」ということばの方がフィットするかもしれないが、ここではアメリカ流の「寄付」で統一しておく。寄付には、表 2 で示したように、多様な形態がある。それは、名称だけでなく、提供者においてもいえる。アメリカでは、行政も、寄付者の一部としてみなされている。その対象は、主として、プログラム支援とキャピタル・キャンペーンにおいてである。

なぜか。一般寄付の場合、用途を特定しないことが多い。しかし、行政は、何に使うの

別添 1

かわからないことに公の資金を提供できない。事業の立ち上げは、リスクがともなう。行政の資金が提供される事業は、安全性が基本である。したがって、シードマネーを提供することはほとんどない。組織強化は、特定の団体への利益許与のような性格をもつ。基金も同様だ。施設などを例外とすれば、企業や個人と異なり、寄付する「現物」を行政はあまりもっていない。一定期間継続することを制約することは、年度単位に予算を基本とする行政としては難しい。したがって、これらの寄付の形態は、行政として通常、行うことはない。

カリフォルニアにおける行政機関で聞き取り調査を行った際、組織強化のための助成を行うのか尋ねた。しかし、答えは、すべてネガティブなものだった。これは、上記のように、助成を受けた団体だけが利益をえる形になるため、行政としては、取り組みにくいことを示唆しているといえよう。アメリカで一般的に組織強化のための資金を提供するのは、表2にあるように、助成財団である。助成財団は、提供できる資金が行政ほど大きくないことが多い。このため、助成額や件数、継続年数などに限度がある。何度も助成を求められるより、組織強化を促し、自立した活動を広げていくという考えが、ここから生まれてくる。

表2 アメリカにおける NPO への寄付形態

寄付の名称	内容	主な提供者
一般資金	用途を特定しない寄付	個人、企業
シードマネー	事業などの立ち上げ資金	助成財団
プログラム支援	特定の事業の実施のための資金	企業、助成財団、行政
組織強化	組織の基盤づくりのための資金	助成財団
キャピタル・キャンペーン	建物の建設などの資金	個人、企業、助成財団、行政
基金	基金を設立、運用益を活動に充当	個人、企業、助成財団
インカインド	現物の寄付	個人、企業
計画寄付	一定期間継続して提供する寄付	個人

(出典) 各種の資料より筆者が作成

寄付は、内容によって分かれるだけではない。提供者により、メリット、デメリットがある。例えば、個人の寄付は、継続的な資金源となりえる、寄付者になると、勧誘者にもなりえる、ボランティアと寄付の両方を提供する可能性があるなどのメリットが知られている。反面、開発資金が大、一人あたりのリターンは少ない、幅広い直接サービスを実施していないと困難、経験のない NPO には失敗のリスクが大、理事やボランティアのかなりの支援が必要などのデメリット、あるいは課題もある。

では、行政の寄付はどうか。メリットとしては、巨額の資金が可能、申請手続きが明確、政治的な働きかけがプラス、継続的な資金源になる可能性などがある。一方、デメリットとしては、申請手続きが長大、事業の一部のみ支援することが多く、政策による変動もあること、余剰資金は要返済、記録文書の作成・保存が厳格であることなどをあげることができる。

こうした行政資金のメリット、デメリットは一般的にいえることだが、聞き取り調査に

においても、確認することができた。例えば、Greenaction for Health and Environmental Justice は、「政府がグラントを出す意味は、その活動が正しいからであり、また、NGO が要求したからでもある」³と述べている。これは、メリットのひとつ、政治的な働きかけがプラスを広義に解釈したものといえよう。また、Watershed Project は、「清算に必要な証憑類が非常に詳細であり、負担が大きい」⁴と述べているが、これは記録文書の作成・保存が厳格さというデメリットを指摘しているものと考えられる。

なお、継続的な資金源になる可能性をメリットのひとつにあげている。しかし、聞き取り調査で NPO 側からの指摘では、単年度の契約による事業の継続性が阻害される問題を指摘する声も多かった。これは、グラント（助成金）に対するコメントと思われる。一方、コントラクト（事業委託）の場合は、通常、契約期間が複数年に及ぶ。なお、グラントとコントラクトの意味は、必ずしも統一されているわけではない。ここでは、申請者である NPO の考えを中心とした事業への資金をグラント、行政側の必要性から NPO に資金を提供する仕組みをコントラクトとしてとらえている。

3) 政府の資金源を「作り出す」仕組み

アメリカにおける NPO に対する行政の資金提供は、何らかの法的な根拠に基づき実施されることが原則といえる。例えば、今回の調査で訪問したカリフォルニア州の環境保護庁(CALEPA)が管轄している Environmental Justice Small Grant Program は、California Public Resource Code Section 71116⁵により設置されたものだ。

こうした法律の制定においては、NPO が積極的にかかわっているケースが少なくない。1) で述べた、NPO の立法活動（ロビー活動）が重要なゆえんである。今回の調査において、複数の視察先で Proposition 68（以下、提案 68）⁶について指摘があった。いわゆる住民投票である。

住民投票は、有権者が投じた一票が過半数を超えると成立する形が大半だ。「投票」という意味では、選挙のようであり、住民投票へのかかわりは、選挙活動と思われるかもしれない。しかし、議会で賛否の一票を投じる議員への働きかけがロビー活動であるのと同様に、提案の成否を決める有権者への働きかけはロビー活動の一種とみなされ、NPO も合法的にかかわることができる。

アメリカでは、直接民主制の一環である住民投票が積極的に活用されている。ただし、住民投票が活用できるのは、州や自治体レベルにとどまる。現在、36 州と首都ワシントンで住民投票が制度として導入されている。住民投票には、イニシアチブとレフェレンダムがある。前者は、住民発議による立法措置。後者は、議会が制定した法律の賛否を問う住民投票である。州レベルの住民投票制度は、1904 年にオレゴン州で最初に導入され、2018 年までに州レベルで 2609 件が投票に付され、そのうち 1094 件（41%）⁷が成立した。

住民投票は、大統領選挙や中間選挙などの選挙に合わせて実施されることが多い。提案 68 の場合は、2018 年の大統領選挙の予備選挙がカリフォルニア州で行われた 6 月 5 日に 5 つ

別添 1

の提案のひとつとして、すでに州議会と知事に承認されていた法案が住民投票に付され、賛成 58%、反対 42%で成立した。その内容は、表 3 に示したように、天然資源の保全、公園やリクリエーション施設の建設や拡充、洪水の予防や水質保護などに、総額 41 億ドルの債券発行を認めるというものだ。

41 億ドルというと、1 ドル 110 円で換算した場合、4510 億円もの巨額の資金である。この資金の一部が州政府や地方政府を通じて、NPO の活動資金に活用されていくのである。いわゆる債権提案だが、2018 年 6 月の選挙では 5 件中 1 件、11 月には 11 件中 4 件がこの種の提案だった。カリフォルニア州では、30 万ドル以上の債権を発行する場合、住民投票に付すことが定められていることが影響している。

提案 68 の成立には、NPO が極めて大きな役割をはたした。賛同団体として、名を連ねたというレベルではない。日本よりも広い面積をもつカリフォルニア州は、4000 万人という全米最大の人口をもつ。その有権者に支持を呼びかけるには、多額の費用が必要だ。提案 68 の場合、成立を目指した団体が集めた資金は、全部で 663 万ドルにのぼり、このうち、最大の提供者は、The Nature Conservancy (TNC) で 129 万ドルを拠出した⁸。

表 3 提案 68 で発行される債権発行による収入の使途

Figure 1	
Uses of Proposition 68 Bond Funds	
<i>(In Millions)</i>	
Natural Resource Conservation and Resiliency	\$1,547
State conservancies and wildlife conservation	767
Climate preparedness and habitat resiliency	443
Ocean and coastal protection	175
River and waterway improvements	162
Parks and Recreation	\$1,283
Parks in neighborhoods with few parks	725
Local and regional parks	285
State park restoration, preservation, and protection	218
Trails, greenways, and rural recreation	55
Water	\$1,270
Flood protection	550
Groundwater recharge and cleanup	370
Safe drinking water	250
Water recycling	100
Total	\$4,100

(出典) <https://lao.ca.gov/BallotAnalysis/Proposition?number=68&year=2018>
https://ballotpedia.org/States_with_initiative_or_referendum

おわりに

行政の資金が NPO に提供されるためには、ルールが必要である。このルールの根幹には法律がある。これまで見てきたように、NPO は制定された法律に基づき、申請を行い、資金を獲得しているだけではない。資金を生み出す仕組みも作りだしているのだ。それが可能な背景には、NPO にアドボカシーやロビー活動が認められていることがある。

では、行政は、こうした NPO の活動をどのように見ているのだろうか。行政の利害が絡むことは当然だが、例えば提案 68 の場合、NPO とともに提案の成立を目指した団体に Association of California Water Agencies (ACWA)がある。カリフォルニア州内の 430 の水を扱い公共機関の協議会である。一時ほどではないにせよ、日本では、今日も NPO と行政の協働の議論が盛んだ。しかし、その大半は、資金提供者としての行政と事業実施者としての NPO の関係に止まる。資金の獲得が困難になってきている今日、NPO と行政の協働の一環として、資金獲得というテーマが盛り込まれる必要性を改めて感じた、訪米調査であった。

¹ 米国調査の概要と結果とりまとめ、p.5

² <https://www.irs.gov/charities-non-profits/measuring-lobbying-activity-expenditure-test> (2019 年 3 月 19 日アクセス)

³ 第 1 回 米国現地調査議事録、p.9

⁴ 前掲、p.15

⁵ http://www.oclaw.org/research/code/ca/PRC/71116./content.html#.XJBQR_ZuI2w (2019 年 3 月 19 日アクセス)

⁶ <https://lao.ca.gov/BallotAnalysis/Proposition?number=68&year=2018> (2019 年 3 月 19 日アクセス)

⁷ [http://www.iandrinstitute.org/docs/IRI%20Initiative%20Use%20\(1904-2018\).pdf](http://www.iandrinstitute.org/docs/IRI%20Initiative%20Use%20(1904-2018).pdf) (2019 年 3 月 19 日アクセス)

⁸ [https://ballotpedia.org/California_Proposition_68,_Parks,_Environment,_and_Water_Bond_\(June_2018\)](https://ballotpedia.org/California_Proposition_68,_Parks,_Environment,_and_Water_Bond_(June_2018)) (2019 年 3 月 19 日アクセス)

別添 1

「欧米の環境 NGO 等に対する州政府等からの財政支援に関する調査」へのコメント・提案など

(公財)日本自然保護協会 道家哲平

米国は、三権分立が明確に分かれているためか、環境 NGO においても、政策形成(ロビーイング)のための団体と、国の補助・グラント・コントラクトなどを受けられる団体とを明確にわけられ、団体能力養成についても民間の多様な助成団体が存在し、その支援を行うなど成り立っている。欧州(とりわけドイツ)においては、そのような厳格な分け方をなされておらず、環境 NGO=公益事業実施の団体であり、かつ、政策形成過程の一員(形成においても、監視=建設的批判においても)としての体系ができていているように感じた。

米・独のような体系がすべてではないが、地球環境基金事業との関係においては、ドイツ型(事業支援と団体支援を併用)の方が親和性が高いと感じる。環境に特化した NGO 能力養成のファンドは米国のように日本は多くない現状があるのが最大の理由であるし、また、地球環境基金の事業のこれまで蓄積されたノウハウとの整合性も高い。

今回の調査において、ドイツの NGO より、ドイツの NGO の実態を知るという研修をしてはどうかという提案があったとされている。このような取り組みについて、10 年以上セブンイレブン記念財団が環境 NGO 研修として、ドイツに学生や環境 NGO 若手職員を派遣する事業を行っており、セブンイレブン記念財団にヒアリングをして、そのノウハウや経験を共有してもらい、地球環境基金事業としてのアプローチに活かすことができるのではないかと考えた。

今回のような助成事業のありかたの検証は、地球環境基金に留めず、日本における様々な環境助成財団との意見・情報交換などに発展していただくとうれしい。それぞれの財団が考えていること、支援事業のニッチ分析やマッピングを通じて、支援事業のギャップ(支援として及んでいないこと)などが見えてくる可能性がある。

今後の調査のアイデアとして

地球環境基金発展のためのロジックを考えて、そのロジックを補強・補完する調査なども考えられるのではないかと。

例えば、SDGsは複数のロジックを提供するのではないかと期待している。

1. 人口減少に伴う税収減少など様々な公的資金が減少する見込みのなかで、SDGsの実施において推奨されるような「一つの事業を通じて、複数の社会課題解決に取り組む(統合的アプローチ)」=複数の社会課題解決に貢献するからもっと投資が必要であるというロジックとなる
2. 「誰一人、とりのこさない、そしてもっとも遅れている人々に第一に取り組む(前文 4 条)」は、

SDGs 達成にコミットする企業に対して、地域住民との連携がとれる NGO との協働を促すロジックとなる

3. SDGs の実施状況をモニタリングする機関が毎年発表している「2018 SDG Index and Dashboards」(<http://www.sdgindex.org/reports/2018/>)によると、日本は、ジェンダーや環境(生物多様性、気候変動、消費と生産や循環型社会)、そしてパートナーシップに関する評価が低い。そのため、SDGsの実施を強く掲げる日本にとって地球環境基金事業への投資は、政策優先度や緊急度に一致することであるというロジックとなる

これらの調査・分析が、先に上げた、日本における環境助成団体のニッチ分析＝地球環境基金の独自性や強みとうまく親和性がとれたら、より強いロジックとなる。

別添 2 : ヒアリング調査議事録

別添 2

ヒアリング調査議事録（米国）

目次

1. Literacy for Environmental Justice	1
2. Greenaction for Health & Environmental Justice	4
3. The Watershed Project.....	8
4. CalEPA (1)	11
5. CalEPA (2)	16
6. サクラメント市	17
7. サンフランシスコ市	19

(注) 本議事録は先方の確認を経たものではない。

1. Literacy for Environmental Justice

日時 | 2019年1月7日(月) 10:00~12:00
場所 | Literacy for Environmental Justice のオフィス@サンフランシスコ市
先方 | Executive Director and Programs Manager
受領 | 活動紹介資料2種類および「Candlestick Point」

(1) 組織について

- 今年が活動20年目にあたる。当初は Tide Foundation¹のプロジェクトの一部として小規模な活動を行っていた(インキュベーション機能)。14-15年前に501(c)(3)団体として承認され、現在の組織名で活動を開始した。
- California Environmental Justice Alliance の中で協力。
- 正スタッフ9名、インターン25名、ボランティア千名程度(※2016年に約1,400名)(通算で6-7000人、年間40人程度だが同時期に活動する人数の平均は10人程度)。
- 対応者は20年間の同組織での経験がある。
- 公園(カリフォルニア州所有)の環境整備、生物多様性上重要な種の育成、若者を対象とした Job Training (インストラクター・景観企業・教育等の”green color job”に就職)、キャンプやカヤック等を通じた環境教育・エコツアー等を実施。
- ベイエリアにおける米軍の汚染対策も重視している(同地の米軍は、原爆やビキニ環礁での核実験等にも関与していた)。

(2) 財務状況について

- 収支規模は約1 million USD。
- リーマンショックを機に、それまでの1 million USD程度から活動を縮小して0.25 million USD程度となったが、この数年間で再び規模を戻した。複数の公的支援等および独自収入(プラント等)が得られたことが主要因。
- 収入は政府収入に加えて独自収入を含めて運営。後者をもっと増やしたい意向。
- 収入の内訳は概ね以下の通り。

① コントラクト(州、市、郡など)	60-70%
② 財団(SF、Campbell、New Hopeなど)	20%
③ 政府のグラント	15%
④ 個人・企業の寄付	5%
⑤ プラント販売(非課税)	増加中
- ①については、ミッションを合意しているが、方法や用途についての制約がない。
- ②についてはプロジェクト活動であり、予算を先払いしてくれるメリットがある。

¹ 厳密には、1996年に、Tides Foundation から分離した Tides Center のプロジェクトと思われる。ただし、Tides Foundation を中心にした複数の団体に、Tides Family という表現が用いられているように、総称して Tides あるいは Tides Foundation ということもある。

別添 2

- ③については、利益が出ないように実際の出費だけが対象である。
 - 支出の一部に、生育した植物の収入も計上している。
- (3) 組織の成長について
- 財務は常に不安定である。活動規模が大きくなれば環境社会への貢献も大きくなるが、より財務的に不安定化する。安定性のことだけを考えれば 0.25 million USD 程度が良い。この先は 1 million USD を維持し、1.4 – 1.5 million USD 程度としたいと考えるが、安定化が難しいだろう。
 - 組織の成長をコンセプトに含んだ公的支援も無くはない（公園整備も組織のキャパシティ担保を暗に条件としている）。しかし、キャパシティビルディングを直接の目的とするようなときは財団や企業からの寄付のほうが向いているだろう。
 - 働き活動に貢献する人にとって、お金に加えて別のモチベーションも重要。
- (4) 公的支援の特徴について
- 公的支援の場合には、主に定量的なアウトプット指標が課せられる（炭素の吸収固定量、土地の緑化面積、処理したごみの量等）。組織能力等の指標が入ることはない。アウトカム指標（環境影響）は納税者への説明責任として必要だろう（具体的には求められていない・把握していない様子）。
 - サンフランシスコ市には Zero Waste Grant Program、Environmental Justice、Carbon Fund Program、PUC Project、カリフォルニア州には Capital Improvement Program 等がある。活用する公的支援はその年によって異なる。
 - プラントのコントラクトやグラントの収支は典型的には以下の通り。なお支払いは原則として精算後払い。すべてが官僚的である。
 - 間接費 (overhead) 10% (実際には 30%程度がかかっている)
 - 経費 (supply) 5% (物品等)
 - 外注 (outsource) 5-10% (自分ではできない業務のコンサル等への発注)
 - 人件費 その他 (うち director 5-10%、スタッフ 80-90%)
 - Job training の収支は典型的には以下の通り。
 - スタッフ 半分
 - トレーニング対象 半分
 - なお人件費 (手当て : stipend ※給与とは異なる) は 75 – 150 USD/day (サンフランシスコ市の最低賃金は 15 USD/h)
 - カリフォルニア州の Proposition 68 (Parks and Water Bond Act of 2018)には、組織規模が小さいこともあり成立に関与していないが活用はしている。(※州の住民提案による。政府が債券を出し、それにより年次予算以外の政府資金を得て事業を行う)(※40 億 USD)

(5) 公的支援の課題について

- 組織の開発に予算を仕向けてほしい。
- 最低3年間の継続とすべき（年毎の変更には時間がかかる）。
- 書類作成の負担を軽減すべき。その意味でも継続が重要。
- 現場をしっかりと視察して理解してほしい。
- 前払いを増やしてほしい。（現在はあっても10-20%程度）

以上

別添 2

2. Greenaction for Health & Environmental Justice

日時 | 2019年1月8日(火) 14:00~16:30
場所 | Greenaction for Health & Environmental Justice のオフィス@サンフランシスコ市
先方 | Executive Director
受領 | なし

(1) 組織について

- 1997年に設立し、20年間の活動を行ってきた。(Angel氏はその前はGreenpeaceに所属していた。)当初はTide Foundation²のプロジェクトの一部として小規模な活動を行っていた(インキュベーション機能)。
- 役員は11名であり、職種、出身、民族、年齢等多様(カリフォルニア大学サンタクルーズ校教授、先住民族を含む)。環境影響を受ける当事者たちが組織を運営していることが特徴である。
- オフィスにはAngel氏の他に総務や渉外等を担当するスタッフが3名勤務している。
- 設立から数年後に501(c)(3)団体として承認された。
- 低所得・マイノリティ等の層の住民が気候変動等の環境面で受ける影響を活動対象としている(environmental justice)。活動内容としては技術サポート、環境教育、環境問題に対応するための住民の組織化、政府や企業へのアドボカシー活動(抗議、法的なアプローチ)等。ロビー活動(特定の法案成立を対象とした活動 ※会計処理が面倒になる)はほとんど行っていない。
- 活動地域は主にカリフォルニア州、アリゾナ州、ユタ州(例外的に海外もある)。他の多くのNGOのように、単一のコミュニティにおける環境問題を対象としているわけではない。(例:Kettleman Cityにおける有害廃棄物汚染)
- インターンシップを随時実施している(大学の学生等)。一度に3-6人程度であり、特に大学の夏季プログラムと連動する場合が多い。時間は1週間あたり20時間程度(最低10-15時間)、3ヶ月間程度。概ね支払いは行わない(グラントを活用する場合には給料(stipend)を支払うこともある)が、その代わりに、インターンは経験を得る。希望者が非常に多いが、物価の高いサンフランシスコでどのように生活してもらうかが悩ましい。

(2) 財務状況について

- 設立当初は収入ゼロ。数年後に25万USD。2018年は50万USD、2019年は漸増。
- 収入の内訳
 - 政府や財団のグラント 90%程度(割合は年による。2019年は半々)

² 厳密には、1996年に、Tides Foundation から分離した Tides Center のプロジェクトと思われる。ただし、Tides Foundation を中心にした複数の団体に、Tides Family という表現が用いられているように、総称して Tides あるいは Tides Foundation ということもある。

- 個人の寄付 10%程度
- メンバーシップ制は取っていないため会費収入はない（※日本での社員³とは異なり、beneficiary の意味）。もとより低所得者層の市民を代表している。
- 支出の内訳
 - 給与 75%程度
 - 賃貸等 その他。サンフランシスコ市内では家賃が高騰を続けており、現在は 3,600 USD/月（年間 50,000 USD 程度）。これが財政を圧迫している。
- 財団のグラント
 - ほとんどが単年もの。
 - カリフォルニア州ではいくつも存在するが、特に environmental justice については競争率が高い。（あるグループが自分たちを関連すると誇大的にアピールする内容でグラントを得た事件があった。）
 - The San Francisco Foundation から以前に 2 万ドル程度のグラントを取得していたが、最近では受けられていない。
 - The California Wellness Foundation から昨年 3 万 USD のグラント（低所得コミュニティにおける活動）を得た⁴。なお、同財団は低所得コミュニティにおける活動に拠出先を限定しているわけではない。
 - その他新興財団も含め、1.5~2 万 USD 程度のグラントを得てきている。
 - Sierra Foundation⁵からは 4-5 年前に 1 万ドル×4 年間の継続グラントを得た。継続は助かるが、一方、政府のグラントについては良いことばかりではない（後述）。
- 政府のグラント
 - 政府がグラントを出す意味はその活動が正しいからであり、また、NGO が要求したからでもある。NGO はさらに広範なアドボカシー活動を行っている。
 - その他、以下参照。
- ファンドレイジング活動として、ポスターの作成掲示、ウォーキング・パフォーマンス・コンサート等のイベント実施による寄付活動等を実施している。

(3) 公的支援の特徴について

- 様々な政府からグラントを得ている。
- カリフォルニア州の公的支援
 - CalEPA 下には多くの部門があり、特に Air Resource Board のグラントが大きい。これは加州の cap & trade 制度と関連している（同制度は金銭で環境問題を解決しよ

³ 日本の NPO 法などにおいて、団体の意思決定（役員を選出や予算の決定など）に関与できる資格をもつ人々をいう。

⁴ Greenaction received a grant to assist two of their community organizers to fully participate in the “Bayview Hunters Point Youth, Arts & Environmental and Climate Justice Project.”
<https://www.ceh.org/get-involved/justice-fund/partners/>

⁵ Sierra Club Foundation など、他の財団の可能性もあるので、要確認。（柏木委員）★

別添 2

- うとしている点が気に入らない)。
- 加州の AB617 (community air-monitoring program) は Greenaction 等の NGO が圧力をかけた成果として成立した法制度であり、グラントも同制度をもとにして運用されている。
 - 同制度に関連して、2018 年にコミュニティの環境教育に関する RfP (Request for Proposal) が提示され、Greenaction は Literacy および 3 つの組織とコンソ的なもの (※最近の特徴) を組んで提案書を提出、採択された。
 - ◇ 2018 年からの 2.5 年間、50 万 USD (コンソの全期間総額)。
 - ◇ Greenaction の活動規模に匹敵する予算であり、助かると同時に怖くもある。実施の管理が課題である。
 - ◇ アドバイザリーグループについては、応募に基づき Greenaction と Literacy とが 10 名を選定した。
 - ◇ 実施体制、実施計画、予算計画等を細かく策定し、政府と協議した。
 - Environmental Justice Training Project
 - ◇ 州政府のスタッフを教育するプロジェクト。
 - ◇ Greenaction 含め 4 組織が協力して実施。
 - ◇ 予算 7.4 万 USD。
 - ◇ 予算の計上において、州政府スタッフの人件費 (125 USD/h) と比較して、教える側の NGO の人件費 (50 USD/h) が低いということが起きた。これは同州の Air Monitoring Grant でも同様だった。
 - Environmental Justice Small Grant
 - ◇ 2013 年、2015 年、2016 年に採択された。
 - ◇ 2014 年、2017 年には提案が却下された。2019 年にも提案する予定。
 - ◇ すなわち継続的なグラントではない。政府側にはその意思はないだろう。
 - ◇ 同グラントとは、予算をくれれば良い活動をするという関係を築いている。それにより、良い提案を出せば採択しないわけにはいかない。
 - ◇ かつては担当者が白人男性だけに偏っておりひどい状況だったが、その後、担当者を多様化して良い形となってきた。
 - Supplemental Environmental Projects (SEP)
 - ◇ 民間企業のなした汚染に対するペナルティは罰金のみであり、その被害は弱いところに集中する。
 - ◇ 罰金を原資の一部として、Supplemental Environmental Projects (SEP) が実施されている。(※年次予算では不足するための動きのひとつ)
 - ◇ Greenaction でも 2018 年に 4 万 USD を得てトラック運転手への教育プロジェクトを実施した。
 - カリフォルニア州の Proposition 68 (Parks and Water Bond Act of 2018) に関して、

disadvantaged community（水位、水質等）における 6.8 万ドルの事業が成立している。

- 間接費は概ね 10%以内（15%のこともある）。
- 人件費単価に関しては明確な回答なし。
- 連邦政府からも以前に 1 つか 2 つのグラントを得たが、トランプ政権になって難しくなった。良い担当者たちが職を去っている。

(4) 組織の成長について

- 政府のグラントが仮に継続であれば、受ける NGO 側にとっては、それにより政府に意見が言いにくくなる（"sell out"）というマイナス側面がある。（事例：サンフランシスコ市 Bayview Hunters-Point は海軍による核廃棄等の汚染があったが、海軍は浄化したと表明して住宅建設を進めようとした。San Francisco Foundation もその予算を拠出した。しかし、その批判・検証機能は十分に働かなかった。）

(5) 公的支援の課題について

- 政府予算（CalEPA 等）は多いのに、NPO/NGO 向けのグラントはそのごく一部であり、もっと増やすべきである。カリフォルニア州は環境政策での reputation を重視しておりなおさらである。
- 支払いのタイミングが遅く、給与の支払いに困っている。現在実施中の CalEPA の 50 万 USD 案件では 12.5 万 USD の中間払いを要求しているが、いつになるか不明。認めた事例もあり（SEP）、可能なはずである。

以上

別添 2

3. The Watershed Project

日時	2019 年 1 月 9 日 (水) 10:00~12:00
場所	The Watershed Project のオフィス@リッチモンド市
先方	Executive Director
受領	「Green Career Opportunities – Green Collar Corps」、 「Watershed Education Programs」、 「North Richmond Shoreline Vision」

(1) 組織について

- 21 年間活動（他組織の一部であった時代を含めると 31 年間）。
- 501 (c)(3) 団体。
- ベイエリアの 9 郡（コントラコスタ郡が中心）を対象として、コミュニティの組織化、能力増強、調整、教育等を実施。
- 環境教育
 - 小中高の学校や教師と協力して、その生徒全員に対して野外での環境教育を実施。
 - 受講者がトレーニングの結果、他地域でも同様のことを実施可能なコピーモデルを作成・実施できるように仕向ける。
 - 低所得者層が多い学校での受講料は無料（一部私立学校等では有料）。そのために政府の予算を利用している。
- 環境再生
 - 10 名程度からなるグループを組成し、環境再生を実施。
 - 主に一般市民による steering committee を組成（有識者の advisory board を設置する場合もある）。
 - こういった活動が政府への圧力となることを想定する。
- 職業訓練
 - 大学生等を対象にした環境関連（主に環境再生）の職業訓練を実施。
 - 5-10 人がコアメンバーとなる。
 - 各参加者に 16 ドル/時を支払う。
- 活動実績の年俸への記載は、ファンド取得等のためではなく、組織活動のアイデンティティ共有のためである。

(2) 財務状況について

- 収入の 6 割程度は政府から得ている（コントラクト、グラント）。最近年度はその前年度とほぼ同様。政府機関は連邦、州、郡、市等多様である。（追ってそのリストを提供する）
- 支出の 12%程度は管理費（o.h.）である。⁶

⁶ ヒアリング時には 15%以上と回答。しかし、annual report をみると、program 支出が 88%なので、overhead は 12%

- 回答者の給与は 8 万 USD であり⁷、13 名（常勤および非常勤）の給与合計が 18 万 USD +4 万 tax。
- ファンドレイジング活動を実施。財団であれば直接訪問してプロジェクト内容をプレゼンすることもある。
- グラント等の予算規模は州の場合に 10 万～40 万 USD 程度であり、他の地方政府の予算より大きい。市レベルの場合には数万 USD（ときに 1 万 USD 未満）のものもある。財団の場合には 2-3 万 USD が普通の水準であり、2 万 USD 以下ならばあまり価値がないと認識。
- 今後、同規模の活動水準を維持したい（可能ならばスタッフを 1 人増やしたい）。
- 会費収入は 1,300 USD 余り⁸。fiscal sponsorship を提供している団体からの会費はない。
- 財団からは事業継続のための資金提供に際して新規性を求められることが多く、なかなかそれに応えられない（目先を変えるなど）。

(3) 公的支援の特徴について

- コントラクト
 - 990 書式の「program service revenue」に該当する。
 - 仕様を具体的に定めての契約であり（州から郡等を介したサブコン等）、実施内容に相当する経費を受ける。
 - 管理費（o.h.）は 10-15% の場合が多いが、人件費単価を高めにしてそれに内包する場合もある。
 - 管理費（および活動費⁹）を除いてすべて外部に経費として支払う（pass through）。
 - 労務費は管理費（マネジメント）のみ。（ある事例では、約 20 万 USD の総額のうち、自組織で得るのは管理費 2.5 万 USD、一部の内部での実施内容（モニタリング等）1.2 万程度であり、他はサブコンへの支払いである。
 - 精算に必要な証憑類が非常に詳細であり負担が大きい。（財団の場合は比較的単純である。）
 - 政府からの支払いは精算後払いであり、サブコンへの支払いがその前に必要。手元資金がないためにブリッジローンを使うこともある（3 ヶ月以内の返済であれば金利ゼロの場合がある）（Northern California Community Loan Fund : NPO）（※CDFI という仕組みの資格 : Community Development Financial Institute = 低所得地域が対象）。また政府が直接サブコンに支払う形態の場合もある。

ということになる（柏木委員）。それに基づき訂正。

なお、同ヒアリングでは連邦政府向けに効率の高さを示そうとしていると回答したが、連邦政府には from 990 (https://pdf.guidestar.org/PDF_images/2017/911/767/2017-911767292-0ec0a954-9.pdf) を提出しており、その記載が公式な会計報告になる（柏木委員）。そのため、同回答を削除。

⁷ Annual report の数字などから見ると、回答者の給与（8 万ドル）の多くはプロジェクトの実施に伴いものと推察される。したがって、この記述は正確性に欠けるのではないかと（柏木委員）。そのため訂正。

⁸ 990 書式による（後日、柏木委員による確認）。

⁹ 回答者は管理費以外を外部流出としたが、正確さのため補足（柏木委員指摘）。

別添 2

- グラント
 - 990 書式の「contributions and grants」に該当する。
 - 特定のプロジェクト実施に対する直接の契約。
 - 予算の支出はコントラクトほど限定的ではないが、必ずしも制約がないわけではない（可能な支出費目が特定されているなど）。
 - 管理費（o.h.）は 10-15% の場合が多い。
 - 労務費を支払う対象は、常勤・非常勤の両方が可能。
 - 通常はプロジェクト終了 1 ヶ月以内に報告書を出すことで義務が完了する。アウトカム等の追跡調査はない。（※NY のロビンフッド財団ではフォローのための予算も出していたが、そのような事例は極めて少ない）
- (4) 公的支援の課題について
- 特に回答なし（※地域ベースなので距離感が異なるのだろう）

以上

4. CalEPA (1)

日時	2019年1月10日(水) 13:00~15:00
場所	CalEPA のオフィス
先方	Environmental Justice Small Grants Program Manager、スタッフ
受領	「Environmental Justice Small Grants: 2019 Grant Cycle Application & Instructions」、 「Public Resource Code Section 71116」、Jill Lindsay Harrison 「Bureaucrats' tacit understandings and social movement policy implementation: unpacking the deviation of Agency Environmental Justice Programs from EJ movement priorities」

(1) 組織について

- CalEPA には 6 つの board department がある。
 - Air Resource Board (ARB)
 - Toxics
 - Recycle
 - Hazardous 健康
 - Water quality
- Environmental Justice Small Grant が ERCA の地球環境基金に近いものだろう。他のプログラムについては以下の通り。
 - Training
 - ◇ 小規模で分野特定。(予算 10 万ドル以下)
 - ◇ 政府のスタッフをトレーニングする内容。
 - Brownfield
 - ◇ USEPA の予算を活用する。
 - ◇ 汚染された土地での対策が対象である。NPO も応募可能。
 - ◇ 予算は不明。
 - Clean Beach
 - ◇ 別部署ゆえ内容不明。必要があれば担当者を紹介する。
 - Environment Enforcement Grants
 - ◇ 「Section 14300」の予算でグラントを抛出¹⁰。
- CUPA (クーパと呼称)¹¹は、local department 同士のネットワークを創出し、その前提で行うフレームワークであり、本グラントとは異なる。

¹⁰ 「Environmental Circuit Prosecutor Project」(州内の地域における水・大気等の法律執行にあたり不足分を補助)、California District Attorneys Association (カリフォルニア地区弁護士協会)による環境分野のトレーニング、California Commission on Peace Officers Standards & Training (司法警察職員基準及び訓練規定)のもとでの環境面のトレーニング等に資金を抛出。

<https://calepa.ca.gov/enforcement/grants-scholarships-environmental-enforcement/>

¹¹ <https://calepa.ca.gov/cupa/about/>

別添 2

(2) Environmental Justice Small Grant について

● 概要

- 2002 年に開始。
- 州法 (71116) ¹²で規定。
- 毎年実施している。
- 低所得者層、先住民、有色人種であることに起因する環境負荷の解決 (environmental justice) を重視している。それにより、気候変動や汚染物質等による負荷が他と平均化されることを目指している。
- 同様のファンドが連邦レベルでも存在する。
- 本グラントについて、CalEPA の政策に合致しているか、environmental justice 推進となっているか等について第三者委員会を設置してレビューを行っている。

● 対象

- 501(c)(3)団体のみをグラント供与の対象としている。(今後団体を紹介してもよい)
- 活動としては、地域住民のキャパビル、意思決定プロセスの支援、社会的な会合等。
- 草の根組織と距離が近いことが良い点である。官僚的な考えを超えて、小さな組織に供与したいと考えている。ただ、小さな組織では報告等の体力があるか心配である。
- マッチング予算は要求しない。
- NGO 側で他の組織とパートナーシップを組んで協力して実施することは奨励する。コンソーシアム形式での応募も奨励している。
- プロジェクトの内容が異なるならば (水、大気等)、同一の組織の複数申請・採択も可能である。
- ロビー活動、政府への反対活動の 2 つは、本グラントの支援対象に含めない。ただし、支援対象組織が別の予算で同活動を実施することはまったく問題ない。

● 予算

- これまでに 146 プロジェクトに対し 380 万 USD を供与した (プロジェクトリストは追ってメールで提供)。
- 本グラント開始当初の予算は 25 万 USD であった。
- さらにこれから執行する 150 万 USD を準備した。またそれに加え、訴訟により得られた予算を活用する。
- 1 件あたりの予算は最大 5 万 USD (2015 年より前は最大 2.5 万 USD)。

● 選定

- 競争率は高く、2018 年には申請 71 件のうち 27 件を採択した (約 3 分の 1)。

¹² Section 71116. (Added by Stats. 2002, Ch. 994, Sec. 1.)

Cite as: Cal. Pub. Res. Code §71116.

<http://www.oclaw.org/research/code/ca/PRC/71116./content.html#.XEV92vZuLOY>

別添 2

- 知事が優先分野を定め（早魃、水質、気候変動、山火事などその時期の hot topic や、ブレーンの推薦など）、そのヴィジョンを長官に指示する。所内のみで選定し、最終的に長官が決定する。
- 過去に本グラントを得ていない組織にプライオリティを与える。ただし、継続案件も許可している。
- なるべく、多くの対象領域や州内の地域を対象とするよう幅広に選定する。
- 州の政策実施の補足となることを想定している。
- 当日受領した資料によると、提案書の配点は以下。

項目	配点
A. プロジェクトのエクゼクティブサマリー	3 点
B. 背景	2 点
申請者の地域での活動実績	1 点
類似するプロジェクトでの成功事例	1 点
C. プロジェクトの必要性	5 点
プロジェクトに関連した environmental justice の特定	2 点
地域での environmental justice の目標特定	1 点
プロジェクトが地域に根ざしていること、および、申請者が目標をプロジェクトにどう組み込んでいるかの説明	2 点
D. 作業計画	40 点
説明（プロジェクト活動の計画/スケジュール、期待される結果）	20 点
計画表（ 〃 ）	20 点
E. 予算	20 点
F. 評価、重要性、妥当性	30 点
評価（プロジェクト成果の活用方法、評価により得られるもの、評価に応じた活動内容、プロジェクト実施による目標の改善）	16 点
横展開可能なことの説明	4 点
合計	100 点

● 実施

- 2 回の進捗報告および最終報告を求める。
- ワークプランの中に何らかのマイルストーンを設定してもらう。質と同時に、定量的な指標を重視する。
- デッドラインの延長は可能。
- 当日受領した資料によると以下のようなスケジュールで実施

別添 2

項目	スケジュール
2019 年度のグラント内容の開発	2018 年 9 月
提案依頼書 (RfP) の公示	2018 年 12 月
申請締め切り	2019 年 3 月 21 日
申請書評価	2019 年 3~4 月
申請書選定	2019 年 4~5 月
採択結果の公表	2019 年 5 月
グラントの契約書・手続書の送付	2019 年 5 月
グラント期間開始	2019 年 5 月 15 日
第 1 回進捗報告 (1-4 ヶ月分)	2019 年 10 月 1 日
第 2 回進捗報告 (4-8 ヶ月分)	2020 年 2 月 5 日
グラント期間完了	2020 年 5 月 15 日
最終報告、請求の締め切り	2020 年 8 月 19 日

- 支払い
 - 精算後払いが原則だが、受ける組織のキャッシュフローを考慮して、シードマネーとして事前払いを認めている (最大 1 万 USD)。
 - 管理費 (o.h.) として 20%を認めている。草の根組織にはメリットがあるだろう。
 - 人件費は含まれる。単価表のようなものではなく、1 人ずつ給与等を参照しながら確認・協議する。州の最低賃金も参照し、しっかり生活できる水準としたい。
 - 外注 (サブコン) は可能であり、特に全体額に対する比率等は定めていない。しかし、金額的に判断して、外注する意味は NGO にはあまりないだろう。(事例、州のグラントで AB617)

(3) グラントとコントラクトとの違いについて

- グラントとコントラクトとは明確に区別される。ただし、両者のハイブリッド的な契約も存在する。
- コントラクト¹³
 - 政府が実施しなければならない事業 (例、土壌のサンプル採取)。
 - 主に民間企業が対象。
 - 競争入札が原則であり、3 社以上の相見積を取る。
 - 金額は比較的小さい。
 - 管理費 (o.h.) として大学に 32%を認めたことがある。
- グラント

¹³ ここでコントラクトとグラントの違いを示しているが、引き取り対象の事業はグラントなので、一般論を述べているのかなど、明確に区別して記述しないと、読者が混乱する。(柏木委員) ★

- コントラクトよりも柔軟。
- 公共的な事業を主体とする。

(4) グラント以外の支援について

- 義務が課せられていないこともあり、資金供与以外の特段の支援は行っていない。もちろんドアは常にかいている。
- グラントの中で、コミュニティガーデンの利用を許可した事例がある。またこの場合、許可された NPO には 3 年後に土地を購入する優先権が与えられた。
- キャパビルは政府が直接実施するわけではなく、NPO がグラントを使った活動の実施を通じて行っているものと認識。
- 関連するワークショップや他州のプログラムを NPO に紹介するなどの協力を行っている。

以上

別添 2

5. CalEPA (2)

日時	2019年1月10日(水) 15:00~16:00
場所	CalEPA のオフィス
先方	Manager, Health & Ecosystems Assessment Section, ARB Staff, Research Division, ARB; Professor at University of California at Davis
受領	なし

(1) 組織について

- 大気質や気候変動に関する学術的な調査を支援している¹⁴。

(2) California Air Resource Board Research Program について

- 概要
 - 学術的な組織（ほとんどは大学）との間でコントラクトを結ぶ。
 - 環境問題（大気汚染、気候変動、経済的影響等）に関して、政府の知見を補う（gap the knowledge）ことを方針とする。期間は3-4年間。
- 契約形態
 - 特定の内容について調査を行うため、グラントではなくコントラクトとしている。コントラクトであっても調査実施内容は柔軟に変更できる。
- 予算
 - 総予算は300-400万USD程度。
 - 1件あたり予算は10万USD、50万USDなど。
- 選定
 - 10-15件を選定する。有識者10人程度の選定委員会において選定を行う。
 - 調査結果を公表できることを条件とする。
- 支払い
 - 間接費（o.h.）は協議によって定める。以前は10%としていたが、大学は総じて高いことを考慮し、現在はたとえば26%などの水準（50%超の事例もある）。
- その他
 - 知事交代等に伴い政策が変更され、本プログラムの方針も修正されることはありうる（例：加州の2008年以降の気候変動対策重点化、石炭火力の閉鎖等）
 - 調査に用いる個人情報の扱いには留意している（例：環境問題と出生率との相関を研究する場合）。

以上

¹⁴ <https://ww2.arb.ca.gov/our-work/topics/research>

6. サクラメント市

日時	2019年1月10日(水) 10:30~12:00
場所	サクラメント市
先方	Program Analyst, Department of Utilities、public outreach 担当、regulation 担当
受領	「Do you have a water project idea that will inspire people to keep our waterways clean?」、「You are the solution... to stormwater pollution!」、環境保全活動用サンプル(ひまわりの種、ごみ収集用ビニール袋)

(1) 組織について

- サクラメント市では Stormwater Quality Improvement Program (以下、本 Grant) を、環境 NPO を含む対象に供与している。
- 同市の下水システムは分流式であり、雨水 (stormwater) を下水と別に河川に放流している (他の自治体では合流システムのことも多い)。そのため敢えて雨水に関連する環境問題に注力している。
- 気候変動やエネルギー問題等に関連して、同市ではエネルギー効率化を進めようとしているが、Grant 等の公的支援までは実施していない。なお、リサイクル等は Public Works Department が管轄している。

(2) 本 Grant について

- NPDES (National Pollutant Discharge Elimination System) ¹⁵ をもとにした Grant であり、15 年間程度続けている。
- 市の本 Grant の担当は 2-3 人。
- 供与対象
 - 本 Grant を供与する対象はコミュニティの組織や学校や NPO 等であり、市内の活動に限定する。
 - NPO の事例としては、American River Parkway Foundation¹⁶ や North Sacramento Urban Creeks Council が挙げられる。
- 予算額
 - 本 Grant の予算は 1.5 万 USD であり、以前の 1 万 USD から増加してきた (今後さらに増やしたい)。
 - 1 件あたりの供与額が 1,000~2,000 USD であることも多く、申請されたうち 9 割程度の 5-10 件に供与している。
 - 1 件あたりの供与額は少ないため、受ける各組織では活動予算の不足分に充当している (gap the funding)。ただし、マッチングファンドは供与の条件ではない。

¹⁵

<http://www.sacstormwater.org/AboutSQIP/ProgramInformation/NPDESWaterDischargeRequirements.pdf>

¹⁶ <https://arpf.org/>

別添 2

- 支払い
 - NPO はボランティアにて活動していることを想定しており、人件費および管理費（o.h.）は支払いの対象としない。今後も含める可能性は低いだろう。
 - 原則として報告後の精算後払い。
 - 例外的に必要性を認め、経費の一部を前払いすることがある。
- 実施スケジュール
 - 資料を受領。
 - 実施期間は実質的に3-4ヶ月となる。
- 評価
 - 選定は2段階で行う。第1段階は2ページ程度の基本的要件の確認、第2段階は5ページ程度の詳細版。
 - 選定には3-4週間を要する。
 - KPI等は特別に想定していないが、何らかの定量的指標は共有し評価の参考とする（収集したごみの量、ボランティアの人数等）。
 - 実施期間が短いこともあり、中間報告は求めている。
 - 報告書のフォーマットは用意しているが、成果は必ずしも報告書に限らない（ウェブサイト作成等）。
 - 報告の際に現地サイト訪問を行い確認することも、写真等で確認することもある。また報告者のプレゼンを実施することもある。サイト訪問やプレゼンは報告の必須要件ではない。
 - 成果の採点やランキング付けは行っていない。
 - 最終報告以降のフォローアップ調査は行わない。
 - 同様の内容を繰り返すことは排除していない。
 - 成果については、outreach等を通じて共有することを重視している。

以上

7. サンフランシスコ市

日時 | 2019年2月6日(水) 9:00~10:00 (日本時間)
 場所 | 電話会議
 先方 | Senior Environmental Specialist、Residential Zero Waste Assistant
 受領 | SCORING SHEET FOR WRITTEN PROPOSALS SF CARBON FUND 2017
 Community Greening、Goals and Objectives for SFCF Community Greening Grants

- 予算
 - 同市で導入されている航空機の使用に伴う CO2 排出課徴金の収入の 30%を San Francisco Carbon Fund の資金源に充当すると決められている。課徴金の徴収額により毎年予算は増減するが、毎年 10 万~20 万 USD の範囲。
 - 支援の方法はグラントである。グラントとコントラクトの違いとして、コントラクトは営利組織を対照としたものである。
 - 一定金額を San Francisco Carbon Fund に使用することが予め決められているため、予算減額のような意見を受けたことは無い。
- 供与対象
 - 本支援対象は 501(c)3 団体である必要がある。なお、501(c)3 団体は税法上ロビー活動をできないため、ロビー活動に使われることはない。
 - 対象のプロジェクトはローカルの小規模のものでなければならない。例としては、緑化プロジェクトやバイオ燃料のプロジェクトなどが挙げられる。
 - 支援先が自分の組織の資金も併せて使用しているかどうかは分からないが、マッチングファンドは求めている。
 - 人件費は含めることができる。必要な機器等の経費も含まれるが、あまり少額なものは対象としない。長年の経験から、適切な人件費(時給の水準)や植林経費等を把握している。燃料費は含まない。
 - オーバーヘッドは、市の方針に基づき 20%と定めている。市の方針が変更されれば変更する。
- 選定方法
 - コストと削減効果から、CO2 削減 1 トン当たりのコストが安いものを選ぶというのが原則である。ただし削減量の認証は行っていない。
 - アドバイザリ委員会が年 1 回開催され、そこで選定する。
 - 地理的な分布や人種構成などにも配慮する。
 - 後日受領した資料によると、提案書の配点は以下。

項目	配点
----	----

別添 2

1. プロジェクトのサマリー	5 点
2. プロジェクトの詳細	95 点
ゴールと目的	5 点
CO2 削減効果	35 点
近隣の状況とコベネフィット	20 点
植物の種類と緑化	10 点
プロジェクトの実施	10 点
プロジェクトのメンテナンス等	10 点
サイトマップ	5 点
3. 能力	20 点
4. 予算	15 点
合計	135 点

- 支払い

- 原則として四半期に一度の支払いであるが、キャッシュフローに課題のある組織の場合、月毎の支払いを行なうこともある。また、書類手続きを経れば、事前に支払いを受けることも可能である。

- 実施スケジュール

- 後日受領した資料によると以下のようなスケジュールで実施

項目	スケジュール
提案依頼書 (RFP) の作成	2017 年 10 月 17 日 ～10 月 24 日
Deputy Director へ予算の確認	2017 年 10 月 24 日 ～11 月 6 日
提案依頼書公表	2017 年 11 月 10 日
申請者向けのワークショップ開催	2017 年 11 月 30 日
提案書締め切り	2017 年 12 月 20 日
評価・選定	2018 年 1 月 3 日
落選者への通知	2018 年 1 月 8 日
受領者への通知	2018 年 1 月 9 日

- 評価

- KPI は設けていないが、Carbon Fund の場合は、植林した本数、環境教育を受けた人数、Zero waste program であれば、リサイクルした量等を評価する。
- 事後的な実施状況の報告の提出は求めている。サンフランシスコ市は小さな都

市であるため、SF 環境局が状況を把握することは難しくはない。

- 継続支援
 - 新規受領者と継続受領者のどちらかを優先するかという基準は無く、純粹に提案書次第である。
 - Carbon Fund のプロジェクト実施期間は通常 3-4 年だが、植林プロジェクトの場合、雨期などを考慮して半年間程度延長することもある。
 - Zero Waste Program において、アーティストへのスクラップの販売を 20 年間継続して行なっているという事例がある。
- 非財政支援
 - できたら良いと思うが実施していない。オーバーヘッドが 20% と大きいので、この分を活用できるのではないか。
 - NGO 側からは多くの要望を受けるが逐一对応できる訳ではない。
- その他
 - 同じ予算を用いて、サンフランシスコ市環境局が独自にプロジェクトも実施することもある。気候変動の適応などが挙げられる。

以上

別添 2

ヒアリング調査議事録（ドイツ）

目次

1. ドイツ連邦自然保護庁（BfN）	1
2. NRW 州環境・農業・保全・消費者保護省	11
3. NABU NRW	15
4. LNV	22
5. ARGE Nord-Ost	27
6. NaturFreunde ヴュルテンベルク	29

（注）本議事録は先方の確認を経たものではない。

1. ドイツ連邦自然保護庁 (BfN)

日時 | 2019年2月22日(金) 11:00~14:00
場所 | BfN ボン本部
先方 | 計画・調整・品質管理課長、同課スタッフ
受領 | プレゼンテーション資料(組織概要と助成制度概要)

(1) BfN 組織概要

(a) 組織の位置付けと役割

- BfN は連邦環境・自然保護・原子力安全省 (BMU) 傘下の機関となる。ボン本部の他、ライプツィヒとヴィルム島に事務所を有する。
- BfN の根拠法に基づき、以下の役割を担っている：
 - ・ 自然保護と景観マネジメントに係る行政 (国際条約等の国内法制化を含む)
 - ・ 自然保護、土地保全及び国際協力において、BMU を技術的・科学的に支援 (経済水域の管理等)
 - ・ 自然保護と景観マネジメントに係る責務を果たすための科学的研究の実施
 - ・ BMU によって委託された業務の実施

※BfN は、自ら研究を行う 46 の連邦機関の一つでもある。

(b) 人員と予算

- 2019年の業務数は29,520であり、380人の職員(内、15人は研修生)。
- 2018年度の予算は3,320万ユーロ。内、2,000万ユーロは人件費、1,320万ユーロは諸経費(投資は除く)となる。
- 助成金や研究資金は、6,810万ユーロ。内、5,160万ユーロはプロジェクト助成金、1,650万ユーロは研究資金となる。

(c) 組織体制

- 大きく分けて専門第一部と第二部からなる。
 - ・ 専門第一部：名古屋議定書やワシントン条約の執行、生態系サービスの評価等を実施。
 - ・ 専門第二部：動植物の種の保存、ビオトープ建設を含む大規模地域保全、持続可能な農業・林業、自然・景観計画・プロジェクト及び再エネ関連(ライプツィヒ事務所)、海洋生物の保護・渡り鳥のモニタリング(ヴィルム島の事務所)等を実施。
- その他、計画・調整・品質保証担当課と国際会議担当課等がある。なお、インタビューに対応頂いた方は計画・調整・品質保証担当課に所属。

別添 2

(2) BfN の財政支援制度

(a) BfN 財政支援制度の全体像

- BfN の自然環境保護団体への財政支援制度は以下の 5 つとなる。
 - ① 生物多様性プロジェクト助成金制度 (助成金)
 - ② 試験開発プロジェクト助成金制度 (助成金)
 - ③ 大規模自然保全プロジェクト助成金制度 (助成金)
 - ④ 環境・自然保護団体への助成金制度 (助成金)
 - ⑤ 研究開発事業支援制度 (助成金と委託) ※BfN に必要な研究開発を実施
- 今年度から、運輸省と協働してビオトープのプロジェクト助成も実施。2019 年の予算額は 400 万ユーロ。今後 4-5 年で総額 1600 万ユーロ。その後は、連邦政府と交渉して予算が決定される。
- 上記①～⑤の制度について、自然環境保護団体のみが受領できる制度は④。次に同団体が助成金を申請・受領している制度は①、そして②となる。③については、(理論的には助成金を申請・受領できるが) 大規模案件であることから、団体にとって、25% の自己負担分の調達が大きな負担となるため、団体が本助成金を受けることは困難であり、過去の受領実績もない。

(b) 各財政支援制度の内容

- ①～④の財政支援制度概要は次ページの表を参照。太字のものは自然環境保護団体が資金を獲得しているもの。
- ⑤については、自然環境保護活動を支援するものでなく、自然環境保護の研究開発を支援するもの。本調査の対象制度ではないため、概要のみのヒアリングとなった。その内容は以下の通り。
 - ・ 年間予算は 1,600 万ユーロ。現状では、180 件が実施中。
 - ・ 制度の目的は自然保全の分野における BMU の研究ニーズを満たすこと
 - ・ 申請の受付は年 1 回であり、プロジェクト機関は数ヶ月から 3 年まで。
 - ・ 通常、土地購入等の投資要素はないか、もしくは極めてわずかとなる。
 - ・ 資金支援割合は 100% までであり、資金供与形態は助成金と委託。
 - ・ 申請者は、大学等の研究機関、企業 (コンサルタント等)、団体 (Verbände)
 - ・ 1 件当たりの支援金額の上限は設定されていない。

表 BfN の財政支援制度の概要

	① 生物多様性プロジェクト助成金制度	② 試験開発プロジェクト助成金制度	③ 大規模自然保全プロジェクト助成金制度	④ 自然環境保護団体への助成金制度
ドイツ語名	Bundesprogramm Biologische Vielfalt ¹	E+E project ²	chance.natur - Bundesförderung Naturschutz ³	Verbände förderung ⁴
年間予算	3,210 万ユーロ(2019) ※ 2015 年予算 1,500 万ユーロから継続的に増加。	約 300 万ユーロ	1,400 万ユーロ	260 万ユーロ (現状) ※ 本表下の注釈をご参照
目的	国家生物多様性戦略の目的達成のための施策の実施	革新的な自然保全事業コンセプトの実証と更なる発展	国家を代表する重要な自然と景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保護団体のプロジェクトの支援 環境保全に係る社会・市民啓発
申請受付	随時	随時	随時	年 1 回
プロジェクト期間	最長 6 年間	<ul style="list-style-type: none"> 準備段階は 1~2 年 本体事業は 3 年、科学的モニタリング (WB) は 5 年まで フォローアップ (NU) も追加可能 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画は 3 年 本体事業は 10 年まで 	最長 2 年間 ※ 1 年毎に申請を行う必要がある。
科学的調査	評価に含まれる	事前調査、科学的支援とフォローアップに含まれる	マネジメントと開発計画及び評価に含まれる	不可
投資要素	50%未満 (土地購入等の投資要素)	本体事業の 50%以上 (土地や機会の購入等の投資要素)	50%以上	投資は不可

¹ <http://biologischesvielfalt.bfn.de/bundesprogramm/bundesprogramm.html>

² <https://www.bfn.de/foerderung/e-e-vorhaben.html>

³ <https://www.bfn.de/foerderung/naturschutzgrossoeffentlichkeit.html>

⁴ <https://www.bfn.de/foerderung/verbaende/foerderung.html>

別添2

	① 生物多様性プロジェクト助成金制度	② 試験開発プロジェクト助成金制度	③ 大規模自然保全プロジェクト助成金制度	④ 自然環境保護団体への助成金制度
** 連邦政府の資金支援割合	<ul style="list-style-type: none"> 総費用の75%、資金不足が生じた場合はそれ以上 	<ul style="list-style-type: none"> 準備段階(FS)は100% 本体事業は66.6% WBとNUは100% (総費用に対する割合) 	<ul style="list-style-type: none"> 総費用の75% 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な割合の自己資金が求められる。
自己負担金の調達	<ul style="list-style-type: none"> 自己負担金の25%は、100%の財団を除き、公的・私的資金いずれでも可。 	<ul style="list-style-type: none"> 本体事業の自己負担金33.4%は公的・私的資金いずれでも可 本33.4%の割合は歴史的な流れを踏襲したもの。助成金の割合を引き上げるため連邦政府と交渉中。 	<ul style="list-style-type: none"> 本体事業の自己負担金25%は公的・私的資金いずれでも可 申請案件の内容が優れているが、自己負担金全額を調達できない場合、例外的に80%~90%の助成を行うこともある。 	<ul style="list-style-type: none"> 本体事業の自己負担金は公的・私的資金いずれでも可
資金供与形態	助成金	助成金	助成金	助成金
申請者	<ul style="list-style-type: none"> ドイツで事業を行う自然人もしくは法人 ※ 例えば、非営利組織、団体(Verbände)、財団、自治体、シンジケート(例: WB Unit) 特別目的組織 			<ul style="list-style-type: none"> 環境・自然保護活動を行う団体(Verbände)
助成額/件	<ul style="list-style-type: none"> 上限設定無し。 ※ 経験値では、6年間で30万ユーロ 	<ul style="list-style-type: none"> 上限設定無し。 ※ 経験値では、3年間で30万~100万ユーロ 	<ul style="list-style-type: none"> 上限設定無し。 	<ul style="list-style-type: none"> 75,000ユーロ/年
採択状況	<ul style="list-style-type: none"> これまで72件が採択され、50件が実施中。採択件数の半数は団体の案件 2018年度は、多くの団体が申請したが、4つの団体が受領 	<ul style="list-style-type: none"> これまで110件が採択され、16件が実施中。 	<ul style="list-style-type: none"> 理論上は団体も申請・受領できるが、大規模案件であるため、25%の自己負担額が多額となることから、団体の受領実績はない。 これまで80件が採択され、 	<ul style="list-style-type: none"> 13件が実施中。 2019年募集について、20~25件の申請があり、5~6件が採択された。

	① 生物多様性プロジェクト助成金制度	② 試験開発プロジェクト助成金制度	③ 大規模自然保全プロジェクト助成金制度	④ 自然環境保護団体への助成金制度
	<ul style="list-style-type: none"> 受領団体の例：BUND(連邦・州)、NABU、BBF や他小規模ローカル団体 		<p>15 件が実施中。</p>	
<p>支援対象活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ドイツに特有の野生生物種の保全 ドイツの生物多様性ホットスポットに当たる地域生態系サービスの確保 上記以外の国家戦略で重要な分野 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全 生息地の保護 自然に配慮した地域開発 自然保護の観点からの都市再生の強化 自然保全に係る社会的受容の増大 気候変動への取組み 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な自然保全プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保護に係る社会・市民啓発プロジェクト (例：ワークショップの開催、検収・キャンペーンや会議の実施等) 投資や科学研究プロジェクトは資金支援の対象とはならない。
<p>審査基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国家生物多様性戦略との合致 生物多様性の減少を止め、中長期的に増加傾向にすることとに貢献 (法的基準以上に) 	<ul style="list-style-type: none"> 国家レベルのインパクト、連邦政府の関心との合致 新規性 模範性 保全目的 (自然保全と景観マネジメントが第一目的) 	<ul style="list-style-type: none"> 代表性 (国家的な重要性) 自然性 (特徴的な種・生息地の多様性、自然度合い等) 大面積 危険度合い 模範性 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保護への明確な焦点 革新性 波及効果 連邦へのメリット
<p>適格な支出</p>	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトに必要な費用。 以下は、例示： プロジェクト実施スタッフの person 費 第三者との契約 管理費 (保険等法律で要請されるのも、もしくはプロジェクトの目的を達成するためのも) 市民啓発のための PR 費用 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトに必要な費用。 以下は、例示： 人件費、 資産取得・生産 不動産取得/リース。 第三者との契約 州や地域事象に係る支出や公的機関による土地取得は対象外。 ※ 非投資プロジェクトは原則的に支援対象外となる。 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトに必要な費用。 以下は、例示： サイト管理・開発計画策定 プロジェクト計画・実施に係る各種調整 土地の購入、サイトのリース プロジェクト実施に係る person 費 情報費用 (プロジェクトの受容を促進する PR 費等) プロジェクト管理スタッフ 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトに必要な費用。 以下は、例示： プロジェクト実施スタッフの person 費 (正規職員もその費用の 50%まで、自己負担金の中でカバーできる)

別添 2

	① 生物多様性プロジェクト助成金制度	② 試験開発プロジェクト助成金制度	③ 大規模自然保全プロジェクト助成金制度	④ 自然環境保護団体への助成金制度
備考	<ul style="list-style-type: none"> BfNの人員不足があり、本制度の運用・管理については、外部組織に委託している。委託内容は、本助成プログラムの自己評価、プロジェクトの審査や実施管理等。ただし、採択の最終決定権は BfN が有する。 申請は、2 段階プロセス（概要⇒正式な提案書） プロジェクトのワーキンググループを設置し、プロジェクト期間中1年に1回会合を開く 	<ul style="list-style-type: none"> 受託者は以下のタスクが課されている <ul style="list-style-type: none"> - 重要な研究成果の実践 - 新規及び実証済みの方法の試験 - 一般的に適用される提言として、得られた経験の共有 	<p>の person 費・旅費や物品費</p> <ul style="list-style-type: none"> 1979 年以降、80 の自然保全プロジェクト（総面積 3,500km²以上）を支援。 申請は、2 段階プロセス（概要⇒正式な提案書） 	<ul style="list-style-type: none"> 革新的なプロジェクトの立ち上げ資金。永続的な支援ではない。 プロジェクトが複数年継続される場合は、適時に他の資金源を獲得する必要がある。ただし、新規プロジェクトであれば、同じ団体が継続して助成金を申請・受領できる。 提案書には、環境・社会政策とジェンダー要素の相互関係の考慮方法を記載 同様に、提案書には、プロジェクトの成功を評価するための使用されるプロジェクトの目的が規定する。プロジェクト成果は、最終報告書に記載しなければならない。

(上記表の補足説明)

- ④について
 - 予算：DNR⁵向け制度的助成額の一部（190 万ユーロ）が含まれている。背景としては、制度的助成を受領している DNR がプロジェクト助成を受領することについて会計検査院から疑義が出た。それを受けて、制度的助成を増額し、プロジェクト助成は受領できないとした。その増額分が本プログラムの予算に組み込まれている。なお、制度的助成は、政策形成等において、意見をボトムアップで得て意見調整を行い、政策形成過程に環境利益を適切に反映させるために行っているもの。
 - 審査方法：上記「審査基準」に基づき、BfN の専門部門が評価を行い、優先順位付けを行う。その後、BfN の統括部門が戦略性の観点から優先順位を検討する。その後、連邦環境省が確認し、最後の連邦環境大臣が採択を決定する。BfN と連邦環境省の評価が異なることはあるが、8 割方は同じ評価となる。
 - プロジェクト評価：各プロジェクトで設定した目標を達成したかどうかに係る自己評価を行うこととなっている。1 件当たりの予算が小さく、助成対象となる自然保護活動が幅広いため、統一した評価方法はなく、かつ評価経費に大きな予算をつけることはない。市民啓発活動に対する助成となるため、〇〇を認知してもらう等の定性目標となり、定量指標（KPI）はセットしていない。
 - ②について
 - WB は学術機関が、本体事業の実施にあたり、助言や評価を行うもの。
 - NU について、大学や研究機関が事後評価を行う。本費用は 100%BfN がカバーする。
 - ①について
 - プロジェクト評価：助成額が大きくなるため、大学や研究機関等の第三者機関が定性・定量のプロジェクト事後評価を行う。評価の視点はプロジェクトごとに異なる。本評価の費用は BfN がカバーする。目標を達成していなくても助成金を返済する必要はない。
- (c) 財政支援制度に共通事項
- 審査プロセス
 - 基本的には、BfN⇒連邦環境省⇒採択という流れ。審査基準に基づき評価しているが、近年助成予算が増加しているため、プロジェクトの質（助成金で支援する価値があるか）が最も重要な評価基準となっている。BfN 内で投票を行い、優先順位付けを実施した後、その理由書を連邦環境省へ送付している。

⁵ 連邦レベルの自然環境保護団体の連合体であり、傘下の団体の意見調整等を行い、製作過程に環境利益を適切に反映させる役割・機能をもつ。当該公的機能に対し、連邦政府から制度的助成を受けている。

別添 2

- 本審査は、年 4 回開催される内部委員会により実施されている（つまり随時募集の申請案件は、年 4 回審査・採択される）。
 - 現状では予算に余裕があるため、基本的にはプロジェクトの内容で評価を行っている。（内容がよければ採択という状況であるため）競争にはなっていないが、似たようなコンセプトのプロジェクトがあった場合、競争的になることもある。一方で、それらを一つにまとめて実施することもある。
- 採択の要件
 - プロジェクトが開始されていないこと。
 - ドイツ国内の案件であること。ただし、①については、プロジェクト対象が国境間を移動する動物の場合、一部例外的に国外の活動も認めている。
 - プロジェクトの遂行能力（専門能力と実施能力）があること。
 - 間接経費（一般管理費）
 - 一般管理費の上限は決めていない。プロジェクトごとで異なっており、実費払いとなる。経験値では人件費の 7、8%~15%程度。
 - 似たようなプロジェクトであれば、間接費を一律に設定できるが、プロジェクトごとにその性質が異なるため、一律に設定できない。
 - オフィス賃借料は原則的に認めていない。理由は、団体は既にオフィスを所有しているため。プロジェクト遂行のために新たにオフィスを借り上げた場合のみ、管理費として計上できる。
 - 人件費
 - プロジェクトに従事するスタッフの人件費はカバーできる。助成制度によっては、正規職員の人件費も 50%程度、自己負担分として計上できる。なお、BfN の助成金も基本的には常勤職員の人件費はカバーしない。
 - 支払方法
 - 助成金受領者が、（ウェブ上のシステムを通して）パソコンで支出額を入力するペーパーレスな手続き。証憑との付け合せや支出が妥当かどうか等の詳細な検査は、サンプル調査で行う。サンプル調査では、専門部門と総務部門でダブルチェックを行う。
 - 前払いや事後支払等の支払いのタイミングは、受領者との取り決めによる。大規模な団体は通常 1 年に 1 回の支払いとなる。
 - 専門家雇用をした場合、日誌等の確認はせずに、例えば 0.5M 等の人件費を契約書で確認するのみ。

- 助成されたプロジェクト成果の PR（説明責任・透明性）
 - 各団体が広報資料を作成。BfN で取り纏めて広報資料の作成はしていない。
 - 団体毎の助成額は、連邦全体のデータバンクで公表されており、個々の団体が受領した助成額を確認できるようになっている。
 - ①については、最終報告書に成果を記載することになっているが、その公表はしていない。BfN では、助成を受領した団体名・プロジェクト名のリストは公表するが、助成額等のその他の情報は公表していない。上記の連邦データバンクで一括管理。
 - ⑤は研究結果には秘匿情報も含まれていることもあるため、各自で自由に公表しないで、BfN が公表することとなっている。現状では、研究結果をデジタル化することを検討中。

- (3) 連邦政府と団体の関係
 - 団体にとっての助成金制度
会費や寄付金等があるものの、連邦政府の助成金は、重要な収入源となっている。
 - 連邦政府にとっての団体の役割
自然保護の課題と一緒に取り組む重要なパートナーであり、環境省の政策を実現させるための支持者であり、また連邦政府に対して自由に意見を述べてもらえる（時には訴訟もある）。

- (4) 制度の変化・非財政支援：
 - 助成金制度の変化
 - ①方針の見直しがなされた。②方針の見直しがなされた。④方針がないため策定する。⑤方針はない。

 - 非財政支援
 - 助成金に関する情報提供（イベント実施、PR 資料の配布等）

- (5) その他
 - 上記「④自然環境保護団体への助成金制度」について、UBA も同制度を通して助成金を提供しており、団体は UBA から助成金が受けられる。よって、BfN で採択できない案件でも UBA での採択が期待できる場合は、そちらに団体を誘導している。なお、UBA のプロジェクト助成予算（2019）は、500 万ユーロ。支援分野は自然・環境保護であるが、技術的テーマ（海洋プラスチック関連等）となる。2019 年度募集では、120 件の申請があり、33 件が採択された。
 - 意見をボトムアップで得るために、4 年前から、1 年に 1 回、BfN 長官、BUND、NABU、WWF、Greenpeace、DNR の自然環境団体の Big 5 と協議の場を持っている。議題は大

別添 2

きなテーマであり、例えば、政治・行政へのアドバイス・市民啓発等となっている。昨年、ドイツ政府の連合協定に環境政策で何を組み込むのが適切なのかについて協議を実施。なお、次世代を担う人々に自然保護のテーマを届け、それへの取り組みを促進するため、Big 5 の青年部とも同様の協議の場を持っている。

- BfN の事務次官は、NABU の元会長であった。このような経歴からして、自然環境 NGO とのコミュニケーションが円滑であると思料。
- (NRW 州や BW 州の自然保護財団が団体へ助成金を提供していることについて) 自然保護の活動を支援する州の財団について、第 3 者として、自然環境保護団体に資金を提供してくれるのはありがたいこと。

以 上

2. NRW 州環境・農業・保全・消費者保護省

日時	2019 年 2 月 20 日 (水) 13:00~15:20
場所	NRW 州環境・農業・保全・消費者保護省オフィス
先方	第 7 部長、承認団体担当、環境研修・教育担当、自然保護、助成関連担当、インターン
受領	各助成制度の基本方針等 [後日メールで受領]

(1) 財政支援制度

(a) NRW 州によるプロジェクト助成

● NRW 州のプロジェクト助成の概要

- プロジェクト助成には、エコステーションへの助成、自然保護助成、欧州農業農村振興基金 (EAFRD(ドイツ語では ELER)) による助成、持続可能な開発のための教育 (ESD)、州の 2 つの財団がある。
- 上記の前者 3 つの助成については、EU 指令 (生息地指令と鳥保護指令) に基づく Natura 2000 プログラム (動植物の種の保存) を実施するための連邦自然保護法 (枠組み法) および州の自然保護法 (より詳細に規定) に基づく助成プログラムである (つまり、EU 指令の実施のための助成金となる)。

● エコステーションへの助成

- エコステーションは、州の下行政区である郡の下に位置づけられる登録社団法人。基本的には、一つの郡に一つ設置されるものであるが、ルール地方などでは一つのエコステーションが 2 郡を管轄するケースもあり、州全体で 40 ある。
- エコステーションは、NRW 独特の枠組みである。なお、テューリンゲン州、ニーダーザクセン州、バイエルン州にも類似する枠組みがある。
- エコステーションは 4 つの承認自然保護団体が人員を派遣しボランティアで運営されている。ボランティアと郡をつなぐ役割も果たしている。
- エコステーションは、EU 指令に基づく Nature 2000 の実施を担っているため、助成金を提供されている。その具体的な業務内容は、自然保護区における動植物のモニタリングであり、本モニタリング結果は、州の自然保護庁へ報告され、その後 EU に報告される。
- エコステーションの財政は、80%が NRW 州からの助成、20%が郡からの助成となっている。(申請すれば得られる) 定額助成ではあるが、制度的助成ではなく、作業や措置に対する助成となっている。毎年、州と郡で年間活動計画を立て助成方法を決めている。年間予算額は、総額 1,100 万ユーロ (上記 80%分に相当)。1 件あたり 25~26 万ユーロ。
- エコステーションの具体的な活動内容は、各郡により多少異なるが、共通点は、

別添 2

保護区の環境モニタリングの州への報告であり、そのために、動植物のモニタリングの実施・その保護方法のコンセプトの改善、生息地域の保護方法の改善、及びこれらの計画・措置の実施を行っている。

- 決められた作業や措置の実践に対する資金供与であるため、コントラクト形式（委託業務）となっている。
- 上記の他に、動植物の種の保全に係る自然教育や学術・研究への資金支援も行っている。
- 助成金額の支払いは、4 半期ごととなる。

● 自然保護助成

- 郡の景観計画の具体的な実施に対して支払われる助成金となる。具体的な活動内容例としては、動植物の種の保全に関わる活動が挙げられる。
- 申請者は、エコステーション、個別の自然保護団体。年間予算額は 1,000 万ユーロ。
- 審査・採択は各郡が担当しており、小規模な助成を多くの団体に提供している。受領している団体数や一団体当たりの助成額の把握は困難。
- 助成額の支払いは、プロジェクトが完了する 2 か月前に、請求書がある分は支払いが可能となる。
- 詳細は、メールで送付する基本方針を参照。

● 欧州農業農村振興基金（EAFRD(ドイツ語では ELER)）による助成

- 申請者は、エコステーション、自然保護団体。年間予算額は 540 万ユーロであり、EU と州政府の共同助成となっている（45%は EU からの資金、残りの 55%は州政府の資金）。
- プロジェクト完了後の支払いとなる。EU 基準は厳しく前払いは不可となっている。
- 詳細は、メールで送付する基本方針を参照。

● 持続可能な開発のための教育（ESD）助成

- 本助成は ESD の各郡の ESD の拠点づくり (ESD センター) を支援するものであり、今年で 4 年目。ESD センターは、ESD のローカル団体をつなげるハブとしての役割を担う。年間予算は 230 万ユーロで 23 団体を支援している。よって、一団体当たり 10 万ユーロ。長期的には各郡に一拠点 (ESD センター) をつくりたい。

※ 州環境省と州教育省の管轄下に、国際レベルで進められている ESD のドイツ国内計画に基づき策定された州の ESD 戦略を遂行するために、ESD エージェント（エージェントワーク）を設立。NRW 州にユニークなもの。その主な活動は、上記 23 の ESD センターのコーディネート業務、ESD ネットワークの形成及び ESD 認証。ESD エージェントの活動方針は、自然環境アカデミーによって決定されている。

本アカデミーは、州政府の組織であり、環境省と教育省の事務次官が運営している。審議会の委員には4つの自然保護団体が入っている。

※ その他、ESD 関連の活動としては、学校での ESD の実施⁶及び SD に係る生涯教育の実施がある。

(b) NRW 州政府による制度的助成

- 制度的助成はない。ただし、以下の例外がある：
 - 消費者保護分野へ 1500 万ユーロ/年
 - 自然保護団体（BUND NRW, LNU, NABU NRW）の共同事務所（Landes Büro）へ 70 万ユーロ/年
 - ドイツ森林保全団体（ドイツの特定の 1 団体）への 13 万ユーロ/年

（環境関連の制度的助成の概要）

- 自然保護団体の共同事務所への制度的助成（70 万ユーロ/年）
 - 連邦と州の自然保護法に基づく承認団体の参加権の有効性・実効性を高めるために、共同事務所へ提供している制度的助成となる。本助成は、このような政治的判断により提供されるものであり、個々の団体に提供されるものではない。参加の例としては、道路建設計画に対して承認団体が意見具申を行う等。
 - 本事務所には、生態学や法律学の専門家がおり、専門的知見の提供を行っている。これらの専門家の人件費や物品費は、本助成でカバーされる。
 - 有償ボランティアの交通費やコピー代等の雑費に関しては、本助成によりカバーされる。ただし、小額であり、州全体で約 2 万ユーロ/年となっている。なお、有償ボランティアは、承認団体の意見具申を支援しており、NRW 州の各 52 郡にそれぞれ 3 名程度いることから、合計で 150 人程度いるだろう。
- 森林保全団体への制度的助成（13 万ユーロ/年）
 - 本団体の下部組織である青年部の若い人々が森林保全に関心を持ち、彼らの森林保全活動を促進するために助成を行っている。
 - 本助成金は、オフィス運営のために提供されている。具体的には、本団体の職員 1 人（職員は 1 名のみ）の給料、オフィスの賃借料、広報活動費となる。
 - 本団体が制度的助成団体として選定された経緯は、歴史的なものがあるだろう。本助成を担当している（州環境省の）第 3 部は林業を担当している。当該部門トップも林業関係者であり、林業団体の利益集団の考慮もあつただろう。ただ、森林保全は、レクリエーションや環境保全の観点からも重要であることから、林業を支援しているわけでもない。本団体は他の団体とのネットワークを有するため、

⁶ 州内にある 6000 校のうち 650 学校が ESD に参加。

別添 2

本団体を支援することで、森林保全の波及効果がある。

(2) NRW 州の財団による助成

- NRW 州は、2 つの財団を有しており、それらが自然保護や環境団体へ助成を行っている。その概要は以下の通りとなる。
 - NRW 自然・郷土・文化保全財団：拠点はデュッセルドルフ。財源は宝くじの売上金。年間予算は 920 万ユーロ。
 - NRW 環境・開発財団：拠点はボン。財源はカジノ等。年間予算は 480 万ユーロ。
- 上記財団は、民法上の組織となるが、州と密接な関わりがある。自然・郷土・文化保全財団の理事長は NRW 州の元環境大臣であり、環境開発財団の理事会や運営委員会に州政府代表を送っている。
- 上記財団による助成の受領者は、環境団体を含む市民団体や登録団体となっている。具体的な支援内容等については、詳細は、メールで送付する文書を参照。
- (2)の NRW 州政府の助成は、基本的に州の計画・方針に含まれる活動に対して助成を行うものである。一方で、これらの財団による助成は、(州の計画等に含まれていない)環境団体自身のプロジェクトの費用の不足分に対して助成を行っており、環境団体にとって使い勝手のよい資金。

以 上

3. NABU NRW

日時 | 2019年2月19日(火) 15:00~18:30
場所 | NABU NRW オフィス
先方 | 会長
受領 | 広報資料や年次報告書等

(1) 組織概要

(a) NABU (連邦レベル)

- NABUはドイツの5大環境団体(WWF、BUND、Greenpeace、NABU、Deutsche Umwelthilfe)の一つ。Deutsche Umwelthilfe以外の4団体は政治活動も行っている。
- NABUはドイツ国内に66万人のメンバー、約2,000の地域グループ、約25,000人のボランティアを有する。また、NAJU(青年団体部門)も有する。さらに、NABU Internationalは欧州、中央アジア、コーサカス地域、アフリカにおいて活動を実施。NABUのスタッフ数は、約250人。主な活動はグローバルレベルの自然環境保全。
- NABUは3層構造(連邦レベル、州レベル、市町村レベル)となっており、市町村レベルのNABUの代表が州レベルのNABU代表を選定し、州レベルのNABUが連邦レベルの代表を選定する。各層が予算を有している。
- NABU(連邦レベル)とNABU(州レベル)の法人格は非営利のAssociation(社団法人)。また、財務局により、自然・環境保護を通じた社会貢献を行う公益団体と承認されていることから、NABUへの寄付金は課税対象とならない。余剰金も免税であり、長期計画への投資に利用可能となっている。ただし、一部のビジネス活動については低率の課税がなされている。さらに、州環境省により承認された自然保護団体でもある。なお、このような承認団体になるためには、財務局により承認された公益団体であることが要件となっている。
- 会員の種類は、個人会員と家族会員であり、前者は1人1票を持ち、後者は家族で1票を有している。会員は、市町村レベルのNABU地域グループに属する。会員を有している点が、WWFと大きく異なる点。WWFは財団法人であるため、寄付は受けられるが会員を持つことができないことになっている。

(b) NABU NRW (州レベル)

- NABU NRW (NRW州)は25人のスタッフを有している。

(c) NABU NRWの地域グループ等(市町村レベル)

- NABU NRW傘下には、44の自然保護センター(自然保護ステーション等名前は様々、スタッフは約10~25人/センター)、80の地域グループ(NRW州の全52郡に1以上の地域グループがある)、研修センター(学校での研修を実施、スタッフは約20名)が

別添 2

ある。傘下の組織は、登録社団法人であり、地元の自然環境保護の活動を行う。その活動費は、州からの分配金と各地域から得た資金がある。なお、州傘下の組織形態について、州によって異なる。例えば、BW 州は、NABU BW に付属組織となっている。

(2) 財務状態

(a) NABU（連邦レベル）の主な収入と支出は以下の通り：

● 収入（2017）

費目	金額（€）	全収入に対する割合
会員費	22,033,010.72	49%
寄付	6,416,345.07	14%
罰金 ⁷	154,555.02	0.3%
遺産相続	675,319.55	1.5%
プロジェクト助成金（連邦政府 ⁸ や財団（州や民間の財団））	8,410,560.02	19%
～（重要でない費目）	449,518.06	1%
財産管理（保護区の土地や建物の賃借料金）	851,302.67	1.9%
企業からの資金（スポンサー、ライセンス収入（製品へのロゴの付与等）※非課税	2,682,089.30	6%
企業へのアドバイザー※課税対象	706,620.62	1.6%
その他	2,151,780.51	4.8%
合計	44,531,101.53	

- 会員費は NABU（連邦レベル）が一括して収集する。その収集 60%を 16 の NABU（州レベル）に配分。NABU NRW では、配分金のうち 50%を地域グループ等の参加の組織へ配分する。

● 支出（2017）

費目	金額（€）	全支出に対する割合
人件費・雑費（国内）	11,585,461.24	25%
地域グループへの分配金	12,379,655.81	26.8%
人件費・雑費（国際）	3,796,948.59	8.2%

⁷ 裁判所により罰金が課された場合、判事の裁量により、一部の支払いを、公益活動を行う団体（リストがあり、NABU NRW も対象団体）への寄付に替えることができる。資金規模が小さい一方で、求められる資金の管理が厳しく、事務コストが高い。

⁸ 例えば、アフリカの渡り鳥の保全活動に対してドイツ連邦環境省からプロジェクト助成金を受けている。

別添 2

費目	金額 (€)	全支出に対する割合
研修費 (活動紹介のパンフレット作製費用等)	9,117,062.25	19.7%
企業へのアドバイス費用 (人件費)	1,127,867.25	2.4%
NABU 内の様々な費用 (Birdlife の会員費等)	850,634.18	1.8%
会員サポート費用 (既存会員向け活動報告書の作成等)	1,443,156.03	3.1%
新規会員獲得費用	4,652,588.70	10.1%
管理費	1,318,631.21	2.8%
合計	46,272,005.25	

(b) NABU NRW

● 収入 (2017)

費目	金額 (€)	全収入に対する割合
会員費	804,065.80	41%
寄付	127,236.37	6.5%
罰金	5,345	0.3%
プロジェクト助成金 (州と州・民間の財団 ⁹ からそれぞれから約 50%)	376,761.16	19%
費目⑤ (重要でない)	略	0.2%
費用回収 (企業からの資金 (スポンサー、ライセンス)、連邦のボランティア制度によるボランティア研修実施に対する支払)	616,134.01	32%
その他	12,112.16	0.6%
収入合計	1,946,047.43	

- 「会員費」は、NABU (連邦レベル) から受領した額から、傘下の地域グループ等への配分額を除いた額となる。
- 「会員費」のみ NABU (連邦レベル) で徴収。それ以外は、NABU NRW で調達。NABU NRW 及び傘下の地域グループ等も社団法人であるため、独自に資金調達が

⁹ NRW 州の財団の財源は宝くじの利益となる。

別添 2

可能。税務局は、公共のための費用か確認を行っている。

● 支出（2017）

費目	金額	全支出に対する割合
給料	689,037.11	36%
保険料	135,661.01	7.1%
減価償却費	3,182.45	0.2%
賃借料	77,579.28	4%
費目⑤（重要でない）	略	
新規会員獲得 PR 費用	135,845.14	7.1%
費目⑦～費目⑩（重要でない）	略	
プロジェクト費用	381,981.64	20%
専門家費用	7,590.39	0.4%
NAJU の費用	70,802.52	3.7%
団体訴訟費用	33,106.60	1.7%
自然保護ステーション活動費用の負担金	102,445.34	5.4%
ボランティア活動制度のボランティア向け研修費用	123,352.04	6.5%
支出合計	1,901,493.40	

- 団体訴訟費用：現状では 14 件の団体訴訟を抱えている。内容は、風力発電関連、自然保護区でのテーマパーク建設等。
- ボランティア活動制度は連邦政府の制度であり、本制度関連費用は連邦政府が負担する。よって、支出に計上されている本費用は、政府から支給され、収入面「費用回収」に含まれている。

※ 財務関連事項に係る先方コメント

- 多様な財源を持つことが重要。NABU は、総収入に占める会費の割合が高いため、政府からの独立性を確保できる。州政府から活動に係る指示等受けることはない。
- 自然環境保全において、連邦政府がすべて対応するとなると費用が大きくなるが、（NABU NRW のように）ボランティアが対応することにより、費用が抑えられ様々な活動ができるようになる。

(3) 公的財政支援制度

- 公的財政支援制度の支援形態
 - NABU NRW は受けている公的財政支援はプロジェクト助成のみであり、制度的助

成は受けていない。プロジェクト助成の提供機関は州政府と州等の財団が中心である。上記収入項目の「プロジェクト助成金額」のうち、州政府と州等の財団からそれぞれ約 50%ずつ受領。その他に EU から受領。

- これらの受領しているプロジェクトへの資金支援の形態は、助成金のみであり委託はない。例えば、NRW 州が毎年テーマ（昆虫保護等）を決めて、予算を手当てし、各団体から提案を受け、優れた提案を採択している。自己負担金が求められていることを勘案すると、委託とはいえない。このような NRW 州からのプロジェクト助成金を毎年受領している。

- 公的財政支援制度のプロジェクト例
 - 「プロジェクト助成金」を受けたプロジェクト例としては、オオカミの保全活動（NRW 州財団）、蛙の保全活動（EU）、果樹の保全活動（NRW 州環境省）がある。

- 公的財政支援制度の規模・期間
 - 受領しているプロジェクト助成金は、金額も期間もさまざまであるが、大体、プロジェクト期間は 2 年間、支援額は 10 万から 15 万ユーロ/プロジェクト。大規模プロジェクトは、これよりかなり大きくなる。

- 公的財政支援制度の適格な費用（人件費、一般管理費）
 - 基本的に正規スタッフの人件費は会員費でカバーしているが、非正規のプロジェクトスタッフの人件費はプロジェクト助成金でカバーしている（プロジェクト助成金を獲得しないと人件費（主に非常勤）がカバーできなくなる。）。プロジェクト助成金で正規スタッフの人件費も計上できるが、NABU NRW では、基本的にそのような対応はしていない。
 - 正規スタッフの人件費は 5 万ユーロ/年程度。
 - 間接費の割合は各助成金により異なる。

- マッチングファンド
 - プロジェクト助成金のほぼ全てにおいて、自己負担金の用意が条件となっている。NABU NRW は、寄付や会員費で自己負担金を用意できるが、小規模団体は自己資金を用意できないため、助成申請が難しくなっている。
 - 一つのプロジェクトに対して、複数の公的機関からの資金を得ることもできるが、事務コストが増加するため、一つのプロジェクトに対し一つの公的助成金を受けるという方針を取っている。

- 公的財政支援制度の継続的な受領

別添 2

- 州政府のプロジェクト助成金は、継続的に受領しても問題はない（毎年テーマが変わり、それに合わせて提案書を提出することもあり）。一方で、州の財団は予算に限りがあるため、長期的に同じ財団に助成金を提供しない。
 - その他
 - プロジェクト助成のメリットは、政治に関係なく活動が遂行できることであり、デメリットは定期的な収入ではないため長期計画が立てられない点。
 - 昔からある助成金は、規則が多くあり、書類も複雑。EU の助成金は、作成する書類が多く事務コストが高くつく。
 - NRW 州政府と傘下の財団のプロジェクト支援予算額は 1,000 万ユーロ、その内 400 万ユーロが自然保護。連邦政府の生物多様性関連プロジェクト予算は 2,500 万ユーロ。その内 500 万ユーロが「昆虫を戻そう」プロジェクト予算。自然保護関連の予算は、5,000 万ユーロ。
- (4) 組織強化
- 会員の獲得のために、職員が路上にテントを張り、ビラの配布や活動等の説明・勧誘を行っていることを勘案すると、会員一人獲得するために、10 万ユーロ程度の費用が必要となる。会員費が 60 ユーロ/年であることを考えると、わりに合わないが、このような勧誘で会員になった人は、NABU の会員として長期的にコミットしてくれ、また会員にならない場合でも、NABU の活動の話聞いてくれ、NABU の活動を認知する人の幅が広がり、組織の強化につながっている。
- (5) NRW 州自然保護団体の共同事務所
- 共同事務所の役割
 - 連邦や州の自然保護法により、自然環境保全関連計画・事業等において、承認団体への意見徴収のために、行政の手続き文書の各承認団体への配布（個別配布）が州の法的義務となっている。このような州の法的義務を果たすために、BUND NRW、LNU、NABU NRW の 3 組織により構成された共同事務所（Landes Büro）が州に代わって上記の手続き文書の個別配布を行っている。
 - 手続き文書の個別配布の際に、文書への意見を行うポイントを承認団体へ伝えたり、知見のある団体へ送付したり、意見を一本化して提出するようにするなど、個別配布文書の単なる配布だけではなく、承認団体の効率的な参画のためのスクリーニングも行っている。
 - また、意見を提出するためのマニュアルも作成している。
 - 組織体制

- 従業員は 14 人。法人格は会社と団体の中間（GBR）。
 - 制度的助成の根拠法はなく、毎年の予算法律の中に、制度的助成金が計上されている。
 - 共同事務所は、NRW 州にユニークなものとなっている。
- 収入源
- 州政府からの制度的助成のみであり、その額は 66 万ユーロ/年。上記 3 機関の負担金はほぼない。
- (6) 日本へのコメント
- 日本の環境団体の財源多様化の観点から、会員費を増やすためには、まずはボランティアを増やして、認知を高めた後、会員を獲得するという、長期的な取り組みが必要となる。
 - ボランティアをコーディネートする人材の不足については、若者をドイツなどの進んでいる国へ視察として派遣を行うことが動機付けにもなり、良いのではないか。ヨーロッパでは、各国間の人材が交流するプログラムがある。
- (7) その他
- LNU も制度的助成は受け取っていないはず。常駐スタッフはいない。

以 上

別添 2

4. LNV

日時 | 2019年2月21日(木) 11:00-
場所 | LNV オフィス
先方 | 会長、事務局長、インターン
受領 | 財務諸表と広報資料等

(1) 組織概要

(a) 設立背景

- LNV は、1971年の欧州自然保護年を契機に設立された。その背景には、ヨーロッパ自然保護年を契機に、連合としてまとまって行政に働きかけることが重要という認識があった。それを受けて、あとから州の自然保護法が改正され、(団体の意見調整を行う) LNVの連合体が法的根拠(※)を持つようになった。(※) LNVは、自然保護法第51条に根拠を有する、自然保護分野のNGOの連合体

(b) 組織概要と体制

● LNV 全体

(LNV と傘下の団体構成)

- LNV は、BW 州の 3 つの大規模 NGO (BUND、NABU、LNV) の一つである。活動場所は BW 州。
- 32 の団体会員を有し、その内、州自然保護法上で、参画の権利¹⁰を有する承認自然保護団体は 8 組織。BW 州全体では承認自然保護団体は 11 あり、NABU、BUND、LNV 自身以外の承認自然保護団体は全て LNV の団体会員。NABU と BUND も会員であったが、彼ら自体が大きな団体であるため LNV の会員団体になる必要がない点や鳥類保護に係る意見の相違から 2000 年に退会した。なお、BUND と NABU は、約 10 万人の個人会員を有しているが、LNV は団体会員のみ。
- LNV の団体会員の規模は様々であり、それぞれ 40 人から 200 人超の個人会員を有し、それらの団体会員の個人会員数の合計は 54 万人となる。団体会員の活動分野は自然保護だけでなく、トレッキング団体や狩猟団体など様々。

(LNV の地域体制)

- LNV は、上記体制とは別に、地理的に 2 層構造であり、州レベルの LNV と (4 つの郡の下にある) 作業グループ (Arbeit Gruppe) からなる。
- 作業グループの役割は意見書を作成すること。作業グループはボランティアで活動を行う。1 年に 1 回全作業グループが集まり、州の情報共有、法律関連の研修、意見書の書き方の講習を実施している。

¹⁰ 自然環境に関わる州の計画・事業について、行政が手続き文書を送付し、意見を徴収する。

- 作業グループは、会員ではなく投票権はないが、LNV のポジション（LNV の活動計画によって定められた意見形成方針のようなもの）の改訂希望を出すことができる。会費は不要。
 - 作業グループには、LNV の会員団体に加え NABU の参加団体も含まれており、地域としての意見を形成するため、作業グループレベルでは、BUND や NABU と協働している。
- LNV 内
 - スタッフ数は 5 人であるが、人件費は 3.5 人分で残りはボランティア。また、水、法律、大気、廃棄物やエネルギー等の 15 人の専門家（ボランティア）と協働している。
 - その他
 - 他の州で、LNV のような団体の連合体を持つ州は、BW 州の他、シュレーズヴィヒ＝ホルシュタイン州、NRW 州の 3 州のみ。バイエルン州にある団体は鳥類保護に特化しており LNV とは類似していない。
 - LNV は DNR の会員。
 - 人件費等の費用面、また、全ての承認団体が地域グループを有しているわけではないため、団体がまとまって意見形成・提出を行った方が効率的・効果的。
- (c) 役割・活動内容
- 具体的な事業活動は行っておらず、傘下の 8 つの承認団体の意見を取り纏め州の計画等に反映させていく役割を担っている。年間 600 から 1,000 件の行政の参加手続があり、LNV で意見を取り纏めるケースや、特定の地域に関わる場合は、その地域に手続き文書を送り、そこから直接行政に対して意見を出してもらうケースがある。団体訴訟を起こすこともある（例えば建築違法（鳥の保護区での風力発電建設等））。また、LNV が自ら訴訟を起こすこともある。
 - 傘下の団体で、承認団体以外の団体については、小さい組織もあるので全ての手続において意見を出すことは困難であるため、テーマによって意見をきくか判断を行う。例えば、道路建設について、ある一つの作業グループ（の地域）が関わる場合、該当する作業グループ関連文書を配布し、そこから直接行政に意見を伝えてもらう。
 - LNV は傘下の団体のコンセンサスを得た活動計画を有している。本計画では基本的ポジションを決めており、これに反する意見を出す作業グループはほとんどない（反した例は過去に 2 回のみであり、そのケースでは LNV が意見を取り下げた）。
 - LNV 傘下の団体の関心は様々であることから、1 年に 1 回集り意見交換を実施。3 年前からコミュニケーション担当を配置し、コミュニケーションの円滑化も図っている。

別添 2

- LNV、NABU と BUND は、それぞれ意見を出すこともあれば、共同することもある。なお、LNV は他 2 団体より、保守的。意見は 3 団体とも大きな相違はないが、他 2 団体は、個人会員に対するアピールのため、LNV より、伝え方が過激。ただし、LNV も時には批判的な意見も伝える。
- 制度的助成を州環境省から 70%受けている中で、州を批判しても、険悪な関係になったことはない。むしろ、州環境省は自ら言えないことを LNV が代弁してくれると喜んでいる。どの省もロビー団体を持っており、このようなことは他の省についてもいえること。

(2) 財務状況

(a) 収入

- 全体像
 - 傘下の 8 つの承認自然保護団体の意見を取り纏めることに対して、BW 州から 32 万ユーロの制度的助成を受けている。この制度的助成は総収入の 70%強 (2016 年度及び 2017 年度はそれぞれ)。
 - 残りの 30%は、主に団体からの会員費、寄付 (罰金からの資金、年間 2~3 千ユーロと極わずか)、BW 州財団からのプロジェクト助成
 - 2017 年度の総収入は 409,939.70 であり、内、約 13%が会員費 (54,424.18 ユーロ)、78%が NRW 州の制度的助成 (320,000 ユーロ)、約 1%がプロジェクト助成 (4,710.16 ユーロ)
- 会員費
 - 団体の会費は、会員団体の会員数に応じて徴収¹¹するが、最低額は 300 ユーロ/年。
- 資金調達
 - 傘下に 32 の団体を有するが、会員団体拡大のため、LNV の趣旨に合致し、アクティブな団体を勧誘している。現在も養蜂を行う団体で殺虫剤に反対している会員の勧誘を行っている。
 - LNV 会則では、州レベルで活動している団体のみ会員になることができるとしていたため、小規模団体は会員になることができなかったため、(団体会員の更なる獲得のため) 3、4 年前にそれを改定し、本制約をなくした。ただし、特定の道路建設や風力発電などについて自分の利害のためだけにアドホックな活動を行う団体は加入不可。継続的な環境活動を行う団体のみ会員になることができる。
 - ファンドレイジングの実施やスポンサーの獲得で収入を拡大したいが、具体的な事業を実施していないことから、資金獲得が困難。一方で、投票権がない賛助会

¹¹ 年間 12 セント/会員。家族会員は、父親が年間 12 セント、その他 3 セント

員カテゴリ（個人）を設置し、会費を増やす取り組みを実施。ただし、会員団体の個人会員とバッティングしないように気を付けている。

- 将来的に、州財務省が管理する宝くじによる売上資金の使途に LNV への制度的助成を含めてもらうように働きかけている。実現した場合、LNV の収入は 3 倍になる。本資金の使途として、過去に自然保護関連が含まれたことはない。

(b) 支出

- 支出は、人件費が最大、そのほかオフィス維持費、作業グループのサポート費用 (46,000 ユーロ、費目 e)、パンフレット作成等の PR 費用、プロジェクト費用 (鶯関連、自生種の保全)
- 2017 年度の総支出は 408,286.1 ユーロであり、内、約 66%が人件費 (268,712.27 ユーロ)、約 25%が物品費 (約 100,827 ユーロ)、約 4.4%がプロジェクト費用 (約 17,959 ユーロ)
- BW 州 40 郡には、各郡に景観保護団体がある (LNV の作業グループと別)。LNV はこれら 40 の団体の会員になっており、会員費を支払うことは大変 (4,360 ユーロ、費目 a1)。なお、景観保護団体は、ドイツ連邦レベル、州レベル、各郡の 3 層構造。
- 「大山猫、オオカミを呼び戻そう」プロジェクトでは、羊がオオカミに殺されることがあり、被害があった場合に対応しないと、プロジェクトが失敗してしまうことから、NABU、BUND と一緒に補償業務を実施。LNV は 1,000 ユーロを拠出。
 - 補償業務の 70%は州からの資金となる。州に十分予算があれば、州が直接業務を行えばよいが、事務コストや手続きの迅速性から、自分たち組織に本業務が依頼されている。

(3) 公的財政支援

(a) 制度的助成

- 州の制度的助成は毎年供与されるもの。人件費はインフレ率など考慮しながら請求し、州環境省と協議して決定される。
- 使途制限はなく自由に使用できる資金。LNV 会則により、資金の使途の方針があるため、それに沿って使用する。
- 本助成金は、前年度ベースで金額が決定される。増額されても 20%程度。
- PR 費用、ソーシャルネットワーク構築、会員の研修、作業グループの活動改善などの活動を行いたいと考えており、現状の制度的助成では賅えない。BW 州にはよい自然保護法があるが、州だけでは全て執行できない状況であるため、行政に対しては、州の行政が、LNV が実施しているコーディネーションを行うとした場合の費用に基づき、助成額の増額を交渉している。

(b) BW 州自然保護財団からのプロジェクト助成

別添 2

- 2つのプロジェクトを実施。一つは、自然保護法改正による空地の活用を踏まえ、ビオトープの建設等を実施した場合の影響に係る調査。もう一つは、BW 州の ESD 計画立案の際、自然保護が含まれるように働きかけを行うものとなる。
- プロジェクトを提案して、採択されて、資金を得るもの。本助成ではプロジェクト費用の 90%をカバーしてもらえるため、助成金を組み合わせることはない。
- ※ 本財団の財源は、事業者による保証金（補償金とは、BW 州で事業を行う際、やむを得ず自然に負の影響を与えてしまう場合、事業者が本財団に支払うもの）。

(4) 地球環境基金へのコメント

- （地球環境基金は最大 6 年のみの支援と聞いて）プロジェクトスタッフを簡単にやめさせることができないため、団体が継続的に活動を行える財政基盤がないと、新規プロジェクトを実施できないのではないかと。

(5) その他

- LNV 財団では、50 万ユーロを個別プロジェクトに助成している。人件費には使用することができない。LNV のプロジェクトを支援することもある。例えば、LNV のオフィスの賃借料は LNV 財団からの助成で支払われている。

以 上

5. ARGE Nord-Ost

日時	2019年2月21日(木) 13:30~18:30
場所	事務所近辺の会議室
先方	代表、スタッフ
受領	プレゼンテーション資料(活動概要紹介) [後日メールで受領]

(1) 組織概要

(a) 組織概要と目的

- 本組織は、アンブレラ組織であり、高速道路建設計画区域 12km 沿いの村の組織を取り纏めている。会員数は 150 人おり、20 人のアクティブ会員を有する（各組織の会員数を合計すれば数千人になるだろう）。資金が必要なときは、メンバーから寄付が得られる。自然保護活動を行う公益認定の組織（免税）。
- 組織の目的は、景観や自然を保護することであり、そのためのアプローチとしては、ロビー活動、市民啓発、景観管理活動、参画となる。
- LNV の作業グループにも属する。
- 会員の中に政府担当者もおり、風通しよく良好な関係を築いている。

(b) 活動内容

- 活動分野は、シュトゥットガルト市北部 2 地域の環境再生と保全。当該 2 地域は、自然、気候、大気、レクリエーションや農業にとって重要な土地となっている。
- 当該 2 地域が、ネッカー川 (Necker River) を横断する高速道路 (12km) の建設計画により脅かされていることから、本計画に対して、30 年来、反対運動を実施。具体的には、イベントや会合を通じた市民に対する情報提供・啓発、自転車で当該地域を散策、景観管理・修復として植物を植える活動やビオトープの建設を実施。
- さらに、高速道路の建設防止のために農地を購入（私有財産は土地収用が困難となるため）。農民たちを集めて、反対デモの実施、道路の交通量評価なども実施。
- 反対運動のアドボカシーを行い、訴訟にならないようにしている。訴訟費用として、一審に 4~5 万ユーロ、上告審で 50 万ユーロを要するため。

(2) 財政状況

- 年間の予算規模は、4,000~40,000 ユーロ。本レンジは、土地の購入の有無により生じるもの。その内訳は以下の通り：
 - 会員費：1,500 ユーロ（12 ユーロ/人）
 - 寄付：2,000~10,000 ユーロ
 - シュトゥットガルト市からの助成金：3,000 ユーロ
- ※ 連邦・州政府からの資金は得ていない。受領している公的資金は、上記のシュト

別添 2

ウットガルト市からの資金のみ。

(3) 財政支援

- シュトゥットガルト市からの助成金（3,000 ユーロ）は、景観管理・修復のプロジェクト（ビオトープの建設）に対するもの。本資金は、ビオトープ建設作業に対して支払われるものであり、委託業務。作業を行えば毎年得られる資金。
- 本助成金の背景としては、市の法律でビオトープ建設を義務付けられたことがある。これを受けて、行政から、当団体へ話が来たもの。行政の担当者と良好な関係を築いていること、専門的知見や技術を有することから、話がきた。行政側において担当者の予算執行の裁量権は 7,000 ユーロ以下（市長の決裁がいない裁量権）であるため、本団体の委託契約は、3,000 ユーロとなった。
- 企業にビオトープの建設を依頼しても、生物のための環境等を考慮せずに一律に建設してしまうが、当団体では、生物多様性等も考慮して建設する。また、当団体のビオトープ建設作業は、当団体の会長夫婦とボランティアで建設していることから、費用も抑えられるというメリットもある。

(4) 組織開発

- 会員費は安定的な収入源であるが、寄付はそうではない。より多くの会員を得て、より多くの景観管理事業を実施しようとしている。

以 上

6. NaturFreunde ヴュルテンベルク

日時 | 2019年2月21日(木) 19:00~
場所 | NaturFreunde ヴュルテンベルクのオフィス
先方 | 会長、次期事務局長
受領 | 広報資料等

(1) 組織概要

(a) 組織概要と目的

- 1985年ウィーンで設立された組織(現在、本部がある)。ドイツでは、1905年にミュンヘンで設立され、BW州では1910年にオフィスが設置された。世界で25か国にある。
- 第一次世界大戦後、労働者のアルコール依存等の社会問題を自然保護活動で解決していきこうという運動が生じ、自然の家(自然を楽しむ宿泊設備・レストラン等)を増やしていったが、ナチスの政権獲得(1933年)に伴い、設備は没収された。第二次世界大戦後に再起し、各都市に社団法人の自然の家を設立していった。その中で、自然の家の管理を行う事務所を州に設置した。本事務所はその州の管理事務所の一つ。上記の通り、当初は、労働者層に焦点を当てて、彼らを自然に呼び戻し教育するための組織であったが、現在は他の層へ焦点を拡大している。

(b) 組織体制

- NaturFreunde ヴュルテンベルクの理事メンバー(ボランティア)は8人。有給の事務所スタッフは9人であり、うち6人は常駐、3人はパートタイム。会員数は9,000人
※ NaturFreunde バーデンの会員数は13,000人、NaturFreunde ドイツ全体で7万人、全世界で50万人。ヨーロッパの会員数は減少傾向。アフリカ(セネガル、トーゴ、カメルーン)の会員は増加傾向。

(c) 活動内容

- 自然保護、文化、スポーツ、健康増進等
- ヴュルテンベルク地域とバーデン地域に各60の自然の家があり、BW州全体で合計120(なお、ドイツ全土では400)。都市部の施設はよく利用されるが、地方部の施設はトレッキングの休憩所として使用されている。自然の家の形態は、宿泊設備、レストラン、オフィス等様々である。このような施設を持っている点が他の環境団体と異なる点。
- NaturFreunde ヴュルテンベルクが直営している自然の家は5つ。ただし、うち一つはバイエルン州にある。
- 青年部の人件費に対して、その半分の費用(33,000ユーロ)に対し、州から制度的助成が出る。約残り半分は自己負担で、青年部の人件費の総額は70,000ユーロ。事務所

別添 2

のスタッフ数が少ないため、青年部がそれ以外の仕事をしていることもある。

- 自然保護と社会的課題をつなげて、社会的混乱層の改善のための社会教育も行っており、キリスト教の慈善団体に近い活動を行っているといえる。

(2) 財政状況

- 2017 年の総収入は 51 万 1 千ユーロ（内訳として、会員費 20 万ユーロ超、寄付金 5,000~10,000 ユーロ、助成金 12 万 5,000 ユーロを含む）。資産収入は 130 万ユーロ（5 つの直営の自然の家の賃借料）
- 主な支出：人件費（専門家雇用を含む）・雑費（オフィス賃借料・物品費）は 38 万 9,000 ユーロ、直営の 5 つの自然の家の改修費は 10 万 9,000 ユーロ。
- 建物改修費については、直営の自然の家からは、1.5%、直営外からは 8%の会員費を徴収する。本費用については、BW 州から 50%の助成金（条件付き）が出され、残りの 50%は BW 州 NaturFreunde が融資する。BW 州の助成金について、25 年以上自然の家を継続する場合、返済不要。それ以下である場合、減価償却的考え方により、指定の割合を返済する必要がある。例えば、12.5 年で自然の家を廃止した場合、助成金のうち 50%を返済しなければならない。
- 自然の家の修繕費が必要であり、その予算を確保する必要がある。会費で対応しているものの、公的資金や民間資金の獲得も増やしていきたい。また、NaturFreunde は財団を有しており、NaturFreunde ヴュルテンベルクのプロジェクトへも資金を投入している。収入源は多様化したほうがよい。
- 安定的な収入源は会員費であるが、新規会員獲得には多額の宣伝費用が必要。

(3) 財政支援制度

(a) 連邦の助成金

- 社会問題（国民の右翼化）を環境・自然保護活動で解決していくプロジェクトに対して、連邦政府から、3 年間で 36 万 4,500 ユーロを受領。マッチングファンドが助成要件であり、3 年間で 5 万 3,100 ユーロの自己資金を出している。
- 具体的な活動内容は、各種アドバイスを社会に発信していくもの。
- 現状では 3 年間のプロジェクトであるが、2025 年まで継続される予定。再度採択手続きはあるものの、人員を確保して長期的に取り組むことができる。

(b) 州や市からの助成金

- ドイツにおいて 3 年に 1 回行われるガーデンショーを実施するプロジェクトに対して、BW 州環境省から 14 万ユーロ、ガーデンショーを行うハイルブロン市から 4~5 万ユーロ、民間のエネルギー会社から 1 万 5 千ユーロの助成金を得ている。本プロジェクトを、NABU、BUND と共同で実施（よって、助成金全額を受領しているわけではない）。

- 具体的な活動内容は、ガーデンショーの一区画を得て、各種展示を行うもの。
- (c) その他助成金
- LBBW（州の銀行）によるプロジェクト助成：を行っている。例えば、EU のプログラムである Natura 2000 に基づき行っているプロジェクトについて、良いプロジェクトと理解しているため、資金不足分を 100%助成してくれる。
 - 途上国の開発関連へのプロジェクト助成金：5 つのアフリカの自然保護+開発事業を実施。当団体は、開発事業を行う組織ではないため、単独で助成金を得ることができないため、開発事業を行う SEZ 等の 7 組織と共同することで本助成金を得ている。他の組織と組むことで、事業を実施できる場合は、共同して事業を行うこととしている。
- (d) 助成金一般
- ドイツにおいては、助成金を得るために、自己負担額が必要であり、その割合はケースバイケース。連邦政府の助成制度では、助成事業ごと自己負担割合が決められている。
 - 州の助成について、例えばガーデンショー事業については、総事業費の 10%は自己負担となっている。ただし、労働力の提供等、現物支給でも良いとされている
 - 一つのプロジェクトに複数の助成金を得ることもある。
 - 一般管理費は、州の助成金で最大 5%であり、支出の内訳を提出する必要はない。
- (e) その他コメント
- BUND と NABU は多くのプロジェクト助成を受けており、収入拡大の余地は大きくない。一方で、NaturFreunde はプロジェクト助成への申請・受領を始めたばかりであり、収入拡大の余地がある。プロジェクト助成の受領を増やすことで、NaturFreunde を宣伝し、会員を増大させていきたいと考えている。プロジェクト助成は安定的な収入源でないものの、何も対策をとらなければ会員数が減っていくのみであるため、プロジェクト助成の獲得数を増やしていきたい。

以 上

別添 3 : 調査機関概要

別添 3

調査機関概要（米国）

1. カリフォルニア州（CalEPA）	1
1.1 組織概要.....	1
1.2 活動概要.....	1
1.3 財政支援制度.....	2
2. サンフランシスコ市.....	5
2.1 組織概要.....	5
2.2 財政支援制度.....	5
3. サクラメント市	7
3.1 組織概要.....	7
3.2 財政支援制度.....	7
4. The Watershed Project	8
4.1 組織概要.....	8
4.2 活動概要.....	8
4.3 財務状況.....	9
5. Greenaction for Health and Environmental Justice.....	11
5.1 組織概要.....	11
5.2 活動概要.....	11
5.3 財務状況.....	11
6. Literacy for Environmental Justice	13
6.1 組織概要.....	13
6.2 活動概要.....	13
6.3 財務状況.....	13

1. カリフォルニア州 (CalEPA) ¹

1.1 組織概要

- カリフォルニア州の環境保護庁 (The California Environmental Protection Agency: CalEPA) は、同州知事室直下の組織として 1991 年に設立された。
- 公衆衛生、環境の質、経済活性化を目的として、環境の修復、保護、拡張を実施する機関である。

1.2 活動概要

- 各種プログラムを実施する機関として CUPAs (Certified Unified Program Agencies) (2014 年現在、83 機関存在) を承認し、その管理を行っている。CUPAs は 1996 年制定の根拠法のもとで活動を開始している。なお、それまでは同様のプログラム実施機関が約 1,300 の州・地域機関に分散していた。
- CUPAs が実施に関わるプログラムは以下の 6 つである。これらと本調査で調査対象にする財政支援制度との関係については要確認。(すなわち、上位政策との関係やアウトプット・アウトカムの位置付け)

表 1 CalEPA の CUPAs (Certified Unified Program Agencies) が実施に関わるプログラム

プログラム	州の所管部署
Hazardous Materials Release Response Plans and Inventories (Business Plans)	California Governor's Office of Emergency Services (Cal OES)
California Accidental Release Prevention (CalARP) Program	California Governor's Office of Emergency Services (Cal OES)
Underground Storage Tank (UST) Program	California State Water Resources Control Board (SWRCB)
Aboveground Petroleum Storage Act (APSA)	Office of the State Fire Marshal (CAL FIRE-OSFM)
Hazardous Waste Generator and Onsite Hazardous Waste Treatment (tiered permitting) Programs	Department of Toxic Substances Control (DTSC)
California Uniform Fire Code: Hazardous Material Management Plans and Hazardous Material Inventory Statements	Office of the State Fire Marshal (CAL FIRE-OSFM)

- また、NPO が応募できるグラントプログラムを用意している (以下参照)。

¹ <https://calepa.ca.gov/>

別添 3

1.3 財政支援制度

- CalEPA では以下のグラントプログラムを用意している（NPO が応募可能なもの）²。

表 2 CalEPA のグラントプログラム

所管	プログラム	概要
CalEPA	Environmental Enforcement and Training Grants ³	<ul style="list-style-type: none"> ■ 州の環境法を強化するため、環境の強化・教育・訓練に対して財政支援を行う。 ■ 公的機関・NPO が応募可能。 ■ 予算は変動。 ■ 毎年 9 月に公募。
CalEPA	Environmental Justice Small Grants Program ⁴ (調査対象)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域ベース・草の根の NPO および連邦政府公認の先住民政府のうち、環境汚染や有害物質（環境公正に関連）に晒されている地域にある機関に供与される。 ■ NPO（501(c)(3)団体）および先住民政府が応募可能。 ■ 予算上限は 1 件あたり 20,000 ドル（※50,000 ドルとして運用されており要確認）。
DTSC	Brownfields Revolving Loan Fund Program ⁵	<ul style="list-style-type: none"> ■ ブラウンフィールド対策の低利融資またはサブグラント。 ■ ブラウンフィールドにアクセスできる公的・民間機関が応募可能。（グラントは政府機関と NPO に限定。） ■ ローンまたはグラント。 ■ 予算上限はサブグラントで 200,000 ドル、ローンで 900,000 ドル。
SWRCB	Clean Beach Initiative Grant Program ⁶	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共の海岸におけるビーチの水質改善（病原菌等）にグラントが供与される。 ■ 公的機関と NPO（501(c)(3)団体）が応募可能。 ■ 予算は 100,000～1,000,000 ドル。

- 上記のうち、CalEPA 直下のプログラムであり、予算規模が本調査の目的と合致す

² <https://calepa.ca.gov/wp-content/uploads/sites/6/2016/10/LoansGrants-LoansGrants.pdf>

³ <http://www.calepa.ca.gov/Enforcement/Grants/>

⁴ <http://www.calepa.ca.gov/EnvJustice/Funding/>

⁵ http://www.dtsc.ca.gov/SiteCleanup/Brownfields/Loans_Grants.cfm

⁶ http://www.waterboards.ca.gov/water_issues/programs/beaches/cbi_projects/index.shtml

るものを選定し、以下の財政支援制度「Environmental Justice Small Grants Program」をを本調査の対象とする。

● Environmental Justice Small Grants Program

- 連邦政府 EPA (環境保護庁) から CalEPA を通じて供与されるグラントであり、環境影響を偏って受けている地域 (貧困層地域、先住民地域、英語以外の言語等) での環境公正に取り組むプロジェクト (教育等) を支援。地域等における教育、周知、キャパビル等が主である。
- 地域・草の根の NPO および連邦政府公認の先住民政府のうち、環境汚染や有害物質 (環境公正に関連) に晒されている地域にある機関に供与される。
- 予算は 50,000 ドル以下/年であり本調査の対象として妥当である。
- 2018 年の拠出先は以下の通りである。なお、調査対象候補の環境 NGO 等に★印を付した。(各機関については後述)

表 3 カリフォルニア州 EPA 管理の Environmental Justice Small Grants の拠出先 (2018 年)

環境 NGO 等 (カッコ内は活動地域)	予算 (ドル)	活動内容
Asian Health Services (Bay Area and Los Angeles)	50,000	ネイルサロンからの化学物質・有害廃棄物削減、健康的な職場環境
Asian Pacific Self-Development and Residential Association (Central Valley)	50,000	東南アジアでの鉛・水銀リスク周知、個々の製品・魚についてのリスク特定
Big Pine Paiute Tribe of Owens Valley (High Sierra & Desert)	10,285	住民の環境や文化についての G to G のプロセスを通じての理解共有
Black Women for Wellness (Los Angeles)	50,000	ヘアサロンからの有害化学物質の削減対策
★California Environmental Justice Alliance / Environmental Health Coalition (Statewide)	50,000	低所得者層、環境負荷物質を排出の健全な土地利用に向けた住民教育
California Rural Legal Assistance, Inc. (Central Valley)	35,000	地域の公的機関と郊外低所得者層の住民 (環境負荷あり) とのつながりを支援
Californians for Pesticide Reform / Pesticide Action Network North America (Los Angeles)	20,000	農薬の健康リスクに関する教育関係者や農民への周知
Central California Environmental Justice Network / Social and Environmental Entrepreneurs (Central Valley)	40,000	地域での環境汚染モニタリング等の活動支援
Coalition for Humane Immigrant Rights (Central Valley)	30,000	地域での農薬の健康リスク特定・回避策、意思決定プロセス参加方法の周知
Comite Civico Del Valle, Inc. (San Diego/Imperial)	40,000	未処理用水の環境負荷に関する地域への周知、環境教育
Del Amo Action Committee (Los Angeles)	35,000	地域と州政府・連邦政府との環境に関する定例会議を実施
East Yard Communities for Environmental Justice	50,000	環境問題に関する地域の夏季教育プログラムを実施
Fresno Metro Black Chamber Foundation (Central Valley)	50,000	地域の有色住民地域に対する気候変動・大気汚染の影響に関する調査

別添 3

Green Technical Education and Employment (Sacramento)	30,000	環境耐性の強い農業や作物に関する地域での指導
Healthy Hearts Institute (Bay Area)	30,000	地域での農地利用の改善、コンポスト利用の指導
Insight Garden Program (Sacramento and Bay Area)	30,000	環境問題や気候変動の影響に関する地域住民への教育
Madera Coalition for Community Justice (Central Valley)	12,913	地域の高校生に対する大気質や殺虫剤の環境影響に関する教育
National Indian Justice Center (Project 1) (Bay Area and Northern California)	50,000	地域の先住民に対する環境教育
National Indian Justice Center (Project 2) (Statewide)	50,000	先住民による有害廃棄物処理等に関する研修のための支援
Pacoima Beautiful (Los Angeles)	50,000	地域住民に対する環境の意思決定プロセス参加に関するキャパビル
Regeneracion Pajaro Valley Climate Action / Social Good Fund (Central Coast)	49,639	地域での環境問題に関する教育や会議の実施
Rising Sun Energy Center (Bay Area and Central Valley)	49,996	地域住民への気候変動影響、エネルギー、水問題に関する教育
Rose Foundation for Communities and the Environment (Bay Area)	40,000	地域の高校生に対する気候変動、クリーンエネルギー、適応等に関する教育
Rural Community Assistance Corporation (Northern California, Bay Area, Inland Empire, and San Diego)	50,000	先住民地域での水供給設備やリユースボトルの供給、水資源保全に関する周知
Strategic Actions for a Just Economy (Los Angeles)	20,000	地域の低所得住民に対する殺虫剤・有害化学物質、環境配慮製品に関する周知
Tri-Valley Communities Against a Radioactive Environment (Central Valley)	20,000	地域の環境対策に関する周知、住民の意思決定プロセス参加の支援
United Voices of Pomona for Environmental Justice / CCAEJ (Los Angeles)	50,000	地域での環境配慮行動促進、環境影響や有機食品に関する意識向上活動
★The Watershed Project (Bay Area)	49,670	地域住民に対する水質測定に関する教育（市民科学者の養成）

2. サンフランシスコ市⁷

2.1 組織概要

- サンフランシスコ環境局 (SF Environment) は同市の環境行政を所管している。

2.2 財政支援制度

- サンフランシスコ市環境局は、グラント（申請者が活動内容を提案）およびコントラクト（供与元の仕様書に基づく）の両方を用意している。以下に示すように、本調査の対象となる制度は概ね1万～10万ドル/年規模のグラントである。
- なお本調査の対象候補に★印を付した（制度、環境 NGO 等）。

表 4 サンフランシスコ市のグラントおよびコントラクト

枠組	内容	調査対象
The San Francisco Carbon Fund (グラント)	GHG 排出抑制（緩和）のためのグラント。同ファンドへの最近の投資には、バイオ燃料プロジェクトに 1.4 万ドル、緑地創出プロジェクトに 2.3 万ドルなどが含まれており、拠出予算も同規模と考えられる。最近の採択先は以下が挙げられる。（本調査では学校ではなく NGO 等を対象とする。） <ul style="list-style-type: none"> ● AsianWeek Foundation (緑地帯創出) ● Commodore Sloat Elementary School () ● Friends of the Urban Forest (透過性舗装) ● Gateway High School (洪水用貯水池) ● Golden Gate Audubon Society (緩衝帯) ● Nature in the City (緑地帯) ● Ney Street Neighborhood Watch (灌木) ● San Francisco Parks Alliance (公園) 	★
Zero Waste Grant Program (グラント)	省資源、リユース、リサイクル、コンポストを通じて市のゼロ廃棄物に貢献するための NPO 向けグラント。ワークショップ、コンポストやリサイクルの実施、有価物の収集、戦略策定などが含まれる。1 件あたり 1 万～10 万ドル（学校での環境教育は 2 万ドル/2 年）。2017-19 年に採択された先は以下の通り。（本調査では学校ではなく NGO 等を対象とする。） <ul style="list-style-type: none"> ● Asian Pacific American Community Center- (APACC) \$75,000 ● Bio-Link Depot \$80,000 ● Boys & Girls Clubs of San Francisco \$60,000 ● Friends of San Francisco Public Library \$40,000 ● Garden for the Environment \$45,000 ● Literacy for Environmental Justice ★ \$20,000 ● Recycle for Change \$50,000 ● SCRAP \$67,000 ● San Francisco Conservation Corps ★※次点 \$75,000 ● SF State University \$60,000 	★

⁷ <https://sfenvironment.org/>

別添 3

	<ul style="list-style-type: none"> ● San Francisco Wholesale Produce Market \$100,000 ● UCSF Office of Sustainability \$85,000 ● UCSF Recycling & Waste Reduction, Facilities Services \$100,000 	
Environmental Justice (グラント)	<p>市内の汚染度の高い2地域を改善することを目的としたNPO向けのグラント。プロジェクトとしては、低所得者の住宅への太陽光発電設置、都市型農業、健康な食物などが含まれる。USEPA等外部からのグラントに応じて公募を実施。予算規模は要確認。2010-12年に採択された先は以下の通り(それ以前のリストもある)。本調査では最近の運用状況や予算規模を確認のうえ調査対象に加えるかどうか検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Asian Neighborhood Design ● Literacy for Environmental Justice ★ ● Urban Sprouts 	
Marketing Advertising Services (コントラクト)	<p>環境局の施政に関するマーケティング、宣伝、市場調査、開発、製作、メディアプランニング、市場分析、ブランディングに関する業務委託。予算3 millionドルと大規模であり、本調査には含めない。</p>	

3. サクラメント市⁸

3.1 組織概要

- サクラメント市公益事業局（City of Sacramento Department of Utilities）の Stormwater Quality Improvement Program は、雨水の河川流入に伴う汚染を削減するために 1990 年に設立された。国家汚染物質排出除去システム（NPDES : National Pollutant Discharge Elimination System）に基づいており、プログラム全体としては、建設現場、産業施設、違法排出等からの汚染削減活動を行なっている。

3.2 財政支援制度

- サクラメント市公益事業局の Stormwater Quality Improvement Program は、総額 1 万 5,000 ドル/年のコミュニティアクショングラントを設けている。市内の河川や流域の環境改善を目指すプロジェクトが対象。地域コミュニティとのパートナーシップ形成の一環としている。
- 学校、ユース組織、地域グループ、非営利団体等が申請可能。プロジェクト当たりの受領額は最大 3,000 ドル。
- 環境教育、学校による参加、コミュニティの活性化、環境再生、水質や環境モニタリング等のプロジェクトが多い。
- 資材の購入レンタル費用等には使用できるが、人件費や間接費には充当不可。対象となる費用はレシートを提示することで支払われる。プロジェクトの完了時には報告書（brief report）を提出する。
- 審査は 2 段階で行なわれ、1 ページの申請書による審査を通過したプロジェクトは、6 ページの申請書を提出する。

⁸ <https://www.cityofsacramento.org/Utilities/Stormwater/Community-Action-Grants>

別添 3

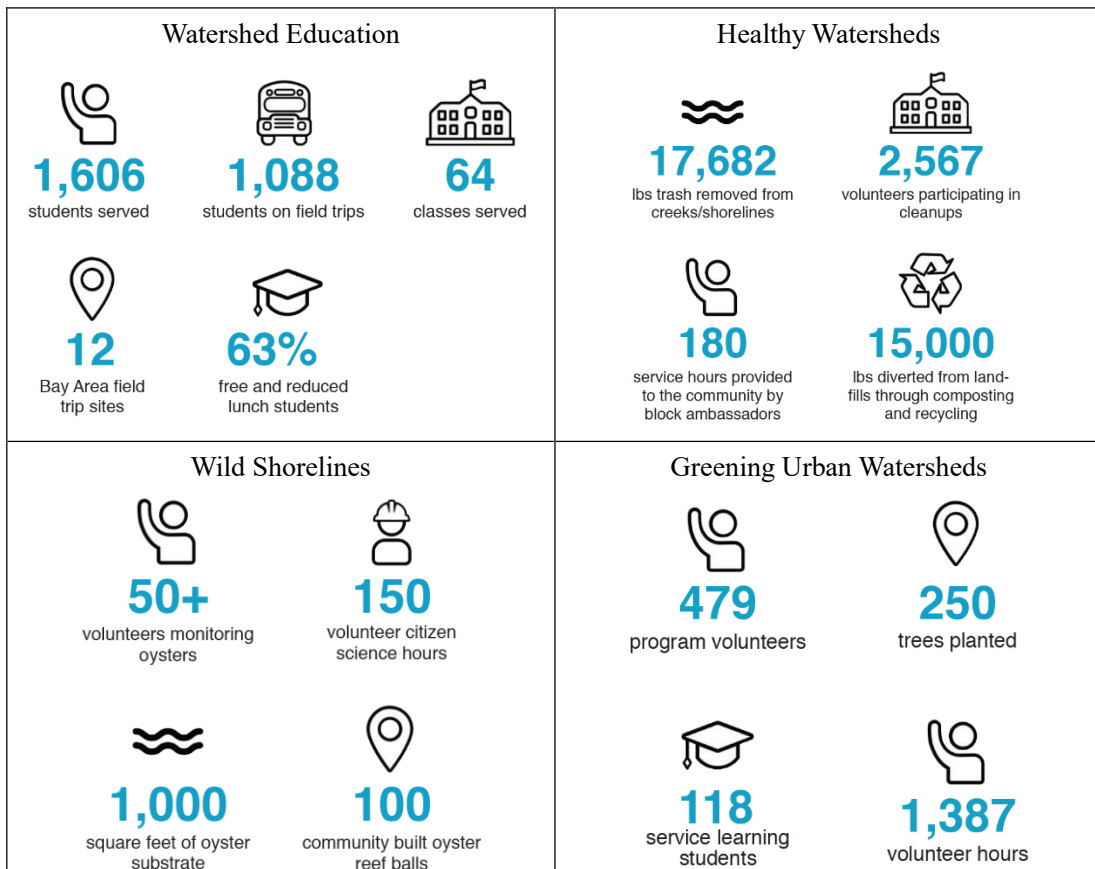
4. The Watershed Project⁹

4.1 組織概要

- カリフォルニア州リッチモンド市の環境 NPO。
- 環境 NPO・San Francisco Estuary Institute の教育部門として 1987 年発足。1997 年に 501(c)(3) 団体・The Aquatic Outreach Institute として承認。2004 年に現名称に変更。
- 役員 6 名、スタッフ 15 名等。

4.2 活動概要

- 活動分野 |
 ベイエリアのコミュニティにおいて沿岸環境の理解、尊重、保護を目的とする。
 対象地域はベイエリアの 9 つの郡。
- アプローチ |
 地域の学生、教師、ボランティアと連携してプログラムを実施。
 草の根の組織や若者を支援。
- 以下のように、指標を Annual Report に提示している。これらの指標の評価や価値が財政支援側と共有されているか要調査。



⁹ <http://thewatershedproject.org/>



図 1 活動指標¹⁰

4.3 財務状況

- 2016 年度（2016 年 7 月～2017 年 6 月）の財務状況は以下の通りである。
 - 同組織のウェブサイト情報によると財政規模は年間 60 万ドル強。
 - 支出のうちプログラムが 88%とほとんどを占める。
 - 収入のうち 50%は政府のコントラクト（供与元が用意するプロジェクト・プログラムの仕様書に基づいて提案。コンサルティング等の役務に近い）。財団からの収入が 32%、政府のグラントが 10%と続く。個人や企業からのメンバー収入は 5%に過ぎない。

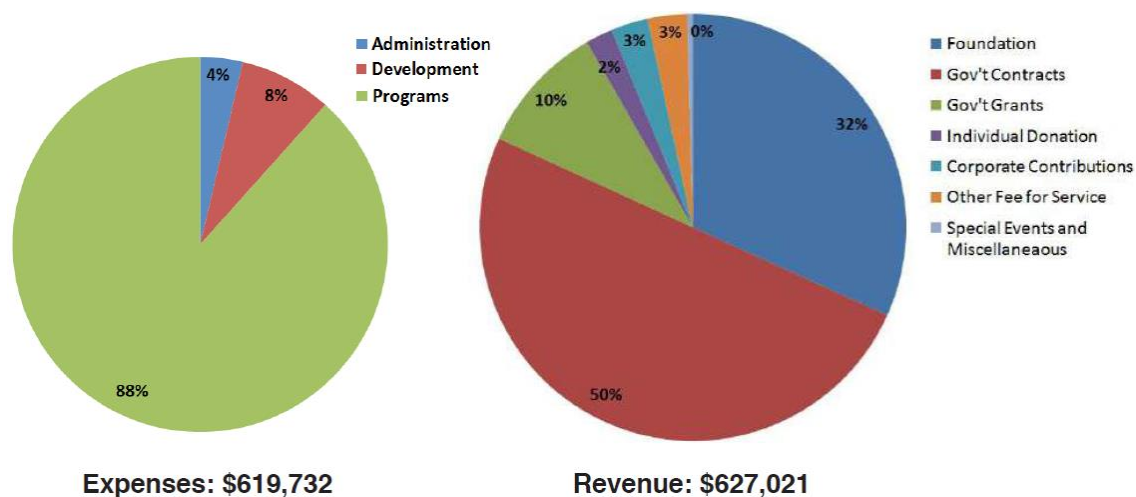


図 2 財務状況¹¹

¹⁰ 2016-17 Annual Report

¹¹ 2016-17 Annual Report

別添 3

- Guidestar にて公表されている財務情報を以下にまとめる。

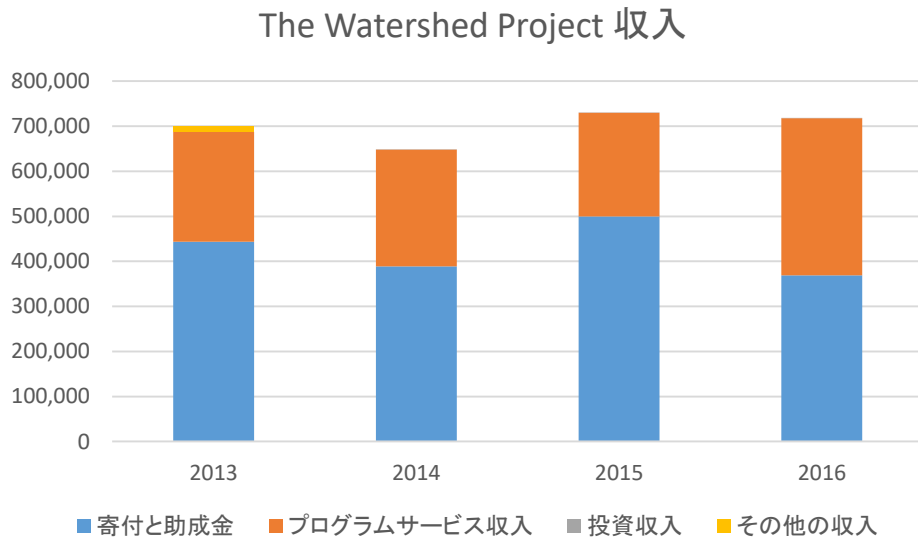


図 3 収入の推移 (2013～2016 年) (ドル)

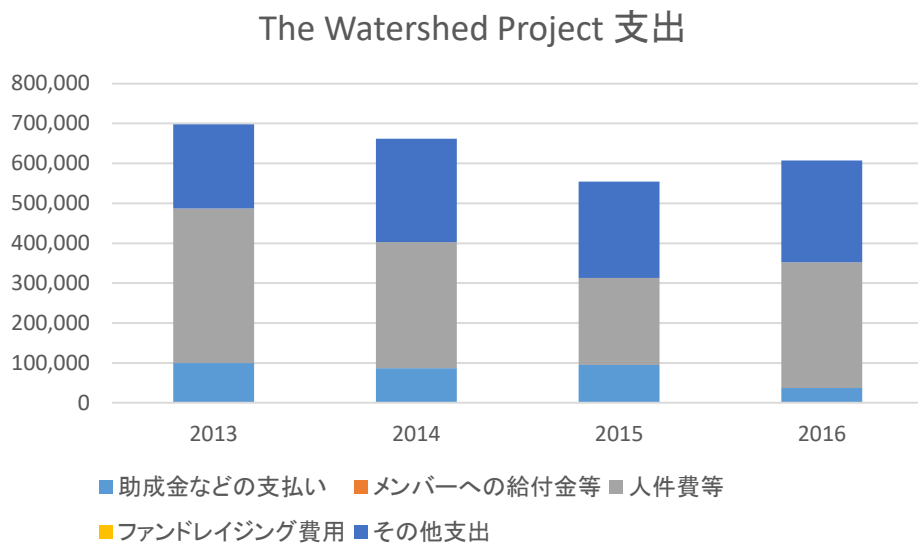


図 4 支出の推移 (2013 年～2016 年) (ドル)

5. Greenaction for Health and Environmental Justice¹²

5.1 組織概要

- カリフォルニア州サンフランシスコ市の環境 NPO。
- 低所得者、労働者、先住民などのコミュニティを含んだ他民族の草の根的組織であり、そのようなネットワークと社会構成を掲げている。
- 1997 年、環境公正を推進するために、カリフォルニア州およびアリゾナ州のコミュニティが集まり、関連する活動を戦略的に実施するために設立された。
- 501(c)(3)団体。

5.2 活動概要

- 活動分野 | ゼロ廃棄物、汚染地域の清浄化、エネルギーおよび気候の公正、環境公正と市民権に係る政策、先住民の土地保全、ディーゼルからの排出および汚染の削減等。コミュニティの力を動員し、健康を保護し、環境・経済・社会構成に関して政策や企業行動を改善することをミッションとする。
- アプローチ | 不明

5.3 財務状況

- 収入は年間 41 万ドル（2016 年度）。¹³
- Environmental Justice Small Grants Program において、2013、2015、2016 年度にグラントを取得している。（※予算の継続取得、組織の成長等についてヒアリングを行うことを想定する。）

表 5 カリフォルニア州 Environmental Justice Small Grants から得たグラント

年度	予算（ドル）	活動内容
2013	20,000	<ul style="list-style-type: none"> ■ カリフォルニア州ケトルマンシティのコミュニティのメンバーに対するキャパシティビルディングを実施。 ■ 上の教育組織への道を設定（多言語、環境・健康、政策への市民参加）。
2015	20,000	<ul style="list-style-type: none"> ■ ベイエリア等複数のステークホルダーの環境タスクフォースを運営。 ■ 公的な会合、コミュニティの報告ウェブサイト構築、地域の環境や住民の健康の向上に向けたワークを実施。
2016	50,000	<ul style="list-style-type: none"> ■ ベイエリア（交通流の多い場所）において、環境汚染等に関するキャパシティビルディング、報告・記録のプラットフォーム構築、コミュニティへの環境影響低減等を実施。 ■ 多言語コミュニティの世話、教育、訓練、異なるステークホルダー間の妥結などを行うタスクフォースを運営。

¹² <http://greenaction.org/>

¹³ Guidestar（米国内の NPO に関する情報提供サイト）

別添 3

- Guidestar にて公表されている財務情報を以下にまとめる。

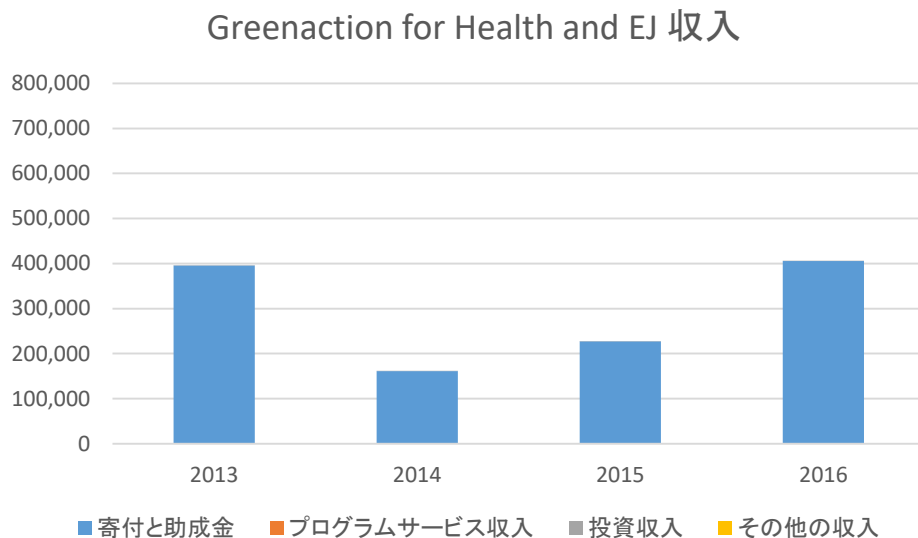


図 5 収入の推移 (2013～2016 年) (ドル)

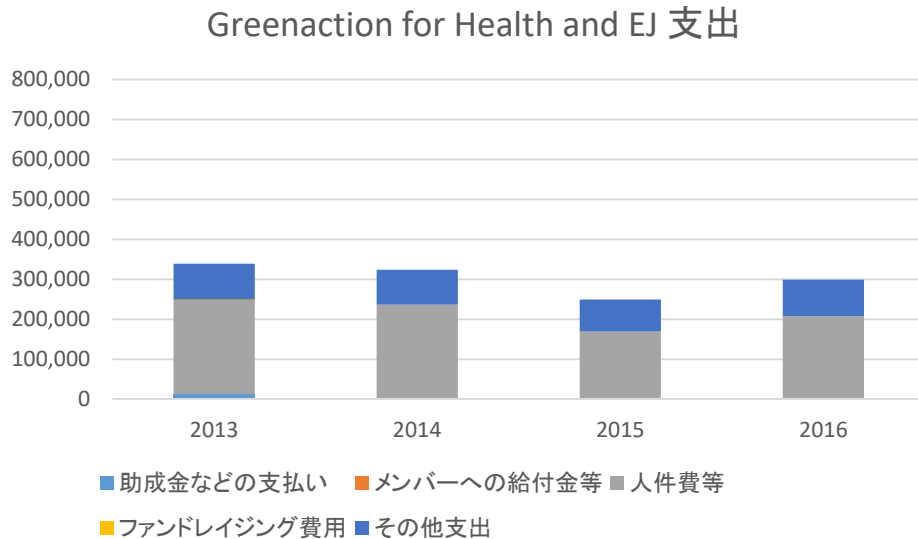


図 6 支出の推移 (2013 年～2016 年) (ドル)

6. Literacy for Environmental Justice¹⁴

6.1 組織概要

- カリフォルニア州サンフランシスコ市の環境 NPO。
- 1998 年、南東サンフランシスコにおいて、アドボカシー活動やフィールドワークにおいて住民と協働し、環境教育や生態系の保全のために設立された。
- 501(c)(3)団体。

6.2 活動概要

- 活動分野 | 都市の緑化、環境教育、コミュニティ教育、労働力育成等。南サンフランシスコにおける生態系・環境スチュワードシップやコミュニティ開発を促進する。
- アプローチ | 不明

6.3 財務状況

- 収入は年間 63 万ドル（2016 年度）。¹⁵
- サンフランシスコ市の以下のグラントを取得している。

表 6 サンフランシスコ市から得たグラント

種類	予算（ドル）	活動内容
Zero Waste Grant Program	20,000	<ul style="list-style-type: none"> ■ プログラムは、省資源、リユース、リサイクル、コンポスト化を通じてサンフランシスコ市のゼロ廃棄物に貢献するための NPO 向けグラント。 ■ ワークショップ、コンポスト化やリサイクルの実施、有価物の回収、戦略策定等も含まれる。 ■ 本組織が行った内容は不明。
Environmental Justice	不明	<ul style="list-style-type: none"> ■ プログラムは、市内の汚染度の高い 2 地域を改善することを目的とした NPO 向けのグラント。プロジェクトとしては、低所得者の住宅への太陽光発電設置、都市型農業、健康な食物などが含まれる。USEPA 等外部からのグラントに応じて公募を実施。 ■ 本組織が行った内容は不明。

- Pisces Foundation から、コミュニティ分野での助成を得ている（2015 年度、10,000 ドル）。内容は要確認。（政府機関および財団の双方から財政支援を得ている環境 NGO 等としてヒアリングを行う。）

¹⁴ <https://www.lejyouth.org/>

¹⁵ Guidestar（米国内の NPO に関する情報提供サイト）

別添 3

- Guidestar にて公表されている財務情報を以下にまとめる。

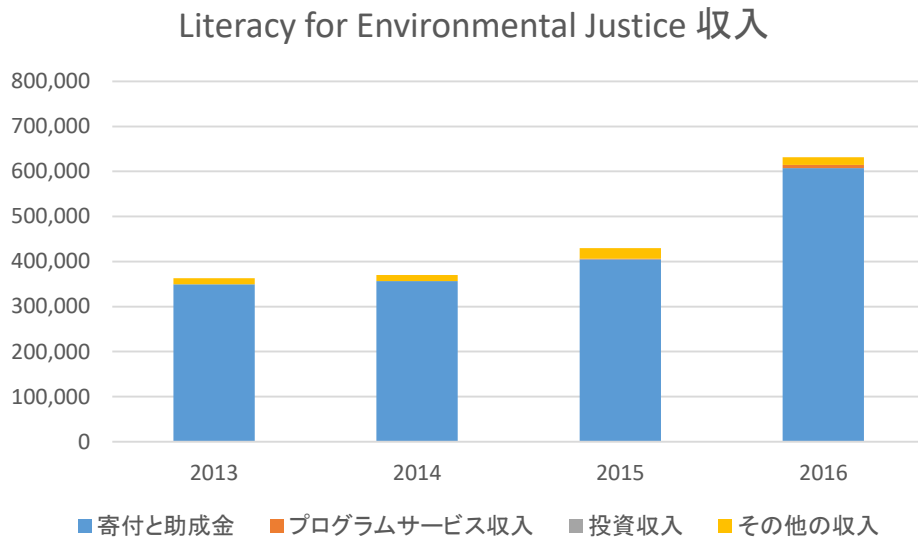


図 7 収入の推移 (2013～2016 年) (ドル)

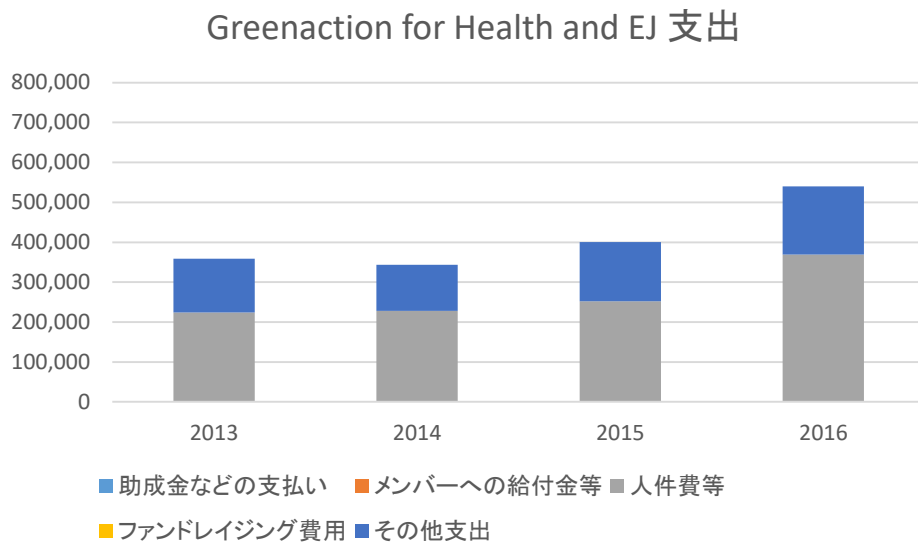


図 8 支出の推移 (2013 年～2016 年) (ドル)

別添 3

調査機関概要（ドイツ）

1. ドイツ連邦自然保護庁（BfN）	1
1.1. 組織概要	1
1.2. 活動概要	1
1.3. 財政支援制度	1
2. NRW 州 環境・農業・保全・消費者保護省	3
2.1 組織概要	3
2.2 活動概要	3
2.3 財政支援制度	3
3. NABU NRW	5
3.1 組織概要	5
3.2 活動概要	5
3.3 財務状況	5
4. Landesnaturschutzverband Baden-Württemberg e. V. (LNV)	6
4.1 組織概要	6
4.2 活動概要	6
4.3 財務状況	6
5. NaturFreunde ヴュルテンベルク	7
5.1 組織概要	7
5.2 活動概要	7
5.3 財務状況	7
6. ARGE Nord-Ost	8
6.1 組織概要	8
6.2 活動概要	8
6.3 財務状況	8
7. BW 州（環境・気候保全・エネルギー省等）	9
7.1 組織概要（環境・気候保全・エネルギー省）	9
7.2 活動概要	9
7.3 財政支援	9

1. ドイツ連邦自然保護庁 (BfN) ¹

1.1. 組織概要

- BfN は、国内及び国際的な自然保護に関与する、ドイツ連邦環境・自然保護・原子力安全省 (BMU) 傘下の機関である。ボン本部の他、ライプツィヒとヴィルム島に事務所を有する。
- 大きく分けて専門第一部と第二部からなる。
 - 専門第一部：名古屋議定書やワシントン条約の執行、生態系サービスの評価等を実施。
 - 専門第二部：動植物の種の保存、ビオトープ建設を含む大規模地域保全、持続可能な農業・林業、自然・景観計画・プロジェクト及び再エネ関連 (ライプツィヒ事務所)、海洋生物の保護・渡り鳥のモニタリング (ヴィルム島の事務所) 等を実施。
※ その他、計画・調整・品質保証担当課と国際会議担当課等がある。

1.2. 活動概要

- BfN の根拠法に基づき、以下の役割を担っている。
 - 自然保護と景観マネジメントに係る行政 (国際条約等の国内法制化を含む)
 - 自然保護、土地保全及び国際協力において、BMU を技術的・科学的に支援 (経済水域の管理等)
 - 自然保護と景観マネジメントに係る責務を果たすための科学研究の実施
 - BMU によって委託された業務の実施

※BfN は、自ら研究を行う 46 の連邦機関の一つでもある。

1.3. 財政支援制度

- 自然保護庁は、自然保護を目的とする政府のファンディングプログラムを実施及び運営を行っており、以下の 5 つの制度がある。
- 表 1 の①～⑤の制度について、環境 NGO/NPO のみを受領できる制度は④となる。同団体も助成金を申請・受領している制度は①と②になる。③については、(理論的には助成金を申請・受領できるが) 大規模案件であることから、団体にとって、25%の自己負担分の調達が大きな負担となるため、団体が本助成金を受けることは困難であり、過去の受領実績もない。⑤については、BfN に必要な研究開発を支援する制度となる。

表 1 BfN による主なファンディング制度

制度	概要
①生物多様性プロジェクト助成金制度	国家生物多様性戦略を遂行するプロジェクトを支援。

¹ <https://www.bfn.de>

別添 3

制度	概要
②試験開発プロジェクト助成金制度	革新的な自然保全事業コンセプトの実証と更なる発展に資するプロジェクトを支援。
③大規模自然保全プロジェクト助成金制度	国家を代表する重要な自然と景観の保全するプロジェクトを支援。
④環境・自然保護団体への助成金制度	自然環境保護に係る社会・市民啓発プロジェクトを支援。
⑤研究開発事業支援制度	BfNに必要な研究開発を支援

(出所) BfN ウェブサイト²、BfN リーフレット³より作成

² <https://www.bfn.de/en/grantsfunding.html>

³ https://www.bfn.de/fileadmin/MDB/documents/wiruberuns/SelbstdarstellungBFN_english.pdf

2. NRW 州 環境・農業・保全・消費者保護省⁴

(The Ministry for Environment, Agriculture, Conservation and Consumer Protection (MULNV))

2.1 組織概要

- NRW 州政府の組織であり、本拠地はデュッセルドルフ。

2.2 活動概要

- 担当分野は、地方開発・土地整理、自然・景観保全・漁業、廃棄物管理・汚染管理・水資源管理（環境保護設備を含む）、グリーン課税等
- 担当分野において、連邦政府、州政府、EU の法律の執行（州法については法案作成を含む）及び様々な実施機関を通じた業務の実施プロセスの監督及び管理を行っている。

2.3 財政支援制度

- NRW 州環境・農業・保全・消費者保護省（NRW 州環境省）による環境 NGO 等への財政支援制度は以下の表 2 の通りとなる。

表 2 NRW 州環境省による環境 NGO 等への財政支援制度

制度	概要
エコステーションへの助成	自然・景観保護に係る州法(2000 年)に基づき、NRW 州各地域の動植物と景観の保全（EU 指令に基づく Nature 2000 の実施を含む）を行うエコステーションへの助成を行う。
自然保護助成	自然・景観保護に係る州法(2000 年)に基づき、各郡の景観計画の具体的な実施（NRW 州各地域の自然資源、動植物とその多様性、景観の保全等）に対する助成を行う。
欧州農業農村振興基金（EAFRD(ドイツ語では ELER)）による助成	EU 農業農村振興基金が支援する EU 地方開発方針 2014-2020 に基づき、農業慣行や環境に配慮した耕作方法に適した動植物種や生物多様性の保全に係る活動に対する助成を行う。
持続可能な開発のための教育（ESD）助成	NRW 州における ESD の普及のために、各郡の ESD の拠点づくりのために助成を行う。

(出所) NRW 州へのインタビュー、NRW 州ウェブサイト

- 上記に加え、NRW 州の 2 つ財団も環境 NGO へ助成を行っている。その内容は以下の

⁴ <https://www.umwelt.nrw.de/english/>

別添 3

表 3 の通りとなる。

表 3 NRW 州の財団による環境 NGO 等への助成概要

制度	概要
NRW 州自然・郷土・文化保全財団	NRW 州における自然・景観保護（不動産、動産の取得・改修等）や歴史・文化保護（歴史的建造物の保全等）の活動に対して助成を行う。
NRW 州環境開発財団	NRW 州における環境教育、資源保全、気候と環境保護、開発教育と情報、グローバルラーニング、フェアトレード／公正な調達、組織開発プロセス関連の活動に対して助成を行う。

(出所) NRW 州へのインタビュー、NRW 州財団ウェブサイト

3. NABU NRW⁵

3.1 組織概要

- ドイツの5大環境団体の一つであるNABUの州レベルの組織。スタッフ数は25人、会員数は85,000。傘下に、市町村レベルの120団体・地域グループを有する。
- NABU NRW傘下には、以下の組織がある。
 - 44の自然保護センター(自然保護ステーション等名前は様々、スタッフは約10~25人/センター)
 - 80の地域グループ(NRW州の全52郡に1以上の地域グループがある)、研修センター(学校での研修を実施、スタッフは約20名)
- 傘下の組織は、登録社団法人であり、地元の自然環境保護の活動を行う。その活動費は、州からの分配金と各地域から得た資金がある。なお、州傘下の組織形態について、州によって異なる。例えば、BW州は、NABU BWに付属組織となっている。

3.2 活動概要

- 活動分野は、動植物(生物多様性保全プロジェクト等の実施)、自然と景観(生息環境や森林保全活動等)、環境と資源(化石燃料の使用制限及び再エネの持続的な開発に係るアドボカシー等)となる。
- 活動アプローチは、プロジェクトの実施及びアドボカシーとなる。
- NRW州の共同事務所の運営メンバー団体の一つでもある。

3.3 財務状況

- 2017年度のNABU NRWの年次報告によると歳入は以下の表4の通りとなる。

表4 NABU NRWの歳入内訳

歳入	金額 (€)
会員費	804,065
寄付	127,236
罰金	5345
プロジェクト助成	376,761
事業収入	4,392
費用回収	616,134
その他	12,112
合計	1,946,047

(出所) NABU NRWの年次報告(2017年)

⁵ <https://nrw.nabu.de/>

別添 3

4. Landesnaturschutzverband Baden-Württemberg e. V. (LNV)⁶

4.1 組織概要

- LNV は、BW 州の 3 つの大規模 NGO (BUND、NABU、LNV) の一つである。所在地は、BW 州のシュトゥットガルト。
- 1971 年の欧州自然保護年を契機に、BW 州に設立された自然保護団体の連合体。傘下に 32 の団体会員を有する。傘下の団体には、BW 州の 8 つ承認自然保護団体 (BUND と NABU は除く) が含まれる⁷。LNV の団体会員の規模は様々であり、それぞれ 40 人から 200 人超の個人会員を有し、それらの団体会員の個人会員数の合計は 54 万人となる。団体会員の活動分野は自然保護だけでなく、トレッキング団体や狩猟団体など様々。
- LNV は、上記体制とは別に、地理的に 2 層構造であり、州レベルの LNV と (4 つの郡の下にある) 作業グループ (Arbeit Gruppe) からなる。
- LNV のスタッフ数は 5 人であるが、人件費は 3.5 人分で残りはボランティアとなる。また、水、法律、大気、廃棄物やエネルギー等の 15 人の専門家 (ボランティア) と協働している。

4.2 活動概要

- 主な活動内容は、以下の通りとなる。
 - 公的機関の自然環境やランドスケープに係る計画やプロジェクトについての具申
 - ※ 傘下の 8 つの承認団体の意見を取り纏め州の計画等に反映させていく役割を担っている。それ以外の団体会員や作業グループについては、必要に応じて意見提出を促している。
 - 自然・環境保全に関連する法的・組織的課題についての提言
 - メンバー組織への情報提供
 - 自然や環境保全に係る国民意識の向上
 - 自然や環境保全に関する訴訟

4.3 財務状況

- 2017 年度の総収入は 409,939.70 ユーロであり、内、約 13%が会員費 (54,424.18 ユーロ)、78%が NRW 州の制度的助成 (320,000 ユーロ)、約 1%がプロジェクト助成 (4,710.16 ユーロ)。
- 2017 年度の総支出は 408,286.1 ユーロ。内、約 66%が人件費 (268,712.27 ユーロ)、約 25%が物品費 (約 100,827 ユーロ)、約 4.4%がプロジェクト費用 (約 17,959 ユーロ)

⁶ <https://lnv-bw.de/the-umbrella-association-for-nature-conservation/>

⁷ BW 州全体では承認自然保護団体は 11 あり、NABU、BUND、LNV 自身以外の承認自然保護団体は全て LNV の団体会員。

5. NaturFreunde ヴュルテンベルク⁸

5.1 組織概要

- 国際 NGO である NaturFreunde（英語名は Friends of Nature、本部はオーストリア、1895 年設立）傘下のドイツ NaturFreunde の下部組織。
- ドイツ NaturFreunde⁹は、環境保護、エコツーリズム、スポーツ及び文化に関して、社会生態学的及び社会政治的な活動を行う団体。7 万人以上のメンバーと社会の持続可能な開発のために 600 以上の地域部グループボランティアを有する。
- NaturFreunde ヴュルテンベルク（訪問先）は、ドイツ NaturFreunde の下部組織であり、10,000 人のメンバーと 100 の地域グループボランティアを有する。
- NaturFreunde ヴュルテンベルクの理事メンバー（ボランティア）は 8 人。有給の事務所スタッフは 9 人であり、うち 6 人は常駐、3 人はパートタイム。会員数は 9,000 人。

5.2 活動概要

- 活動分野は、自然体験の提供、エコツーリズム、環境保全（環境対話の実施、当局の計画や事業に係る意見表明や訴訟等）、市民参加促進事業となる。
- 活動アプローチは、自然保護の家（※）、プロジェクトの実施やアドボカシーとなる。
※ 自然の家：第一次世界大戦後、社会問題を自然保護活動で解決していこうという運動が生じ、建設された自然を楽しむ宿泊設備・レストラン等の施設。このような施設を持っている点が他の環境団体と異なる点。

5.3 財務状況

- 2017 年の総収入は 51 万 1 千ユーロ（内訳として、会員費 20 万ユーロ超、寄付金 5,000～10,000 ユーロ、助成金 12 万 5,000 ユーロを含む）。
- 主な支出は、人件費（専門家雇用を含む）・雑費（オフィス賃借料・物品費）は 38 万 9,000 ユーロ、直営の 5 つの自然の家の改修費は 10 万 9,000 ユーロ。

⁸ <https://www.naturfreunde-wuerttemberg.de/>

⁹ <https://www.naturfreunde.de/>

別添 3

6. ARGE Nord-Ost ¹⁰

6.1 組織概要

- BW 州シュトゥットガルトの非営利の登録協会であり、自然保護活動を行う公益認定の組織（免税）。
- アンブレラ組織であり、高速道路建設計画区域 12km 沿いの村の組織を取り纏めている。会員数は 150 人おり、20 人のアクティブ会員を有する（各組織の会員数を合計すれば数千人になる）。
- ミッションは北東シュトゥットガルトの価値有るオープンスペースを保全することとなっている。

6.2 活動概要

- 活動内容：活動分野は、シュトゥットガルト市北部 2 地域の環境再生と保全。
- 活動アプローチ：プロジェクトの実施、アドボカシー

6.3 財務状況

- 年間の予算規模は、4,000～40,000 ユーロ。本レンジは、土地の購入の有無により生じるもの。その内訳は以下の通り：
 - 会員費：1,500 ユーロ（12 ユーロ/人）
 - 寄付：2,000～10,000 ユーロ
 - シュトゥットガルト市からの助成金：3,000 ユーロ
- ※ 連邦・州政府からの資金は得ていない。受領している公的資金は、上記のシュトゥットガルト市からの資金のみ。

¹⁰ <http://www.arge-nord-ost.de/>

7. BW 州（環境・気候保全・エネルギー省¹¹等）

7.1 組織概要（環境・気候保全・エネルギー省）

- BW 州政府の組織であり、本拠地はシュトゥットガルト。

7.2 活動概要

- 担当分野は、エネルギー移行と原子力のフェーズアウト、気候保全、再エネ拡大、自然資源保全、自然保護区、持続可能性事項、資源効率性と環境技術及び国際協力
- 担当分野における連邦政府、州政府、EU の法律の執行（州法については法案作成を含む）及び様々な実施機関を通じた業務実施プロセスの監督及び管理を行っている。

7.3 財政支援¹²

表 5 BW 州の財政支援概要

プログラム	内容等
持続可能な開発のためのモデルプロジェクト	持続可能な開発に関する教育を行う非営利活動を支援。教育プログラムに最大 2 万ユーロを供与。LUBW（BW 州環境・計測・自然環境研究所、@カールスルーエ）が監督。
地域別 PV ネットワークの推進	太陽光発電システムの構築のため、情報、助言、ネットワーキング活動を支援する。BW 州内の各地域におけるコンサルティングやネットワーク創出が対象。
KLIMOPASS	BW 州政府の温暖化適応計画の実施事業。コンサルテーション、情報イベント、各種分析、熱中症対策等。NPO も対象。
FAKT（環境、気候変動、動物福祉のためのファンディングプログラム）	文化的景観の保全保護、気候変動からの保護、水・土壌等天然資源の保全、生物多様性の保全と改善を目的として、主に農業への予算を拠出している。「BW 州農村発展プログラム 2014-2020」（MEPL III）の予算の 1/3 を充てている。
ERDF 資金の活用	ERDF（欧州地域開発基金）の予算を用いて、環境省は、リンの回収・再利用、気候変動対策、エネルギーネットワーク・効率化の支援プログラムを実施。

（出所）BW 州ウェブサイト

¹¹ <https://um.baden-wuerttemberg.de/de/startseite/>

¹² <https://um.baden-wuerttemberg.de/de/umwelt-natur/naturschutz/instrumente-des-naturschutzes/landesprogramme/>,
<https://um.baden-wuerttemberg.de/de/klima/informieren-beraten-foerdern/klimopass/>

別添 4 : 検討委員会議事録

別添 4

「欧米の環境 NGO・NPO に対する政府からの財政支援に関する調査」第 1 回検討委員会 議事概要

日時 : 2018 年 11 月 21 日 (水) 10:00~12:00
場所 : みずほ情報総研 会議室
事務局 : みずほ情報総研株式会社

1. 開会

開会にあたり、事務局より出席者の紹介及び資料確認があった。

2. 議事

(1) 調査及び検討委員会の概要

環境再生保全機構より、資料 1 に基づき、調査及び検討委員会の概要について説明があった。

(2) 現地調査の方針、調査機関の検討

事務局より、資料 2、資料 3 に基づき、現地調査の方針及び、調査機関の候補について説明があった。

(3) 議論

■調査項目及び対象機関

(柏木委員)

質問項目についてコメントする。NPO 側は、活動をフィールド活動、アドボカシー活動とで厳密には分けていないのではないかと。きちんと定義して使わない限り誤解を呼ぶ恐れがある。例えば、調査研究を行い、その結果を公表して社会に対してインパクトを与えた場合、フィールド活動（サービス活動）でもありアドボカシー活動でもあると理解されることが多いと思われる。

助成資金には、事業支援、seed money、capacity building、capital campaign など様々な種類があり、調査においてはその性格を明確にすべき。

政府資金と民間資金とを比べると、政府は政策に基づき目的が決まっている一方で、民間では自由が利くというような違いがある。民間の General fund は用途が規定されていない助成金であり、事業助成でカバーされない家賃や人件費などに充たさ

れることが多いと考えられる。capacity building は、助成を受けた団体自体のキャパシティの向上（具体的には理事会や会員の増加や強化、ファンドレイジング能力の向上、スタッフのキャパシティ向上など）に用いられることになる。サービス活動（フィールド活動）の対象者に対してキャパシティを引き上げるための活動は、基本的に事業助成となると考えられる。一方で、政府資金が capacity building に活用されるケースは少ないのではないか。

Guidestar¹では、中小団体も含めて、また 501(c)(3)²団体以外も含めて、全国の NPO の活動状況を公開している。990 書式も閲覧できるため参照すると良い。

政府の出資の方法は自治体によって異なるため、サンフランシスコ市以外に、オークランド市、デイビス市、サクラメント市（いずれもカリフォルニア州）等も調査対象に追加できると良い。

ヒアリング時間は長くて 2 時間程度と考えられるため、資料 2 に記載されている質問項目のうち、どの部分を深掘りするかを予め検討しておくべき。

(大久保委員)

資料全体として、昨年度の調査結果を踏まえて、体系立てて設定されている。

¹ <https://www.guidestar.org/Home.aspx>

² 501(c)(3) Organizations とは |

- 米国内国歳入法 501(c)(3)に基づいて課税が免除される非営利団体のことであり、以下のいずれかを目的とした団体のことをいう。
- 慈善、宗教、教育、科学、文学、公共の安全のための検査、国内外のアマチュアスポーツ競技の育成、子供や動物に対する虐待の防止
- 本規定に属する団体は、「公共の安全のための検査」を行う団体以外は、課税控除の対象となる寄付金を受け取れる（本団体に寄付を行った人が課税控除を受けられる）。
- 本団体は政治や立法に関わる活動の制限を受けることとなる。立法へ影響を及ぼす活動が組織全体の活動の相当部分を占めること（※）、及び政治的候補者の支援や反対に係る運動に参加することはできないこととなっている。（※）相当な部分を占めるかどうかは、費やされた時間や費用を含む様々な要素によって判断される。

501(c)(4) Organizations とは |

- 米国内国歳入法 501(c)(4)に基づいて課税が免除される非営利団体のことであり、以下のいずれかのタイプに属し、それぞれの資格条件を満たした団体のことをいう。
- 社会福祉団体：営利目的ではなく社会福祉の促進のためのみに運営されている市民連盟・組織
- 地域の被雇用者連合：特定の自治体における指定された個人の被雇用者にメンバーシップが限定され、純利益が慈善、教育やレクリエーションの目的のみに使用されるもの
- 組織のプログラムに密接に関連する立法を求めることは、社会福祉の実現の手段として許されるものという考えに基づき、501(c)(4)団体は、組織の唯一または第一の活動としてロビー活動を行うことで、課税控除のステータスを失うことなく、その課税控除の目的を促進することができる。

(出所) 米国内国歳入庁ウェブサイト

別添 4

ドイツでは、NPOの承認制度というものがあり、承認団体は訴訟の権利を有している。支援制度の調査にあたっては、承認団体かどうかを要件としているか調査項目に加えるべき。なお、ネットワーク団体は承認団体であるが、政策形成のパートナーとして認識されており、育成の対象とは見られていない。

NGOの候補に挙げられている Grune Liga は東ドイツの活動が基になっている。1990年ごろドイツ政府へヒアリングをした際、東側の NGO 活動は西側と比べて弱いため育成の支援が必要とのコメントを得た。同団体について、どのように変化をしたのかを含めて調査すると面白いと考えられる。

UfU は、訴訟制度や参加制度等、政策提言の基礎調査を行っており、環境団体の情報を持っている。ヒアリングの方法として、UfU そのものについて聞くという方法と、環境 NGO の全体的な動向を聞くという2つの方法が考えられる。

BuildingCents は ESD (Education for Sustainable Development) の予算が付いた活動を行なっているようで、環境 NGO の一般的な事例ではないかもしれない。

BW 州の特徴は、州レベルのネットワーク団体（同州の場合は LNV）の活動が法的にも位置づけられていることであり、そのような州は限られているため調査対象として妥当。NGO が中小の場合には特に、オフィスの借上費用や事務経費が負担になっており、ネットワーク団体等でのオフィスや事務負担の共同化が望ましいととらえられている可能性がある。ノルトライン・ウェストファーレン州（NV 州）ではそれを実施していると聞いており、自然保護庁（BfN）へのヒアリングでボンに行くのであれば、NV 州の機関（デュッセルドルフ市）に聞くという方法も考えられる。

連邦環境庁（UBA）は、連邦政府の承認団体に関する権限を司っており、NGO 活動にとって非常に重要な機関。どのような趣旨でプロジェクト支援を行なっているのかを調査すべき。UBA のコンタクト先を把握している。

BfN については、現時点の下調べの段階で把握できていない NGO 向けの助成制度が存在するのかもしれない。

質問項目が体系立っているのは、ドイツ人にとっては喜ばしいものである。全ての質問を網羅した質問票を示して、全体として聞きたいことを伝えておき、その中で特に聞きたいポイントを明示するなどメリハリをつけることが重要である。政府や州のネットワーク団体は、上記の方法でよいが、小さな団体の場合は、依頼する際に質問

リストを大項目程度にしておかないと、面倒だと思われ対応してもらえないかもしれない。

(柏木委員)

米国のネットワーク団体としては、IS (Independent Sector³)、CAN (California Association of Nonprofits⁴)、InterAction⁵が挙げられるが、環境分野に特化したものではない。

コントラクトとグラントの分類の定義が、団体によって異なる可能性があるため確認したほうが良い。

California Environmental Justice Alliance は、501(c)(3)ではないようである。関連組織の Environmental Health Coalition^{501(c)(3)}が、カリフォルニア州 Environmental Justice Small Grants を直接受領していると考えられる。このような形態を fiscal sponsorship と言う。いわば、資金をトンネルさせているように見えるが、助成事業の実施や報告の責任は、fiscal sponsor である Environmental Health Coalition が持つことになる。

■ 日程やアポイントの方法等

(柏木委員)

政府系機関は多くの部署が関わるため、NPO に比べて返事をもらうのに時間がかかると思われる。カリフォルニア州 EPA は外せないなので、この予定を最優先して調査日程を組むべき。

(大久保委員)

UFU と UBA は 12 月 3 日に大事な会議を控え多忙と思われるが、それ以降なら返事がもらえると思う。海外調査の日程としては、2 月 18 日 (月) からの週を予定している。24 日 (日) までに帰国しなければならないが、その前の 2 月 14 日 (木)、15 日 (金) も可能。ドイツはクリスマス休暇入りが早いため、遅くとも 12 月 10 日の週にヒアリング依頼を送付する必要がある。調査の目的・趣旨、何のために活用するか、質問項目を合わせて依頼するべき。

(4) 今後のスケジュール案

³ <https://independentsector.org/>

⁴ <https://calnonprofits.org/>

⁵ <https://www.interaction.org/>

別添 4

事務局より、資料 4 に基づき、今後のスケジュール案について説明があった。

3. 閉会

以上

「欧米の環境 NGO・NPO に対する政府からの財政支援に関する調査」第 2 回検討委員会 議事概要

日時 : 2019 年 3 月 8 日 (水) 15:00~18:00
場所 : 環境再生保全機構 会議室
事務局 : みずほ情報総研株式会社

1. 開会

開会にあたり、事務局より出席者の紹介及び資料確認があった。

2. 議事

(1) 事務局からの報告

事務局より、資料 1 に基づき、米国調査について報告があった。

(2) 議論

米国調査に係る議論の内容は以下の通りとなる。

(柏木委員)

資料 1 の P6 「501(c)3 団体は税法上ロビー活動ができない」とあるが、同団体は、特定法案を通すための議員への働きかけ等のロビー活動費用については、それを別会計とすれば、実施することができることとなっている。ただ、それが煩雑な手続を必要とするため行わない団体が多い状況である。なお、環境一般の政策の成立等に係る働きかけであるアドボカシーは 501(c)3 団体でも実施できることになっている¹（「間接ロビー」、「グラスルーツ・ロビー」などと称することがある²）。

資料 1 の P15 に記載のある CDFI (Community Development Financial Institution)³は民間 NPO であり、その財源は教会、財団、個人、政府等からの資金（無利子も含む融資）となる。当該資金を低利子でブリッジローンとして NPO 等へ貸し付けている。日本で言う NPO バンクに相当するもの。住宅建設の分野でも事例があ

¹ 特定の法律や法案に関してではなく、政策に対する働きかけであればロビー活動とはみなされない。

² 草の根ロビー=間接ロビーは、直接ロビーに対応する概念。直接ロビーは、特定の法律や法案に関して、行政、議会（議員）、政党などへの働きかけをいう。草の根ロビーは、市民（有権者）に特定の法律や法案に関して、有権者に向けて、行政、議会（議員）、政党などに働きかけることを求める行動をいう。

³ CDFI は、銀行、信用金庫、ローンファンド、ベンチャーキャピタルファンドの 4 つに分類される。このうち、Watershed Project が融資を受けた先の団体、Northern California Community Loan Fund (NCCLF) のようなローンファンドは、通常、NPO。なお、CDFI という場合、一般的に財務省から認可を受け、資金を受けながら活動を行う。NCCLF もそうした CDFI のひとつ。

別添 4

るのではないか⁴。

本調査では、カリフォルニア州、サンフランシスコ市及び小規模都市であるサクラメント市を対象とし、比較的小規模な財政支援制度であったからか、支援対象プロジェクトの成果を示すものとして定量指標（Output）を求めるとされていた。一方で、近年の流れは、社会分野のプロジェクトは、その社会的インパクトまで示すことを求めることが多い。Environmental Justice small grant は、小規模支援となるため、インパクトの提示まで求めていないと考えられる。

調査対象の財政支援制度では、人件費をカバーできていることになっているが、時給などの規定を設けていない。例えば、500万円の助成のうち、6割（300万）が人件費とすると、カリフォルニアの場合、（高賃金であるため）20時間/週も難しいのではないか。よって、細かい制約はないのだろう。一方で、多くの場合、地域の職種に応じた平均賃金や世間相場と比較して、極端に上下していれば、行政からも指摘があるだろう。日本では職種によらない人件費設定が多く、その点が異なる。

NPO サイドからすると、助成金がカバーする管理費の割合は低いと思うだろうが、間接経費を一定割合認められていれば、助成金を得ることにより、（間接業務が資金的にカバーされず）大変になるということがない。オーバーヘッドを認めるということとは大事。

（道家委員）

財政支援を行う行政側の傾向（予算等）について気づかれた点はあるか伺いたい。具体的には、例えば、NGO に依頼することで、ある業務のコストが低減する等、NGO を支援する価値といった観点からの傾向などをお伺いしたい。

（柏木委員）

今回調査対象の助成制度は法律に基づいて作られているため、当該目的に対する政策ニーズに基づいて、（予算額は）増減するだろう。例えば、温暖化対策については、（そのニーズが高いため）ここ10年から20年で増加傾向にあるなど。

公益活動に関する一般論として、Environment Justice について、行政では手の届かないマイノリティに係る現場の問題やその解決策を知っている者は行政ではなく現場の人々であるということができる。そのため、行政は自ら活動を実施せず、現場の

⁴ FDIC の多くは、低所得者向けの住宅建設を行う NPO、いわゆる Community Development Corporations (CDC) に融資を行っている。NCCLF も同様に、低所得者向け住宅建設に資金提供を行っている。

団体に資金を提供し、活動をしてもらい、その効果を確認するというスタンスを取る。その方が活動コストも低くなるという認識に基づいている。

(道家委員)

NGO 側としては、基金の支援額の増額を希望している。その場合、NGO の役割と行政の役割が示せれば、(当該 NGO の役割に対して) 支援を行う理由付けになると考えている。

(大久保委員)

基金は、そもそも NGO への助成予算を確保し、それを配分している。一方で、米国においては、まずは各政策に予算がつけられ、各政策部局が政策実施のための予算配分を決めるのではないかと考える。政策実施の際、NGO にファンディングした方が、政策実行が進むと考えれば、グラントを提供しているように考えられる。こうした対応は、日本では委託という発想になるが、米国ではグラントで対応しているというように思われる。

カリフォルニア州の助成制度の仕組みについて、(今回調査対象の制度が) 典型例となるのか、特別な例となるのかという点と他の分野と比較した助成規模について伺いたい。また、資料 1 の P9 の精算について、人件費と管理費は別という理解でよいか。

(柏木委員)

福祉分野においては、全国をカバーする法律があり、各州にも政策がある。California Environment Justice Small Grant はカリフォルニア州が策定したものとなっており、州によって独自の特性があると考えられる(もとより Environmental Justice の分野に連邦法があるわけではない)。また、(福祉分野と比較して) 環境分野では大きな助成予算はないのではないかと⁵。但し、「small」と称してはいても日本での助成規模よりは大きい水準である。

P9 の精算について、人件費と管理費は別となる。例えば、グラントが 5 万ドルの場合、1 万ドルがオフィス管理費、4 万ドルが事業費であり、その事業費の 60% が人件

⁵ 2017 年に環境正義法が連邦上下両院に上程されたが、成立していない (<https://www.eli.org/vibrant-environment-blog/environmental-justice-act-2017-monumental-opportunity>)。ただし、連邦 EPA は、Environment Justice Small Grant を実施している。ただし、年間の助成額は 100 万ドル程度で、1 団体当たり 3 万ドルが上限となっており、カリフォルニア州より少ない (<https://www.epa.gov/environmental-justice/environmental-justice-small-grants-program>)。

別添 4

費となる。

(ERCA)

昨年度の調査では、資金供与機関は海洋庁などの連邦機関であったが、今回は州や市の財政支援に焦点を当てており、(より小規模 NGO を対象としているため) 連邦機関からはあまり資金を得ていないという理解でよいか。[資料 1 の P13]

(柏木委員)

今回調査対象とした NGO は地元密着型の活動を行っており、主な公的資金の供給元は州や郡・市などの自治体を中心と思われる。

(大久保委員)

資料 1 の P14 を見ると、政策遂行のために、一定程度グラント予算を確保しているように思われる。ドイツにおいても、各部局が予算のうち一定割合を助成予算として確保し、団体へ供与している。

(柏木委員)

米国においては、NPO が行政に働きかけることで、政策策定・グラント用の予算確保に動かし、そのグラントを獲得しているという状況がある。一方、日本では NGO 等が政策・予算の決定を待って取得対象とするという違いがある。

(ERCA)

資料 1 の P6 の訴訟により得られた予算について、具体的に教えて欲しい。

(事務局)

詳細は確認していない。必要であれば、追加的に確認する。

(柏木委員)

明確にはわからないが、行政が企業を訴え、その賠償金の一部が Environmental Justice の予算に組み込まれるのであると想定する。

(3) 事務局からの報告

事務局より、資料 2 に基づき、ドイツ調査について報告があった。

(4) 議論

ドイツ調査に係る議論の内容は以下の通りとなる。

(大久保委員)

ドイツにおいては、制度的助成とプロジェクト助成がバランスよく設置されている。中でも制度的助成は、承認団体の参加を有効にし、行政自身が情報収集できない環境利益を適切に政策に入れ込むためのものであり、欧州におけるコーポラティズムの伝統が反映されている。制度的助成を受けている LNV は、70 年代に設立された。その背景には、EU が欧州のための環境という取組みを推進している中で、環境 NGO の役割が増大し、その参加を促進する制度を EU 内で整備していく必要性が生じたことがある。

財政支援制度の財源について、各部局が政策遂行のために、助成制度に予算を配分しており、自治体も受領できることになっている（その点は米国と似ている）。また、連邦自然保護庁（BfN）はドイツの大規模自然環境保護団体である Big 5 と政策対話を持っており、当該団体が例えば生物多様性戦略にインプットを行う等、政策形成過程にも入っている。

BfN は助成自体を目的とした組織ではないため、例えば、精算の電子申請、精算の妥当性確認はサンプル調査で実施、小額の助成金については細かな手続きはない等のメリハリある効率的な対応を行っている。

NRW 州財団が団体へ助成を行っている。その財源は宝くじやカジノ等。各州に似たような財団がある。よって、こうした財団の資金を環境ルートに持ってくるということも、環境団体助成の財源確保方法の一案となるだろう。

NaturFreunde ヴュルテンベルクについて、社会から疎外された人々を、環境活動を通して社会に包摂していくという活動に対して助成が出ている。このようなあり方は日本でも考えられるのではないか。

NRW 州においては、承認団体の意見提出に焦点を当てて共同事務所へ制度的助成を提供している。本事務所は、意見提出方法等を記した詳細かつ実効的な参加マニュアルの策定も行っている。一方で、BW 州では、承認団体、承認団体以外の団体や地域グループを取り纏める LNV に対して制度的助成を行っている。例えば、LNV は今回調査対象とした ARGE Nord-Ost のような小規模団体ともネットワークを持っている。

ARGE Nord-Ost は、ビオトープ作りの労働対価として市から財政支援を受けてい

別添 4

る。その資金は、高速道路建設の反対運動に使われている。ドイツの行政機関と面談をすると、「団体の公的機能に対して資金を出しているため、反対意見があっても問題ない。政府が考え付かないことを提案してくれる。」という話をよく聞く。日本とは異なり、政策批判は通常の建設的な活動とみなされている。

青年部への制度的助成の背景として、ドイツにおいては、若い人々を自然環境保全活動に引き入れることがテーマとなっていることがあるだろう。ただし、森林組合への制度的助成は、歴史的背景があるもので、一度助成を始めたら停止することは困難ということもあり、今なら認められないものであるようだ。また、ドイツでは、過去に兵役の代わりにボランティアを行う制度もあり、若者に自然環境保全活動に馴染んでもらおうという取組みもあったという背景もある。

(柏木委員)

調査対象の助成制度について、人件費単価は決められているか。各助成制度がカバーする人件費について、正規職員の人件費はカバーされないのか。

(事務局)

各助成制度のガイドラインにおいては、特に決められていない。

BfN の助成制度では、基本的には正規職員の人件費はカバーしないが、④自然環境保護団体への助成金制度では、求められている自己負担分において、正規職員の人件費の 50%を計上できることになっている。NRW 州の助成制度については、明記がなく、NRW 州財団の助成制度では、正規職員の人件費はカバーしないとなっている。

※ (大久保委員) NRW 州財団の助成制度では、「プロジェクトスタッフの人件費をカバーする。ただし、期限を定めない人件費はカバーしないため、10%までの間接費で対応すること」となっている。

(大久保委員)

例えば、NABU NRW では、正規職員として事務局長などを挙げていた。正規職員の範囲が異なることもありうる。欧州においては、概して一律の固定的な決まりはなく、助成先との協議を通じて事情を考慮し人件費を決定していくという柔軟さがあるということができる。

(柏木委員)

米国にも、正規職員に人件費を出してはならないという決まりはない。そうでな

ければ助成対象の活動を有効に行うことができないだろう。

(道家委員)

欧州の NGO にはフリーランスが多いという背景もあるかもしれない。正規職員の
人件費は会員費でカバーし、それ以外はプロジェクト助成で都度フリーランスを雇
用してカバーしていることが多い。

(ERCA)

基金では、助成金の提供方法（人件費、間接費）も検討しており、諸外国での状
況を参考にしたいと考えている。よって、正社員の範囲や人件費カバーの内容につ
いて整理してほしい。

(道家委員)

昨年度の調査を踏まえると、米国においては、行政はその機能を NGO に委託して
おり、プロフェッショナルな役割を期待している。一方でドイツは、NGO の役割や機
能を明確に位置づけて、価値を見出しているという印象を受けた。

資料 2 の P7 の②試験開発プロジェクト助成金制度について、本体事業は自己負担
を求めるものの、モニタリングやフォローアップ活動については 100%助成金がカバ
ーすることになっている。このことから、助成金を提供しっぱなしではない、とい
う意思が明確にわかる。

制度的助成については、日本で試行できればよいと考える。例えば、IUCN は、行
政のために環境 NGO のコーディネートをを行っているが、その費用は持ち出しとなっ
ている。日本において何らかのシンボリックな活動を目立たせなければ寄付の募集が
難しいことを考えると、財政的にも厳しいものがある。

以上のような状況を勘案すると、日本にはドイツ型の財政支援制度のほうが機能
するのではないかと考える。

(大久保委員)

IUCN の調整業務について対価がないことは驚きである。昨年度の EU への調査にお
いて、EU の担当者が、「NGO のコーディネーション業務は自立できるものではない。
調整という公的機能に対する対価（助成）は当然である。これは団体への支援ではな
い。」と言っている。

(柏木委員)

別添 4

米国では民間の助成財団がそれを行うことによって、影響力について広くアピールしているという違いがある。

国際協力分野において、国際協力機構（JICA）が NGO 協議会のコーディネーション業務（NGO-JICA 協議会事務局委託業務）について、資金を供与している。どのような理由で本資金を供与しているか調べることも、環境分野の制度的助成を検討する上で有効になる。

日本の助成制度の課題としては、予算の持続性が挙げられるだろう。政策の見直しに対してどのように助成を担保するのかという問題である（例として、日本財団が財源を競艇に大きく依存しているというリスクがある）。ドイツの州財団では、宝くじやカジノが財源となっている。カリフォルニアでは、罰金を特定プロジェクトに回すことも可能。また、アメリカでは、住民提案から政策ができて団体に資金が回るようになっている。

（大久保委員）

ドイツは行政の各部局が政策実施のために助成制度を設け（予算を助成につけている）環境 NGO を支援している一方で、基金は団体助成のための予算で NGO の財政支援を実施している。（ドイツの状況を踏まえると）委託で実施しているものを助成で行うこともありうるのではないか。

ドイツでは、交通反則金について、裁判所がどのような団体の活動資金にするなど決めることができる。これもまた、予算の持続性に対する解決策のひとつともなりうる。

（道家委員）

財源確保には SDGs 関連が活用できると考えている。SDGs が記載されている 2030 アジェンダの「leave no one behind」においては、サービスから最も遠い人から助けることを掲げている。これを踏まえると、企業は NGO と一緒に活動する必要が出てくるだろう。また、日本全体の経済活動が縮小する中で、公益を確保するために、民間資金の取得を含めた予算確保のロジックが必要となる。よって、こうした NGO と企業との協働に投資する（財政支援を行う）こともありうるだろう。

（大久保委員）

（環境 NGO である）NaturFreunde ヴュルテンベルクは、SDGs を活用して財源が増えたとしている。社会統合のための予算の事例でもある。

別添 4

ドイツでは、「環境 NGO の組織開発への取組み」という問題設定がピンと来ていない様子だった。あくまで事業の遂行に対して NGO への助成を行っているのである。

州の助成制度の基本方針をみると、正規職員の労働時間のうち、プロジェクトに従事した時間を計上できるようだ。おそらく、正規職員の人件費については、ケースバイケースで柔軟に対応していることが想定される。

(環境省)

各部局が特定政策へ財政支援を行う制度は、補助金に該当するだろう。

ドイツでは、助成金の評価（アカウンタビリティ等の観点から）がどうなっているかという点に関心がある。

(4) 今後のスケジュール案

事務局より、各委員の方へ、3月18日（月）を目処に基金への示唆等のコメントを頂くことを依頼。

3. 閉会

以 上

リサイクル適性 

- この印刷物は、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。